

第 5 期熊本県障がい福祉計画 ・
第 1 期熊本県障がい児福祉計画
について

第1章 計画の概要

計画の趣旨、位置付け

- ・障害者総合支援法第89条第1項及び改正児童福祉法（平成30年4月1日施行）第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定
- ・第5期熊本県障がい者計画（H27～32）のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け

計画の期間

H30～32年度まで：3年間

計画の推進体制

PDCAサイクルにより、定期的に調査・分析・評価

第2章 計画の基本方針

基本理念

- (1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 障がい者等が身近な地域で必要とするサービスの確保
- (3) 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり
- (4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保
- (2) 相談支援の提供体制の確保
- (3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい福祉圏域

二次保健医療圏域と同一 10圏域

第3章 障がい者等を取り巻く状況

- 1 統計データ
 - (1) 人口の状況
 - (2) 障がい者等の状況
- 2 障がい当事者・家族団体からの意見聴取
- 3 障害福祉サービス等の体系

第4章 成果目標と活動指標（平成32年度を目標年度とする成果目標及び活動指標を設定）

成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 地域生活移行者数の増加
H28年度末時点の施設入所者数の **8% (237人)**以上がH32年度末までに地域生活へ移行
- (2) 施設入所者数の減少
H32年度末時点の施設入所者数をH28年度末時点から**2% (60人)**以上減少

【参考：第4期計画の実績】 ※H28年度までの実績
 (1) H25年度末の施設入所者数(2,984人)の2.9%(87人)が地域生活へ移行
 (2) H25年度末の施設入所者数から0.9%(28人)減少

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) H32年度末までに**全ての圏域ごと**に精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による**協議の場を設置**
- (2) 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少
・H32年度末の1年以上の長期入院患者数を**3,113人(65歳以上)**、**1,273人(65歳未満)**
- (3) 精神病床における早期退院率の上昇
・H32年度における入院後3か月時点の退院率を **69%**以上
・ // 6か月時点の退院率を **84%**以上
・ // 1年時点の退院率を **90%**以上

【参考：第4期計画の実績】
 (1) H28年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置済み圏域数：0圏域
 (2) H26年における1年以上長期入院患者数：3,439人(65歳以上)、1,819人(65歳未満)
 (3) H28年度における早期退院率：入院後3か月時点59.6%、6か月時点81.4%、1年時点 89.0%

3 地域生活支援拠点等の整備

H32年度末までに、**地域生活支援拠点等を各圏域に少なくとも1つ整備**

【参考：第4期計画の実績】
 H28年度末において地域生活支援拠点等を整備済み圏域数：0圏域

4 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
H32年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数をH28年度実績(230人)の**1.5倍(345人)**以上
- (2) 就労移行支援事業の利用者数の増加
H32年度末における就労移行支援事業の利用者数をH28年度末利用者数(404人)から**1.2倍(485人)**以上
- (3) 就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率の上昇
H32年度において就労移行率が3割以上の事業所を全体の**50%**以上
- (4) 就労定着支援事業利用者の職場定着率の設定
H32年度において就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を**80%**以上

【参考：第4期計画の実績】
 (1) H28年度における一般就労移行者数：230人(H24年度実績の1.65倍)
 (2) H28年度末の就労移行支援利用者数：404人(H25年度末実績の0.83倍)
 (3) H28年度における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合：31.6%

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
・H32年度末までに児童発達支援センターを**圏域に少なくとも1か所以上**設置
・H32年度末までに**全ての市町村**において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- (2) 重症心身障がい児支援
・H32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を**各市町村に少なくとも1か所以上**確保(市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保)
- (3) 医療的ケア児支援
・H30年度末までに、**県、各圏域及び各市町村**において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための**協議の場を設置**(市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での圏域での設置)

【参考：H28年度末時点の実績】
 (1) 児童発達支援センター設置済み圏域数：6圏域(11か所)
 保育所等訪問支援を利用できる体制整備済み市町村数：18市町村
 (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がある市町村数：7市町
 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関連携を図る協議の場の設置済み市町村数：2市町

活動指標

- ①福祉施設から一般就労への移行等
- ②発達障がい者等に対する支援

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

<p>訪問系</p> <p>① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 62,467時間/月 (H29比：1.31倍) 3,082人/月 (H29比：1.30倍)</p> <p>⑫ 自立生活援助 178人/月 (※新サービス)</p> <p>⑬ 共同生活援助 2,841人/月 (H29比：1.21倍)</p> <p>⑭ 施設入所支援 2,902人/月 (H29比：△2.1%)</p>	<p>日中活動系</p> <p>② 生活介護 ※ 107,445人日/月 (H29比：1.14倍) 5,523人/月 (H29比：1.16倍)</p> <p>③ 自立訓練(機能訓練) 881人日/月 (H29比：2.14倍) 54人/月 (H29比：1.93倍)</p> <p>④ 自立訓練(生活訓練) 7,019人日/月 (H29比：1.06倍) 430人/月 (H29比：1.25倍)</p> <p>⑤ 就労移行支援 11,331人日/月 (H29比：1.54倍) 682人/月 (H29比：1.60倍)</p> <p>⑩ ⑪ 短期入所(福祉型・医療型) 4,941人日/月 (H29比：1.40倍) 1,011人/月 (H29比：1.61倍)</p>	<p>⑥ 就労継続支援(A型) ※ 72,541人日/月 (H29比：1.26倍) 4,043人/月 (H29比：1.40倍)</p> <p>⑦ 就労継続支援(B型) ※ 77,529人日/月 (H29比：1.31倍) 4,430人/月 (H29比：1.34倍)</p> <p>⑧ 就労定着支援 221人/月 (※新サービス)</p> <p>⑨ 療養介護 729人/月 (H29比：1.06倍)</p>
--	--	---

※のサービスについては、本計画に定めるサービスの必要量を超えない範囲で事業所等の指定を行います。
 (注)サービスの見込量は、H30.3実施予定の市町村計画における見込量の最終報告により異動が生じます。

相談支援

⑮ 計画相談支援	⑯ 地域移行支援
⑰ 地域定着支援 3,710人/月 (H29比：1.49倍)	

2 障害児支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

<p>障害児通所支援</p> <p>① 児童発達支援 ※ 15,303人日/月 (H29比：1.46倍) 3,213人/月 (H29比：1.65倍)</p> <p>② 医療型児童発達支援 357人日/月 (H29比：4.89倍) 73人/月 (H29比：4.56倍)</p> <p>③ 放課後等デイサービス ※ 52,073人日/月 (H29比：1.44倍) 5,744人/月 (H29比：1.62倍)</p> <p>④ 保育所等訪問支援 533人日/月 (H29比：6.27倍) 369人/月 (H29比：4.92倍)</p> <p>⑤ 居宅訪問型児童発達支援 178人日/月 42人/月 (※新サービス)</p>	<p>障害児入所支援</p> <p>⑥ 福祉型障害児入所施設 350人/月 (H29比：1.0倍)</p> <p>⑦ 医療型障害児入所施設 546人/月 (H29比：1.0倍)</p>	<p>障害児相談支援</p> <p>⑧ 障害児相談支援 3,384人/月 (H29比：2.11倍)</p>
--	--	---

第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

第7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第9章 熊本県障がい福祉計画(第3期～4期)の実績

熊本県障がい福祉計画（案）

第5期熊本県障がい福祉計画
第1期熊本県障がい児福祉計画
〔平成30年度～平成32年度〕

概要

（注）

- 障害福祉サービス等の見込量は、精査中であり、今後、異動が生じる。
- 当資料は、平成29年10月末時点で厚生労働省に中間報告を行った際の見込量等を記載。

平成30年2月20日現在
熊本県障がい者支援課

第1章 計画の概要

趣旨、位置付け

- ・ 障害者総合支援法第89条第1項及び改正児童福祉法（平成30年4月施行）第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定するもの。
- ・ 第5期熊本県障がい者計画（H27～32年度）のうち、障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け。

計画期間

- ・ 平成30年度から平成32年度までの3年間

計画の推進体制

- ・ PDCAサイクルにより、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じる

第2章 計画の基本方針

基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 障がい者等が身近な地域で必要とするサービスの確保
- (3) 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり
- (4) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保
- (2) 相談支援の提供体制の確保
- (3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい保健福祉圏域

（第7次保健医療計画における二次保健医療圏域と同一） 10圏域

第3章 障がい者等を取り巻く状況

- (1) 統計データ（①人口の状況、②高齢化の状況、③障がい者等の状況）
- (2) 障がい当事者・家族団体からの意見聴取
- (3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

第4章 成果目標と活動指標

※H32年度を目標年度

成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 地域生活移行者数の増加
施設入所者（H28年度末）の**8%(237人)**が地域生活へ移行（★基本指針:9%以上）
- (2) 施設入所者の削減
施設入所者(H28年度末)から**2%(60人)**減少

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) H32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
- (2) 精神病床における1年以上長期入院患者数
 - ・ 1年以上の長期入院患者数
65歳以上 3,113人
65歳未満 1,273人
- (3) 精神病床における早期退院率
 - ・ 入院後3か月時点の退院率を**69%以上**
 - ・ 入院後6か月時点の退院率を**84%以上**
 - ・ 入院後1年時点の退院率を**90%以上**

3 地域生活支援拠点等の整備

- (1) H32年度末までに、各圏域に地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

項目	数値	考え方
H28年度末時点における入所者（A）	2,956 人	H28.3.31の施設入所者数
目標年度入所者（B）	2,896 人	H32年度末時点の施設入所者数
【目標値】削減見込（A-B）	60 人 (2%)	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	237 人 (8%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度における長期入院患者数（65歳以上）	3,113 人	H32年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数
【目標値】目標年度における長期入院患者数（65歳未満）	1,273 人	
【目標値】目標年度における入院後3か月時点の退院率	69 %	H32年度における、入院後3か月・6か月・1年時点の退院率
【目標値】目標年度における入院後6か月時点の退院率	84 %	
【目標値】目標年度における入院後1年時点の退院率	90 %	

第4章 成果目標と活動指標

※H32年度を目標年度

成果目標

4 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
H28年度実績（230人）の**1.5倍**の年間**345人**
- (2) 就労移行支援事業の利用者の増加
H28年度末における利用者（404人）から
1.2倍以上増加し、**485人**
- (3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
就労移行率が3割以上の事業所を全体の
5割以上
- (4) 就労定着支援事業による支援開始1年後の
職場定着率が**8割以上**

項目	数値	考え方
H28年度の一般就労移行者数	230人	H28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	345人 (1.5倍)	H32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
H28年度末の就労移行支援事業の利用者数	404人	H28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	485人 (1.2倍)	H32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】目標年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上	50%	H32年度末において就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合
【目標値】目標年度の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率が8割以上	80%	H32年度において就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着した利用者の数の割合

第4章 成果目標と活動指標

※H32年度を目標年度

成果目標

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - 平成32年度末までに**児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1ヶ所以上設置**
 - // **全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築**
- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - 平成32年度末までに、**主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保**
(市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保)
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
 - **平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置**
(市町村単独での設置が困難な場合は、県が関与した上での、圏域での設置)

第4章 成果目標と活動指標

※H32年度における指標

成果目標と活動指標の関係

成果目標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

活動指標

成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み量や、その他の指標等（今回の指針においては2項目）

活動指標

1 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	341 人	成果目標におけるH32年度の一般就労移行者数（345人）に、過去の一般就労移行者数（実績）のうち、左記サービス利用者の占める割合をかけて算出。
職業訓練の受講者数	3 人	過去の訓練受講者数の実績等を考慮して設定。
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	836 人	一般就労者数（345人）から一般就労移行希望者数を見込み、過去の一般就労移行者数（実績）のうち、公共安定所経由による一般就労移行者数の占める割合をかけて算出。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	333 人	一般就労者数（345人）から一般就労移行希望者数を見込み、過去の一般就労移行者数（実績）のうち、障害者就業・生活支援センターの支援による一般就労移行者数の占める割合をかけて算出
公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	244 人	一般就労移行者数（345人）に、過去の一般就労移行者数（実績）のうち、公共職業安定所経由による一般就労移行者の占める割合をかけて算出。

第4章 成果目標と活動指標

活動指標

2 発達障がい者等に対する支援

項目	数値 (年度毎)	備考
発達障がい者支援地域協議会の開催数	2回	(県) 1回、(熊本市) 1回
発達障がい者支援センターによる 相談支援件数	<u>6,700</u> 件	実績数に平均伸び率をかけて算出
発達障がい者支援センター及び 発達障がい者地域支援マネジャーの 関係機関への助言件数	591 件	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者センター 実績に平均伸び率をかけて算出。 さらに、こども総合療育センター との連携件数を合算。 発達障がい者地域支援マネジャー 実績(見込み)に発達障がい者支援 センターの活動件数の伸び率をかけ て算出。
発達障がい者支援センター及び 発達障がい者地域支援マネジャーの 外部機関や地域住民への研修、啓発件数	719 件	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい者支援センター 実績に平均伸び率をかけて算出。 発達障がい者地域支援マネジャー 実績(見込み)に発達障がい者支援 センターの活動件数の伸び率をかけ て算出。

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

都道府県計画においては、市町村計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整を行うことが必要。

市町村計画

各年度、種類ごとのサービス量の見込み

※障がい者・障がい児のニーズ、現在の利用者数、今後の地域移行者数、地域における児童数の推移、地域の情勢等を総合的に勘案し、見込量を設定

連携



整合性を図る

県計画

各市町村のサービス量の見込みの積上げ
※圏域ごと、県全体のサービス量の見込み

※特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A・B型）及び特定障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援（※平成30年度～））については、福祉計画において定める必要量の範囲内での事業所等の指定を行う

（注）
※H29年10月末に厚労省へ中間報告をした際の見込量（仮）を記載。
※H30年3月に最終報告を行い、見込量を確定する。

【参考】障害福祉サービス等の見込量の単位について

- ・時間分：月間のサービス提供時間
- ・人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
- ・人分：月間の利用人数

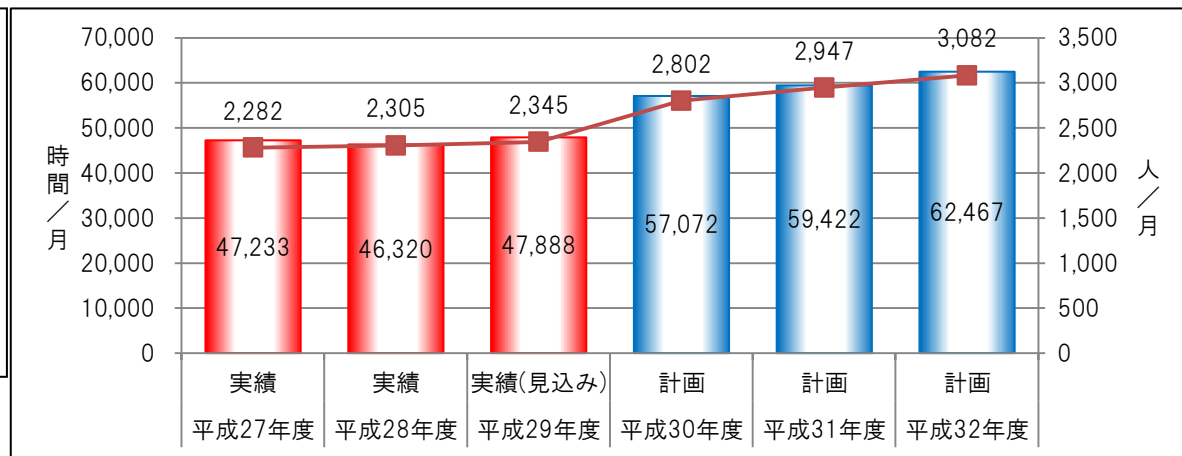
第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

(1) 訪問系サービス

- ① ■ 居宅介護 : 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
- 重度訪問介護 : 重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。
- 同行援護 : 重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
- 行動援護 : 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
- 重度障害者等包括支援 : 介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。



【第5期計画における見込み】
H29年度実績（見込み）と比較し、H32年度には、利用量約1.30倍、利用者数約1.31倍の見込み。

■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
時間/月	47,233	46,320	47,888	57,072	59,422	62,467
人/月	2,282	2,305	2,345	2,802	2,947	3,082

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

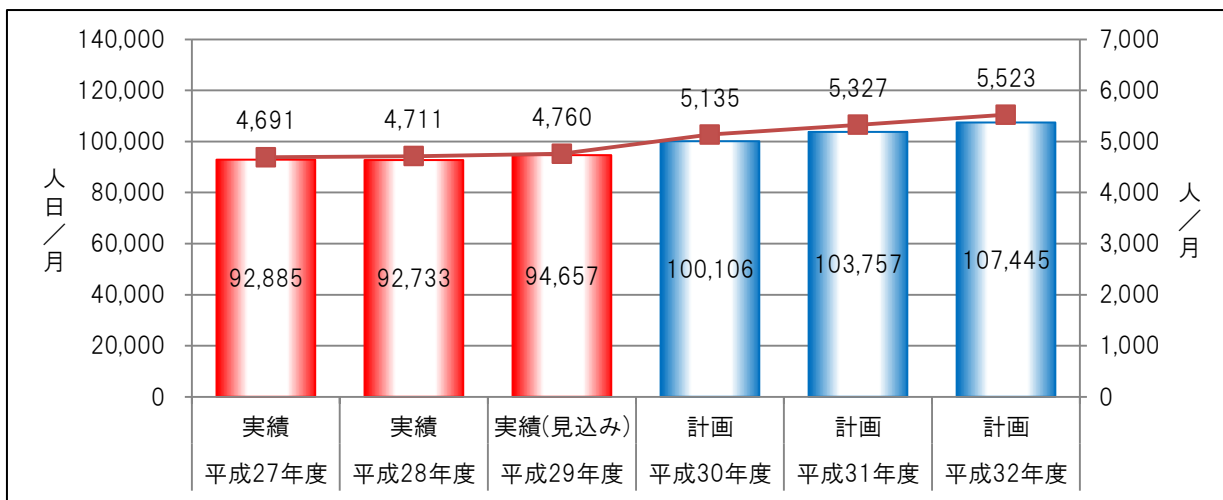
(2) 日中活動系サービス

② 生活介護：常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
平成29年度実績（見込み）
 と比較し、平成32年度には、**利用量約1.14倍、利用者数約1.16倍の見込み。**



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人日/月	92,885	92,733	94,657	100,106	103,757	107,445
人/月	4,691	4,711	4,760	5,135	5,327	5,523

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

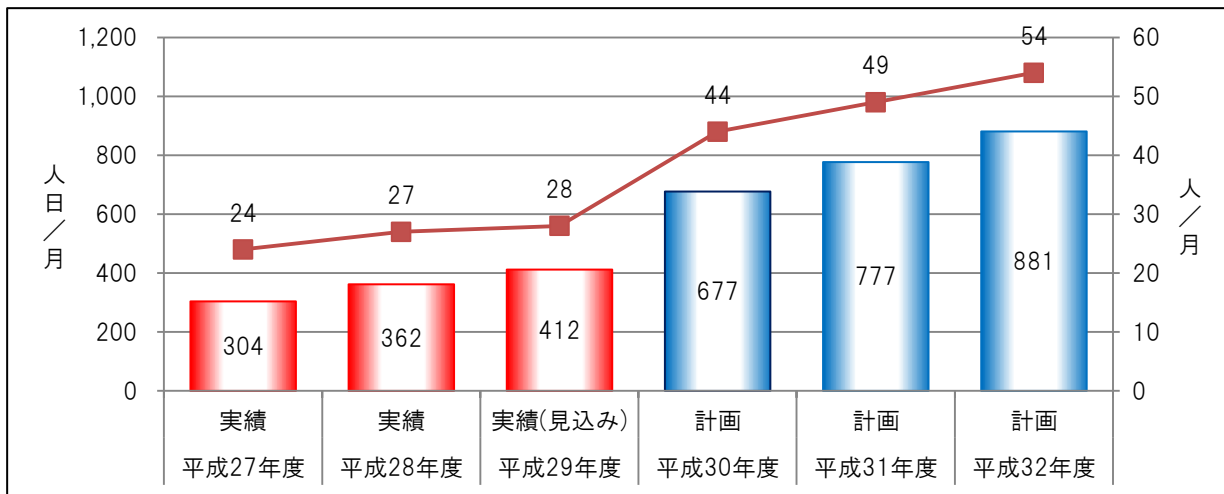
(2) 日中活動系サービス

③ 自立訓練（機能訓練）：自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
H29年度実績（見込み）と比較し、H32年度には、利用量約2.14倍、利用者数約1.93倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人日/月	304	362	412	677	777	881
人/月	24	27	28	44	49	54

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

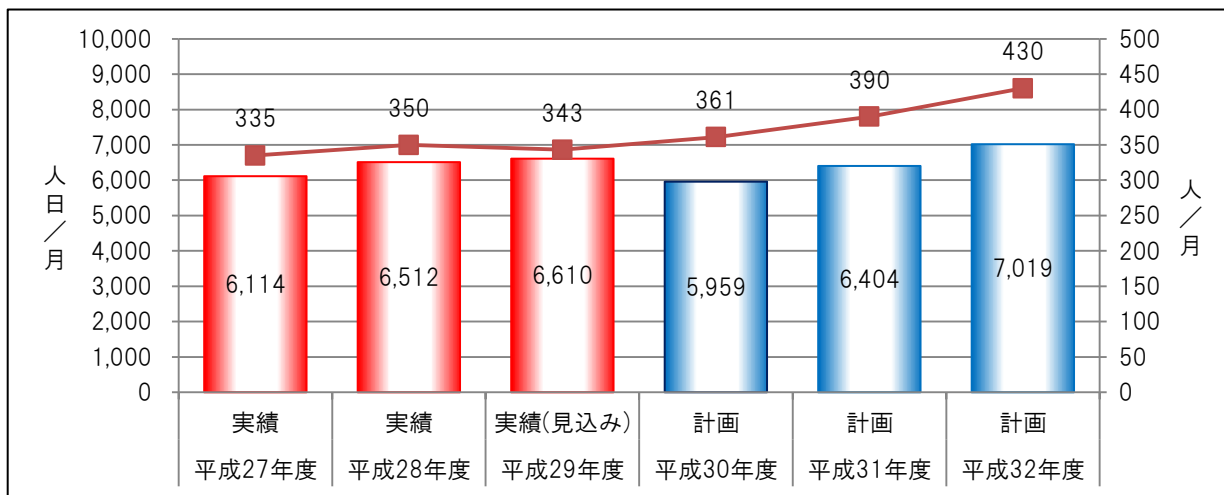
（2）日中活動系サービス

④ 自立訓練（生活訓練）：自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活介護）利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、
 利用量約1.06倍、利用者数約1.25倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人日/月	6,114	6,512	6,610	5,959	6,404	7,019
人/月	335	350	343	361	390	430

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

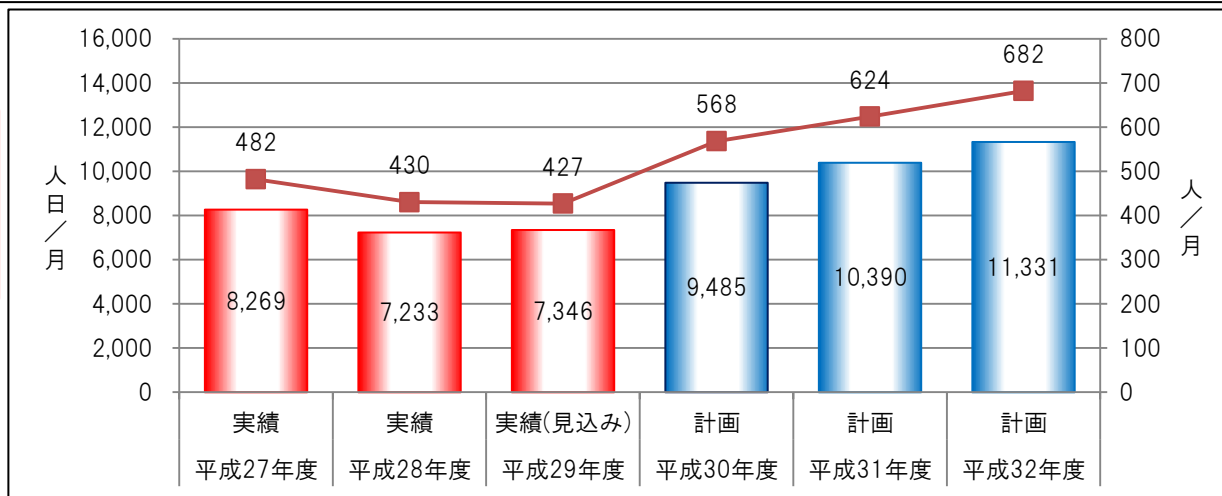
（2）日中活動系サービス

⑤ 就労移行支援：就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.54倍、利用者数約1.60倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人日/月	8,269	7,233	7,346	9,485	10,390	11,331
人/月	482	430	427	568	624	682

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

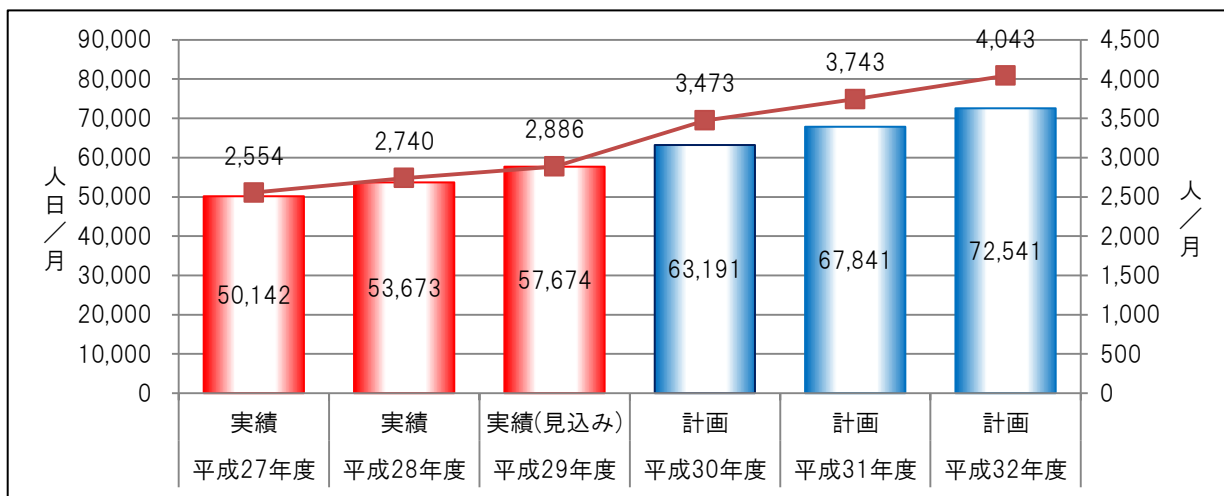
（2）日中活動系サービス

⑥ 就労継続支援（A型）：一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(A型)の利用が見込まれる者の数、就労継続支援(A型)の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
平成29年度実績（見込み）
 と比較し、平成32年度には、
 利用量約1.26倍、利用者数約
 1.40倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人日/月	50,142	53,673	57,674	63,191	67,841	72,541
人/月	2,554	2,740	2,886	3,473	3,743	4,043

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

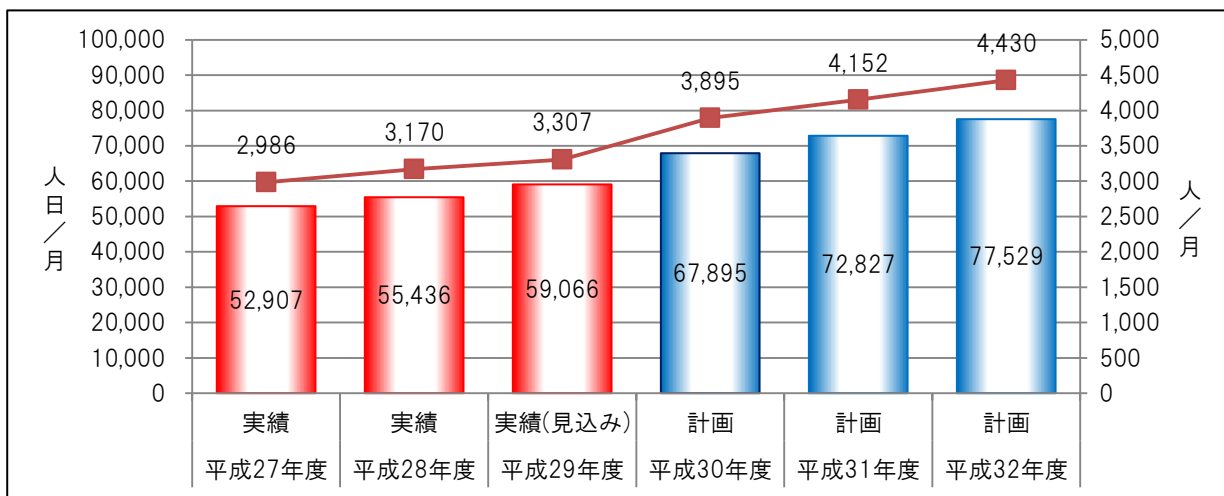
（2）日中活動系サービス

⑦ 就労継続支援（B型）：一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(B型)の利用が見込まれる者の数、就労継続支援(B型)の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
平成29年度実績（見込み）
 と比較し、平成32年度には、**利用量約1.31倍、利用者数約1.34倍の見込み。**



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人日/月	52,907	55,436	59,066	67,895	72,827	77,529
人/月	2,986	3,170	3,307	3,895	4,152	4,430

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

（2）日中活動系サービス

⑧ 就労定着支援：一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所等との連絡調整等の支援を行います。

※H30年度から開始予定の新しいサービス

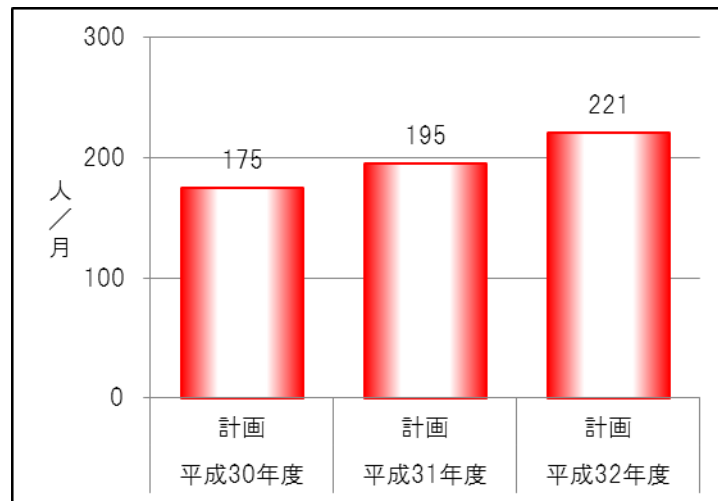
【国の基本指針】

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
平成32年度には、利用者数221人の見込み。

■利用者数（計画）

区分	第5期計画		
	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人／月	175	195	221



第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

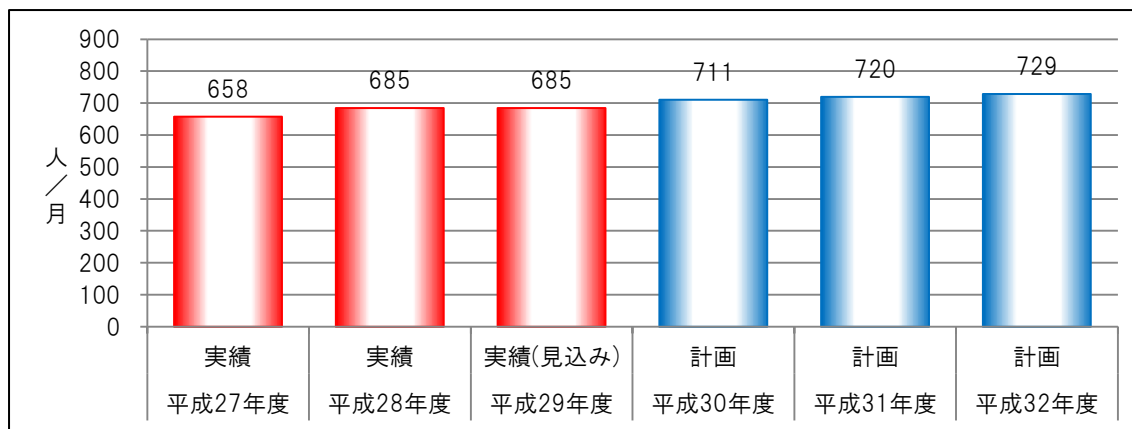
(2) 日中活動系サービス

⑨ 療養介護：医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
平成29年度実績（見込み）
 と比較し、平成32年度には、利用者数約1.06倍の見込み。



■利用者数（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人/月	658	685	685	711	720	729

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

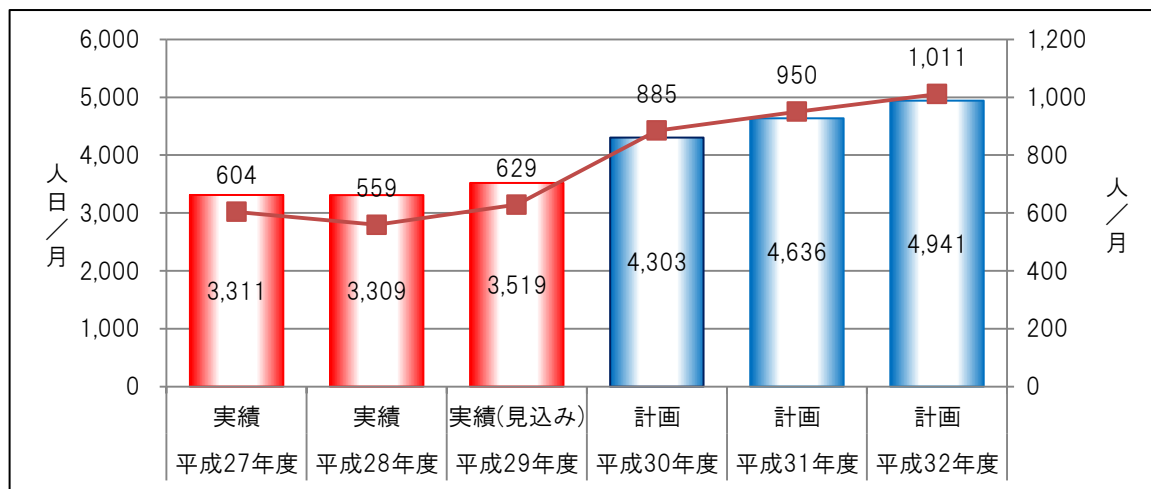
（2）日中活動系サービス

⑩、⑪ 短期入所（福祉型、医療型）：家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.40倍、利用者数約1.61倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人日/月	3,311	3,309	3,519	4,303	4,636	4,941
人/月	604	559	629	885	950	1,011
福祉型		2,757	2,848	3,627	3,907	4,165
		454	509	742	797	849
医療型		552	671	676	729	776
		105	120	143	153	162

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

(3) 居住系サービス

- ⑫ 自立生活援助：地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
※H30年度から開始予定の新しいサービス

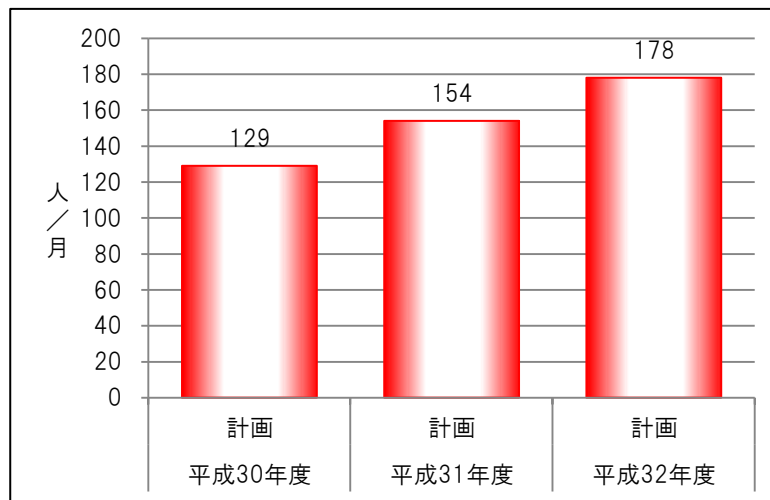
【国の基本指針】

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
平成32年度には、利用者数178人の見込み。

■利用者数（計画）

区分	第5期計画		
	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人／月	129	154	178



第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

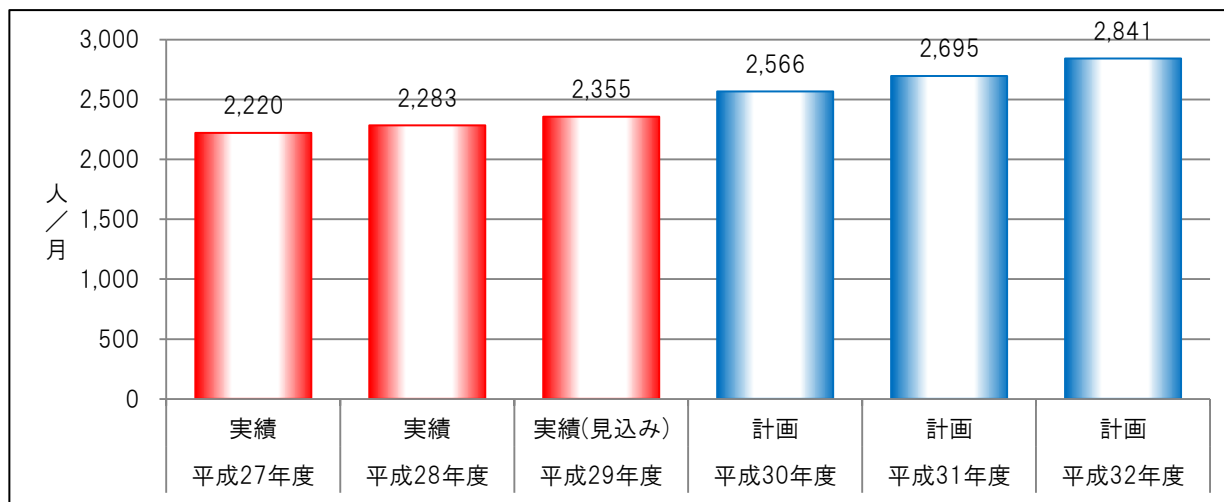
（3）居住系サービス

⑬ 共同生活援助：地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約1.21倍の見込み。



■利用者数（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人／月	2,220	2,283	2,355	2,566	2,695	2,841

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

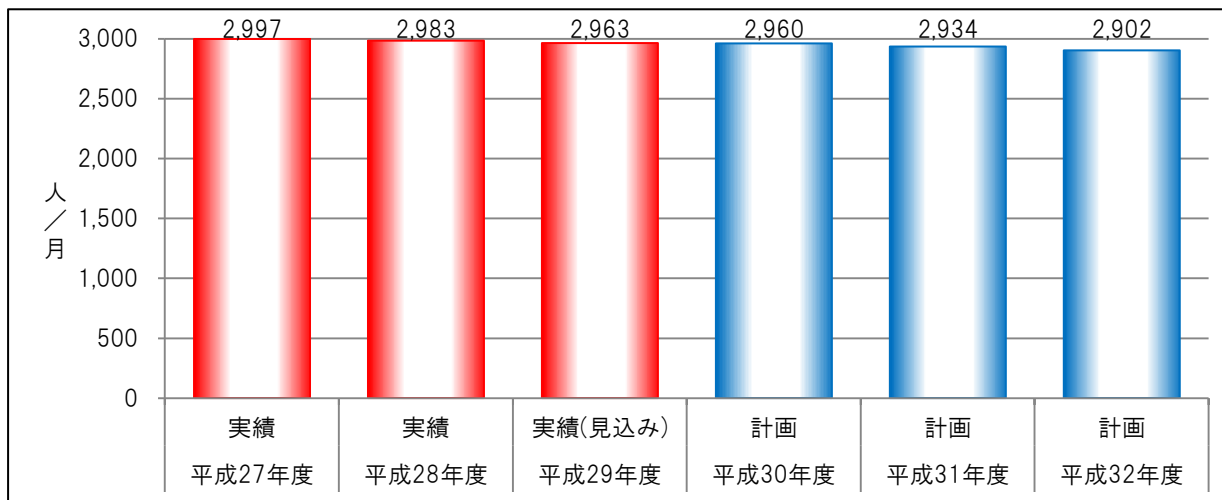
（3）居住系サービス

⑭ 施設入所支援：施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

【国の基本指針】

平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【第5期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約2.1%減少の見込み。



■利用者数（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人／月	2,997	2,983	2,963	2,960	2,934	2,902

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

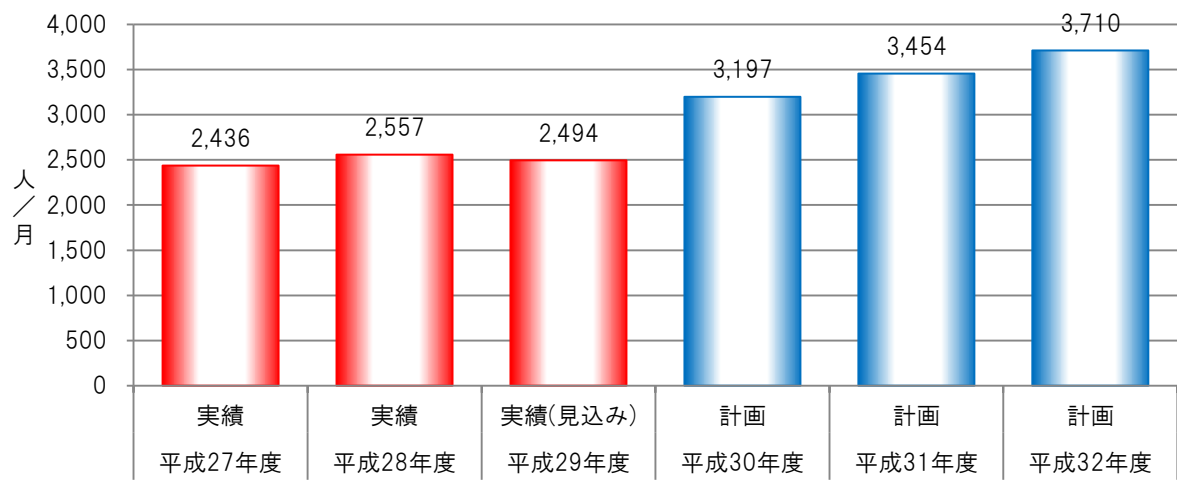
（4）相談支援

⑮ 計画相談支援：地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。

⑯ 地域移行支援：住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

⑰ 地域定着支援：地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。

【第5期計画における見込み】
平成29年度実績（見込み）
 と比較し、平成32年度には、利用者数約1.49倍の見込み。



■利用者数（計画、実績）

区分	第4期計画			第5期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
計（人／月）	2,436	2,557	2,494	3,197	3,454	3,710
計画相談（人／月）	2,424	2,544	2,482	3,054	3,289	3,518
地域移行（人／月）	4	3	3	58	66	79
地域定着（人／月）	8	10	9	85	99	113

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

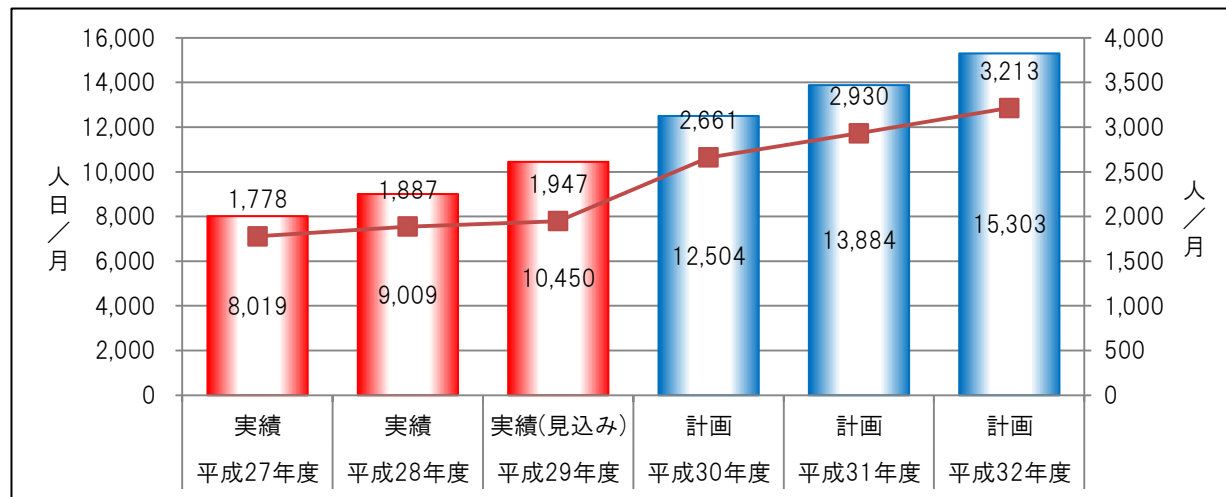
（1）障害児通所支援

① 児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第1期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量は約1.46倍、利用者数約1.65倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	熊本県障がい福祉計画（第4期）			熊本県障がい児福祉計画（第1期）		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人日/月	8,019	9,009	10,450	12,504	13,884	15,303
人/月	1,778	1,887	1,947	2,661	2,930	3,213

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

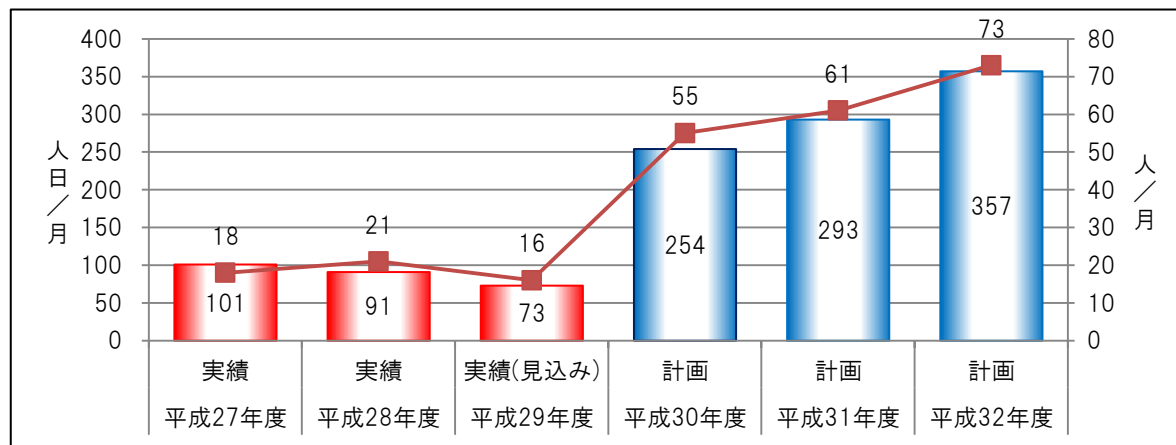
(1) 障害児通所支援

② 医療型児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第1期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約4.89倍、利用者数約4.56倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	熊本県障がい福祉計画（第4期）			熊本県障がい児福祉計画（第1期）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人日/月	101	91	73	254	293	357
人/月	18	21	16	55	61	73

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

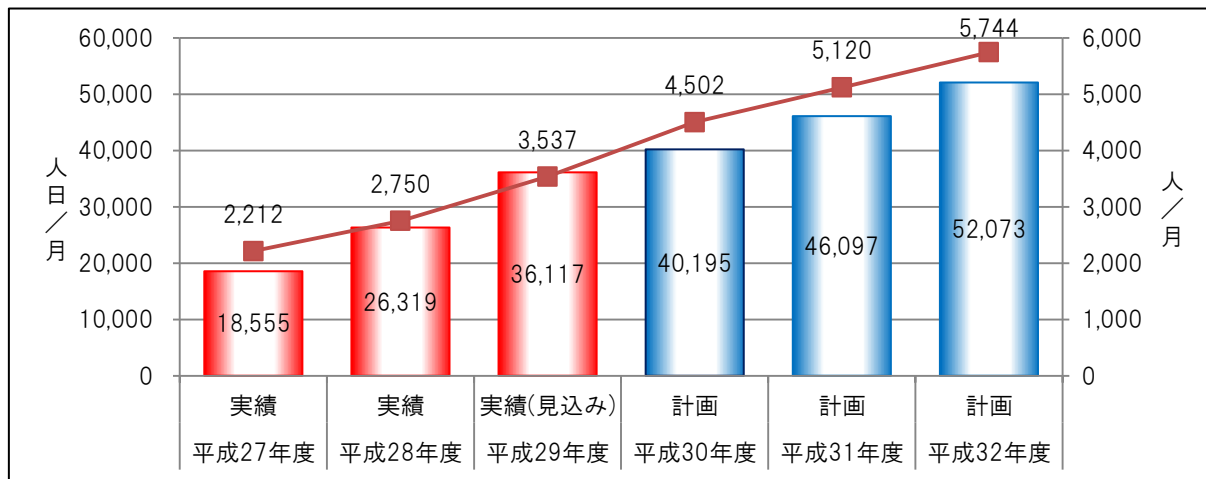
(1) 障害児通所支援

③ 放課後等デイサービス：授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のため必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第1期計画における見込み】
平成29年度実績（見込み）
 と比較し、平成32年度には、**利用量約1.44倍、利用者数約1.62倍の見込み。**



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	熊本県障がい福祉計画（第4期）			熊本県障がい児福祉計画（第1期）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人日/月	18,555	26,319	36,117	40,195	46,097	52,073
人/月	2,212	2,750	3,537	4,502	5,120	5,744

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

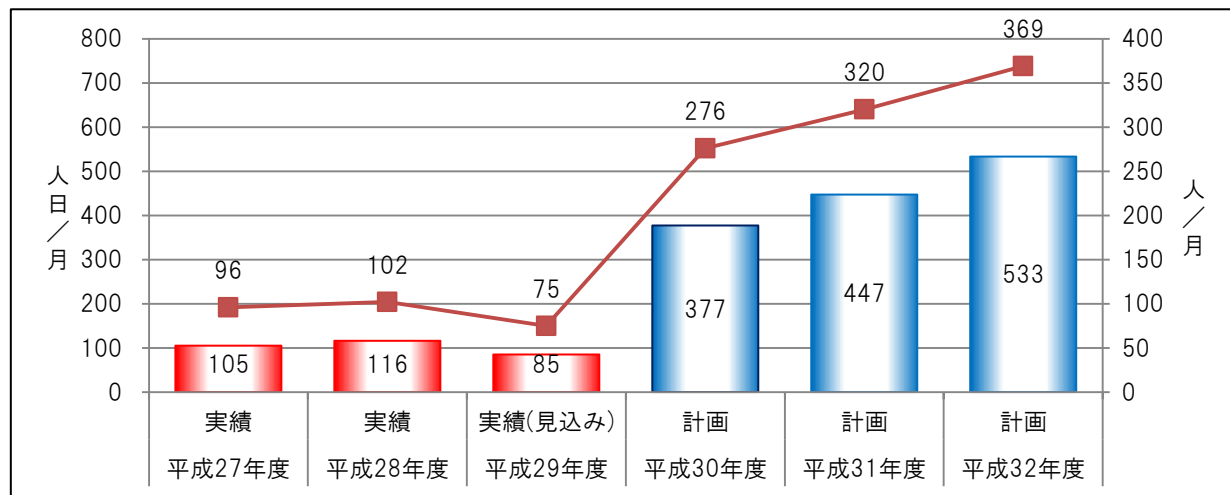
（1）障害児通所支援

④ 保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第1期計画における見込み】
 平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約6.27倍、利用者数約4.92倍の見込み。



■利用者数及び量（計画、実績）

区分	熊本県障がい福祉計画（第4期）			熊本県障がい児福祉計画（第1期）		
	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績(見込み)	平成30年度 計画	平成31年度 計画	平成32年度 計画
人日/月	105	116	85	377	447	533
人/月	96	102	75	276	320	369

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

（1）障害児通所支援

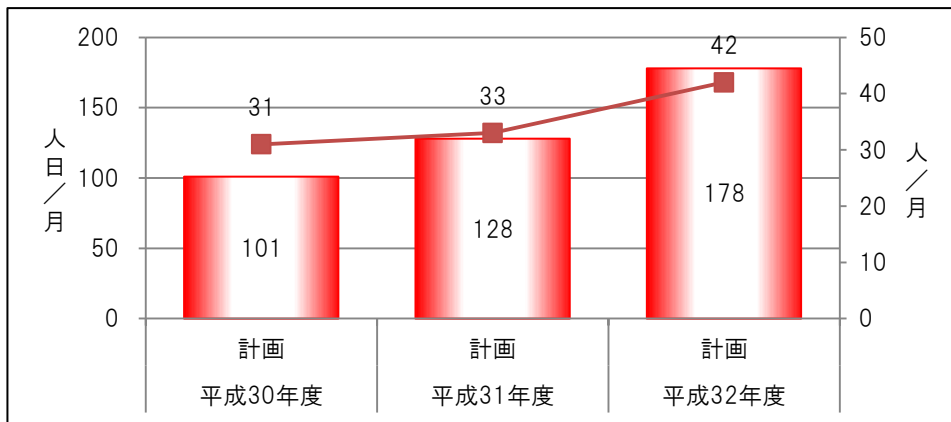
⑤ 居宅訪問型児童発達支援：障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

※H30年度から開始予定の新しいサービス

【国の基本指針】

域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【第1期計画における見込み】
平成32年度には、利用量
178人日／月、利用者数42人
の見込み。



■利用者数及び量（計画）

区分	熊本県障がい児福祉計画（第1期）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	計画	計画	計画
人日／月	101	128	178
人／月	31	33	42

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

(2) 障害児入所支援

⑥、⑦ 障害児入所支援（福祉型、医療型）：施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■利用者数及び量（計画）

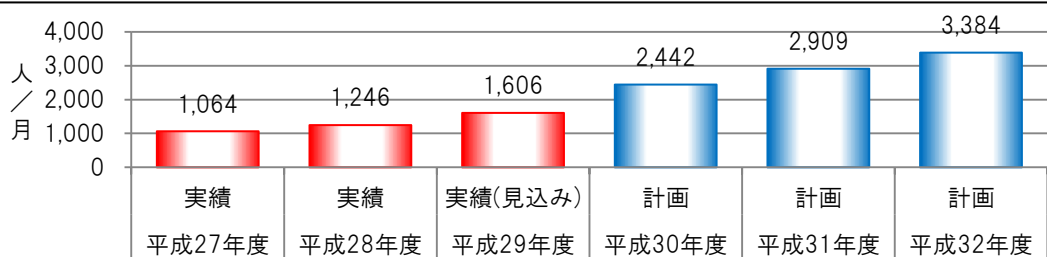
区分	熊本県障がい児福祉計画（第1期）					
	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	計画		計画		計画	
	福祉型	医療型	福祉型	医療型	福祉型	医療型
人/月	350	546	350	546	350	546

(3) 障害児相談支援

⑧ 障害児相談支援：障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【国の基本指針】

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。



【第1期計画における見込み】
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約2.11倍の見込み。

■利用者数（計画、実績）

区分	熊本県障がい福祉計画（第4期）			熊本県障がい児福祉計画（第1期）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実績	実績	実績(見込み)	計画	計画	計画
人/月	1,064	1,246	1,606	2,442	2,909	3,384

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

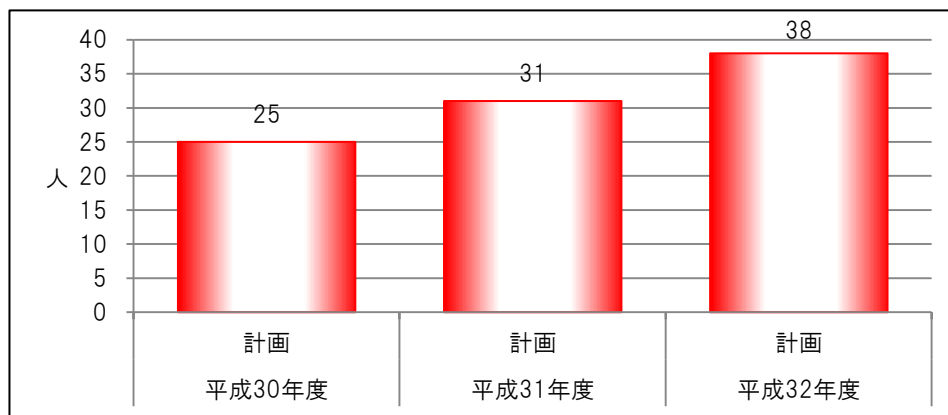
（4）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- 医療的ケア児コーディネーターの配置人数：
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【国の基本指針】

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

【第1期計画における見込み】
平成32年度には、38人を配置する見込み。



■利用者数（計画）

区分	熊本県障がい児福祉計画（第1期）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	計画	計画	計画
人	25	31	38

第5章 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

(5) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備

■ 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制に係る定量的な目標

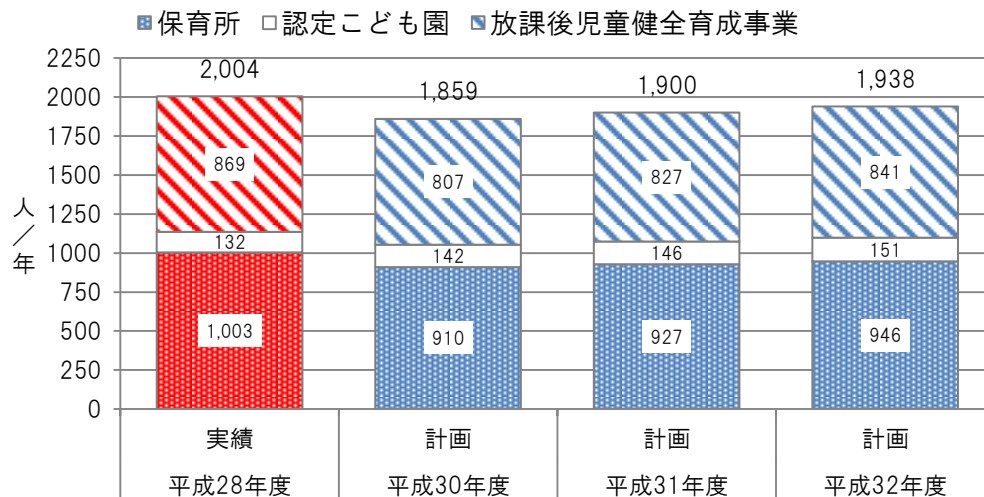
【 国の通知 】

子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標（各施設における障がい児の受入人数）を設定

【 第1期計画における見込み 】

平成32年度には、障がい児の受入人数は1,938人の見込み。

区分	現状 (平成28年度) (人)	第1期計画		
		平成30年度 障がい児 受入人数見込み (人)	平成31年度 障がい児 受入人数見込み (人)	平成32年度 障がい児 受入人数見込み (人)
放課後児童健全育成事業	869	807	827	841
認定こども園	132	142	146	151
保育所	1,003	910	927	946
計	2,004	1,859	1,900	1,938



第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

- 1 基本的な考え方
サービスを担う人材の確保や資質の向上、サービスの質の向上等の取組みを推進
- 2 実施する事業の内容
 - (1) サービスの提供に係る人材の育成（研修）
 - (2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 4 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

第7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業

- 1 事業の実施に関する考え方
- 2 実施する地域生活支援事業の内容
 - (1) 専門性の高い相談支援事業
 - (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
 - (5) 広域的な支援事業
 - (6) サービス・相談支援者、指導者育成事業
 - (7) 任意事業

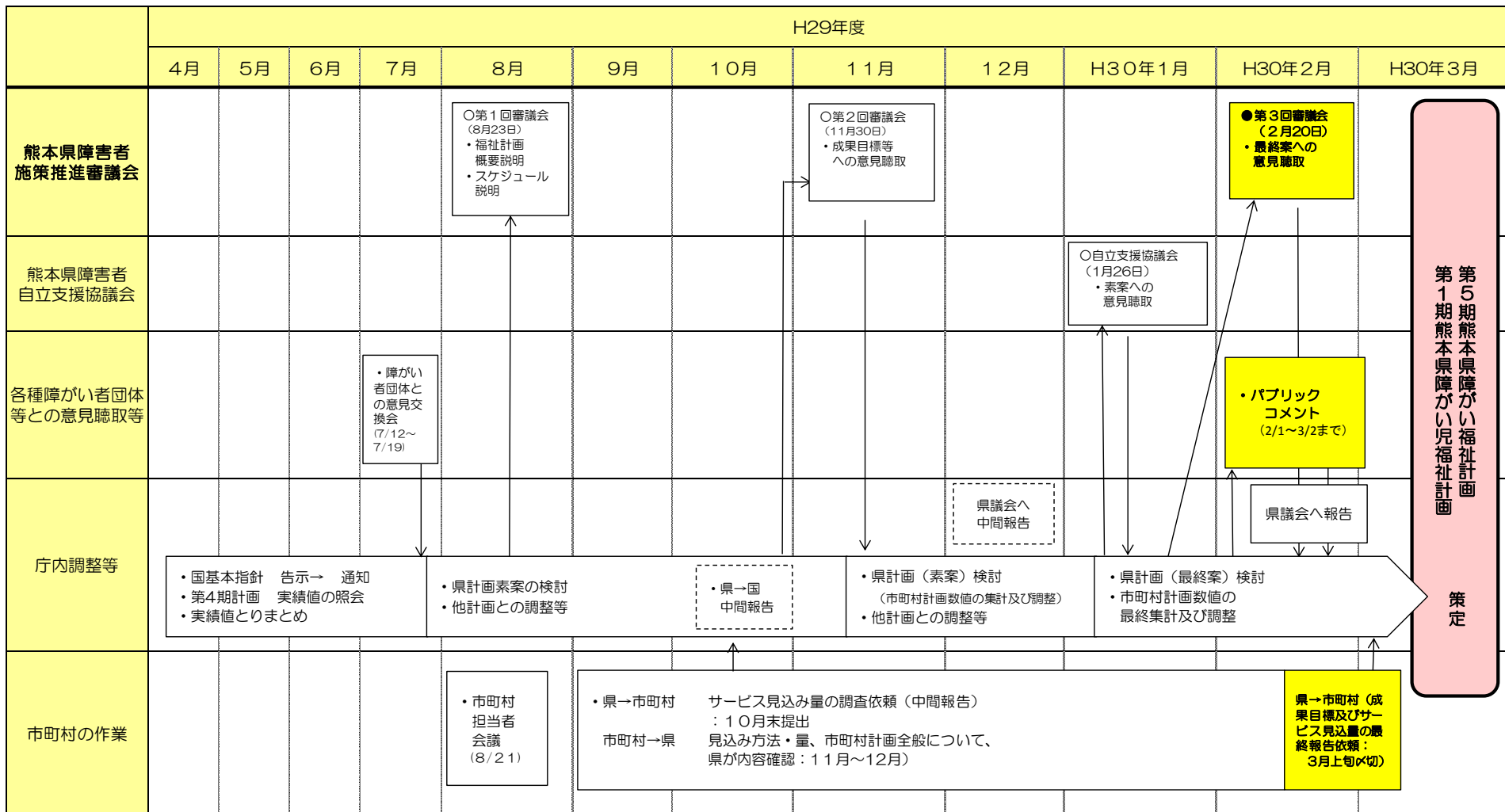
【例】・発達障害者支援センター運営事業
・障害児等療育支援事業
・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 等

- 3 実施する地域生活支援促進事業の内容
 - (1) 県地域生活支援促進事業

【例】・障害者就業・生活支援センター事業
・障害者虐待防止対策支援事業 等

第9章 熊本県障がい福祉計画(第3期～4期)の実績等

第5期熊本県障がい福祉計画・第1期熊本県障がい児福祉計画 策定スケジュール



熊本県障がい福祉計画

第5期熊本県障がい福祉計画
第1期熊本県障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

案

(注)

- ◆障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量については精査中であり、今後異動が生じます。
- ◆当資料は、平成29年10月末現在で厚生労働省に中間報告を行った際の見込量等を記載しています。

平成30年●月

熊本県

目次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	… 1
2 計画の位置付け	… 1
3 計画の期間	… 2
4 計画の推進体制	… 2
第2章 計画の基本方針	
1 計画の基本理念	… 3
2 計画の基本的な考え方	… 4
3 区域の設定	… 8
第3章 障がい者等を取り巻く状況	
1 統計データ	… 10
(1) 人口の状況	
(2) 障がい者等の状況	
2 障がい当事者・家族団体からの意見聴取	… 13
3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系	… 14
第4章 成果目標と活動指標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	… 17
(1) 地域生活移行者数の増加	
(2) 施設入所者数の減少	
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	… 18
(1) 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	
(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少	
(3) 精神病床における早期退院率の上昇	
3 地域生活支援拠点等の整備	… 19
4 福祉施設から一般就労への移行等	… 20
(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加	
(2) 就労移行支援事業の利用者数の増加	
(3) 就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率の上昇	
(4) 就労定着支援事業利用者の職場定着率の設定	
5 障がい児支援の提供体制の整備等	… 23
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	
(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
6 発達障がい者等に対する支援	… 24
第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策	
1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	… 25
2 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	… 40
第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上	
1 基本的な考え方	… 50
2 実施する事業の内容	… 50
(1) サービスの提供に係る人材の育成	
(2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	
第7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施	
1 事業の実施に関する考え方	… 54
2 実施する県地域生活支援事業の内容	… 54
(1) 専門性の高い相談支援事業	
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	
(5) 広域的な支援事業	
(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業	
(7) 任意事業	
3 実施する県地域生活支援促進事業の内容	… 58
(1) 県地域生活支援促進事業	
4 各事業の見込量の確保のための方策	… 59
第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	
1 障がい者等に対する虐待の防止	… 63
2 意思決定支援の促進	… 64
3 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	… 64
4 障がいを理由とする差別の解消の推進	… 64
5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	… 65

第9章 熊本県障がい福祉計画の実績（第3期～第4期）	… 66
----------------------------	------

附属資料	… 87
------	------

- 1 策定経過
- 2 県政パブリック・コメントの結果
- 3 熊本県障害者施策推進審議会委員名簿
- 4 熊本県障害者自立支援協議会委員名簿
- 5 関係法令

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に施行された障害者自立支援法(平成17年法律第123号)において、市町村及び都道府県は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保することを目的として、「障害福祉計画」の策定が義務付けられたことから、本県においては熊本県障がい福祉計画をこれまで4期にわたり策定してきました。

また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正(平成30年4月施行)に伴い、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下「障害児通所支援等」という。)の提供体制を計画的に確保することを目的とする「障害児福祉計画」の策定についても新たに義務付けられたことから、今回、第5期熊本県障がい福祉計画と第1期熊本県障がい児福祉計画を一体的に定める熊本県障がい福祉計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づき定める計画であり、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号。以下「国の基本指針」という。)に即して策定するものです。

本県においては、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として、平成27年3月に第5期熊本県障がい者計画(通称:くまもと障がい者プラン〔平成27年度～平成32年度〕)を策定しており、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指しています。本計画は、くまもと障がい者プランに定める事項のうち、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業(以下「障害福祉サービス等」という。)及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図るための実施計画として位置付けています。

なお、市町村においても、第5期市町村障害福祉計画及び第1期市町村障害児福祉計画を策定しており、県計画は、市町村計画における数値を基礎として、各種サービス等の見込量や目標値を定めるなど、市町村計画との整合性を図っています。

また、市町村の計画達成に資するため、県として、広域的な見地からの助言や情報提供等、必要な支援を行うこととしています。

3 計画の期間

本計画の期間は、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
熊本県障害者計画 (第3期：平成15～22年度)					熊本県障がい者計画 (第4期：平成23～26年度)				熊本県障がい者計画 (第5期：平成27～32年度)					
熊本県障害福祉計画 (第1期：平成18～20年度)			熊本県障がい福祉計画 (第2期：平成21～23年度)			熊本県障がい福祉計画 (第3期：平成24～26年度)			熊本県障がい福祉計画 (第4期：平成27～29年度)			熊本県障がい福祉計画 ・第5期障がい福祉計画 ・第1期障がい児福祉計画 (平成30～32年度)		
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定			第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成			つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成			障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成			児童福祉法の一部改正に伴い、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成		

4 計画の推進体制

この計画の推進に当たっては、PDCAサイクル（「計画 (Plan)」 「実行 (Do)」 「評価 (Check)」 「改善 (Act)」) により、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとします。

成果目標及び活動指標については、毎年、その実績を把握し、分析・評価を行うとともに、熊本県障害者施策推進審議会及び熊本県障害者自立支援協議会に報告し、意見を聴くこととします。

また、結果については、ホームページなどにより、達成状況を公表することとします。

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

全ての障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が可能な限りその身近な地域において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、障がい者施策の推進を図ります。

（1）障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービス提供体制の整備を進めます。

（2）障がい者等が身近な地域で必要とするサービスの確保

障がい者等が身近な地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とし、地域間の格差が生じることのないようサービスの充実を図るとともに、サービス提供体制の整備を進めます。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、難病相談・支援センター等を通じた情報提供等の取組により、同法に基づく給付の対象となっている旨の周知に一層努め、障害福祉サービスの更なる活用を促進します。

（3）障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり

福祉施設への入所又は病院への入院（以下「入所等」という。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供、地域住民が主体的に地域共生社会の実現に取り組むための仕組みの構築等、地域の社会資源を最大限に活用して、障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

また、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、学校から卒業、就職、親元からの自立等の生活環境の変化や、障がい者等の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、地域での暮らしの安心感を担保し、自立生活を希望する者への支援機能の強化や、中長期的視点に立った継続的な支援体制を構築するとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保を図ります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる

よう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県又は政令市を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。

さらに、医療的ケア児（※）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

なお、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

（※）医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

2 計画の基本的な考え方

（１）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本理念を踏まえ、目標を設定し、計画的な整備を行います。

① 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）は、住み慣れた家や地域で安心して自立した生活を継続していくうえで重要なサービスであり、県内どこでも必要な訪問系サービスの利用が可能となるようサービスの充実を図ります。

② 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）は、地域で安心して生きがいのある生活を送られるよう、介護や訓練等のサービスの提供、さらに生産活動や社会参加、交流、相互理解の場としての役割を果たしています。

希望する障がい者等にとって、日中活動系サービスの利用が十分可能となるようサービスの充実を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持った拠点等の整備に向け、必要な支援を行います。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

（２）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の構築

サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等を担う相談支援体制の充実を図ります。

また、これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を進める市町村への支援や、同センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた働きかけを行います。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設、児童福祉施設若しくは療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域生活への移行支援のニーズが顕在化すると考えられることから、こうした地域移行者数を勘案した上で、地域移行支援の提供体制を確保するとともに、自立生活援助や地域定着支援の提供体制の充実を図ります。

③ 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、県内3か所の発達障がい者支援センターにおいて、市町村や事業所等への支援及び連携体制の構築等を行う発達障がい者地域支援マネージャーの配置等を適切に進めます。

また、地域の発達障がい者等の課題や支援体制の整備等についての情報共有や協議を行う発達障がい者支援地域協議会の活用を図ります。

（３）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援を確保するとともに、保育、保健医療、教育、就

労支援等の関係機関との連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築を図ります。

① 地域療育体制の構築

障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援等の整備や質の向上を図ります。

地域療育の中核機関となる地域療育センターが実施する療育事業の充実に向けた支援を行うとともに、地域の障害児通所支援事業所も含めた重層的な障害児通所支援体制の整備に努めます。

また、障害児入所施設については、専門的機能の強化を図った上で、地域において、様々なニーズに対応する役割を担う機関として、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努め、支援の質の向上を図ります。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策と緊密な連携を図り、障がい児の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めます。

さらに、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る体制の整備に努めます。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設が、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、支援体制の充実を図ります。

- ・医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、障がい児支援等の充実を図ります。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、教育等の各関連分野の支援を受けられるよう、関係者が連携を図るための協議の場の設置や、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成等により、各関連分野が共通の理解に

基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実
強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

- ・虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細かい支援を行うよう努めます。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、各関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っていることから、サービスの質の確保及びその向上を図りながら、支援体制の充実を図ります。

3 区域の設定

本計画において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域は、次のとおりとします。

(1) 施設入所支援、療養介護及び障害児入所支援

サービスを提供する施設及び事業所の所在市町村と利用者の援護の実施市町村が離れている場合が多い施設入所支援、療養介護及び障害児入所支援については、基盤整備に全県的な広域性をもたせる必要があるため、区域は県全域とします。

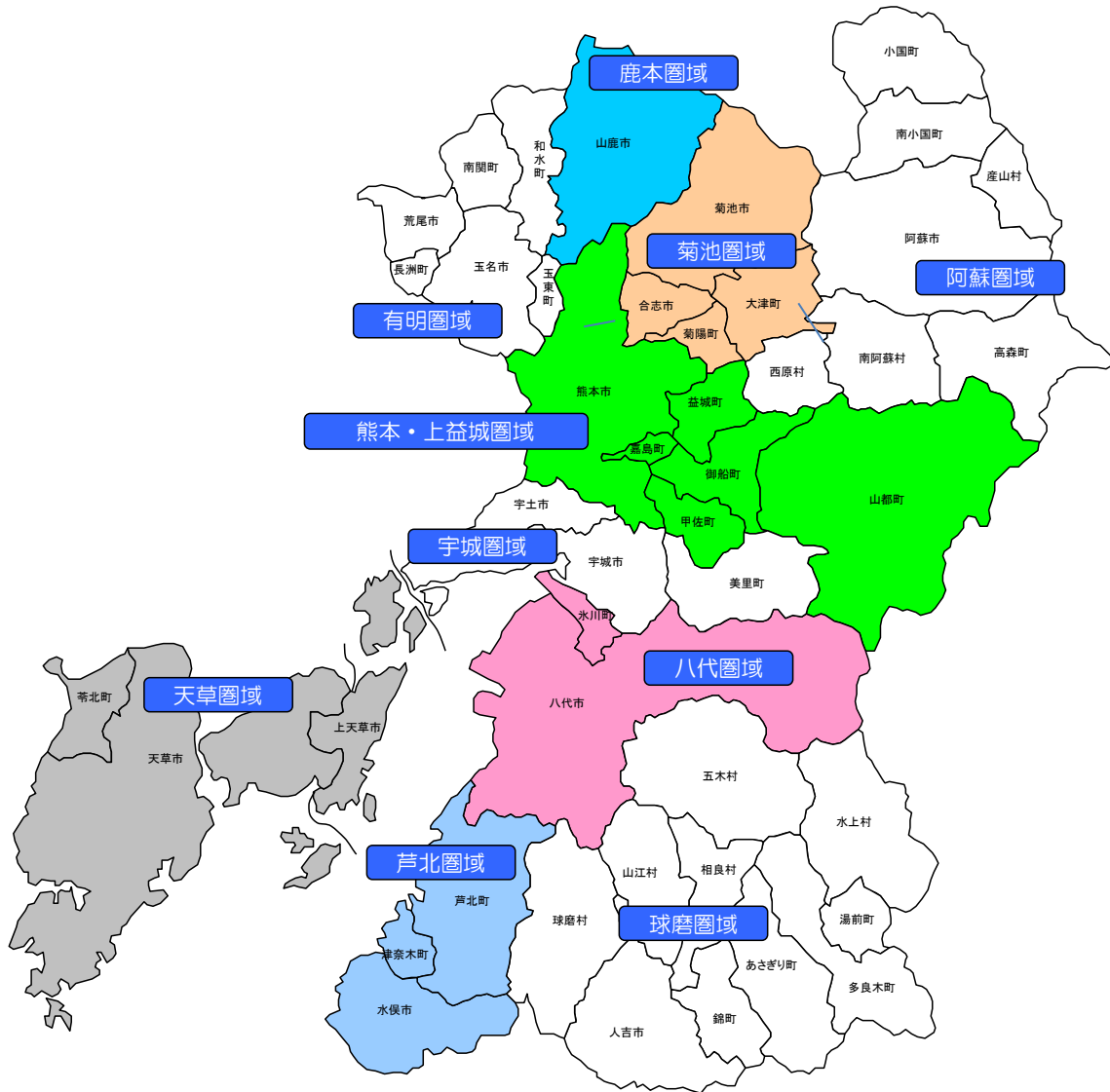
(2) 上記以外の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等

サービスを提供する事業所の所在市町村と利用者の援護の実施市町村が同一又は近い場合が多いことから、区域は、第7次熊本県保健医療計画（平成30年度～平成35年度）に定める二次保健医療圏と同一とし、当圏域を障がい保健福祉圏域とします。

〔 障がい保健福祉圏域 〕

圏域名	構成市町村
熊本・上益城	熊本市 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
宇城	宇土市、宇城市、美里町
有明	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿本	山鹿市
菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
八代	八代市、氷川町
芦北	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草	天草市、上天草市、苓北町
10圏域	45市町村

障がい保健福祉圏域：10圏域



10圏域

- 熊本・上益城圏域 ● 宇城圏域 ● 有明圏域 ● 鹿本圏域 ● 菊池圏域
- 阿蘇圏域 ● 八代圏域 ● 芦北圏域 ● 球磨圏域 ● 天草圏域

第3章 障がい者等を取り巻く状況

1 統計データ

(1) 人口の状況

平成29年10月1日現在の熊本県の人口は、1,765,518人で、平成18年と比べると、70,391人減少しています。

また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少を続けていますが、老年人口（65歳以上）の割合は増加し続けています。

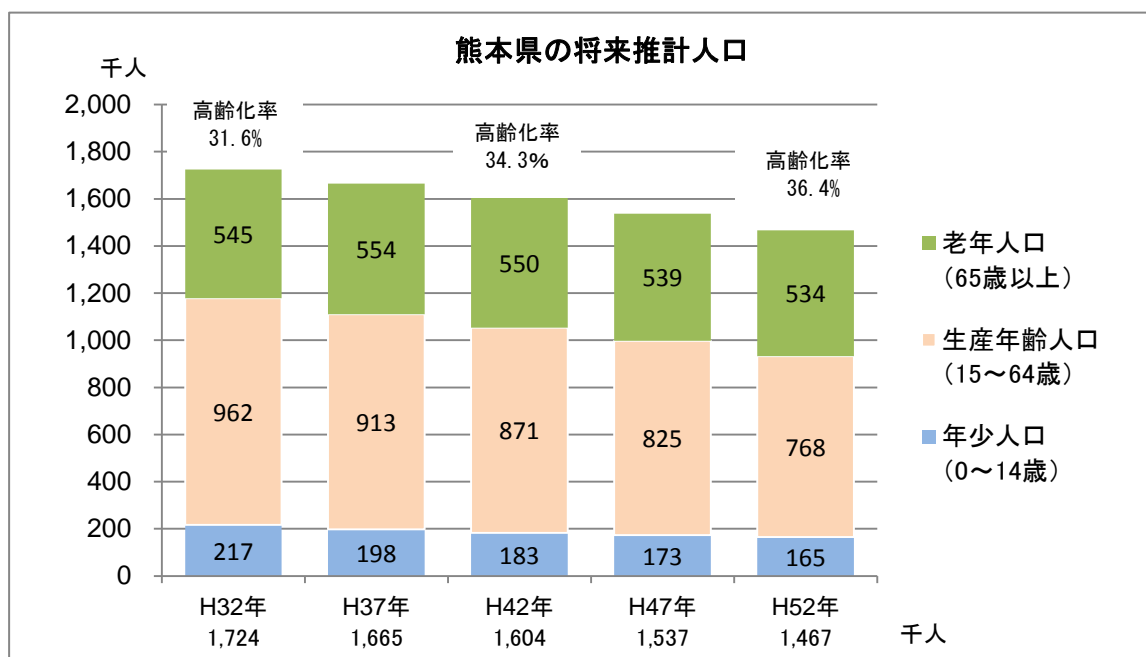
(単位：人)

熊本県	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	1,835,909	1,828,288	1,822,155	1,815,985	1,817,426	1,812,502
年少人口 (0～14歳)	260,947 14.2%	257,789 14.1%	255,731 14.0%	253,546 14.0%	249,606 13.8%	249,787 13.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	1,129,635 61.5%	1,118,788 61.2%	1,109,527 60.9%	1,099,148 60.5%	1,093,440 60.5%	1,096,811 60.5%
老年人口 (65歳以上)	445,327 24.3%	451,711 24.7%	456,897 25.1%	463,291 25.5%	463,266 25.6%	465,904 25.7%

熊本県	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	1,807,201	1,801,495	1,794,623	1,786,170	1,774,538	1,765,518
年少人口 (0～14歳)	248,482 13.7%	247,205 13.7%	245,536 13.7%	241,167 13.5%	239,851 13.5%	237,600 13.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	1,081,681 59.9%	1,064,935 59.1%	1,046,000 58.3%	1,024,400 57.4%	1,012,002 57.0%	997,447 56.5%
老年人口 (65歳以上)	477,038 26.4%	489,355 27.2%	503,087 28.0%	511,484 28.6%	522,685 29.5%	530,471 30.0%

(資料) 熊本県「推計人口調査」(各年10月1日現在)、総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

本県の人口は今後も減少し、総人口に占める老年人口の割合は着実に増加する見込みです。



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」

(2) 障がい者等の状況

障害者手帳所持者数は、3障がい合計で127,784人（県人口の7.2%）となっています。内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は92,837人（同約5.3%）、療育手帳所持者数は18,486人（同約1.0%）、精神障害者保健福祉手帳所持者数は16,461人（同約0.9%）となっています。（平成29年3月31日現在）

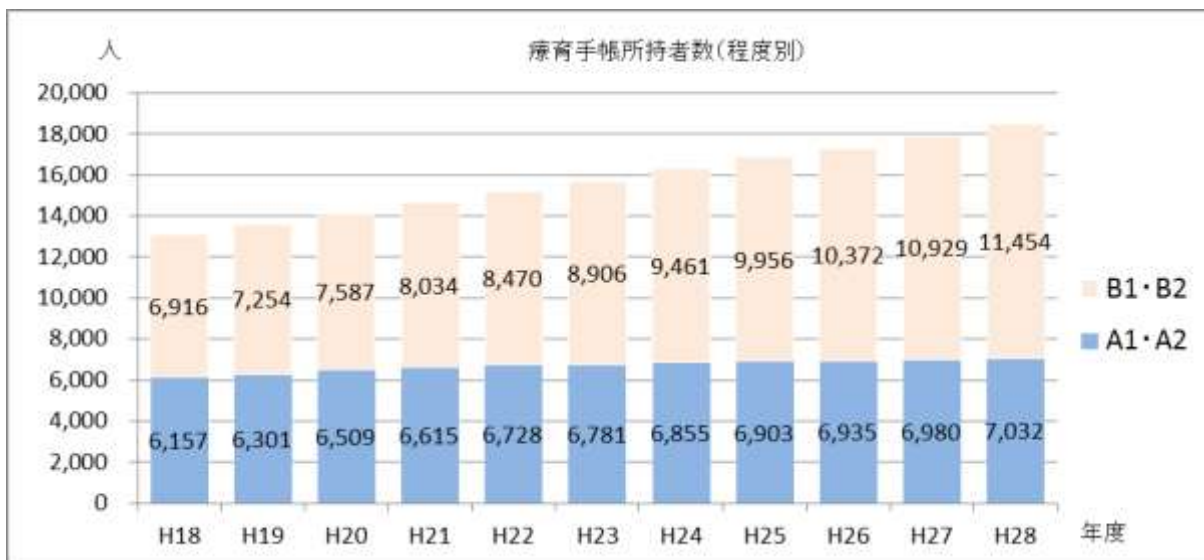
① 手帳所持者数の推移

（単位：人）

年度(各年度末)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者 手帳	1～2級	43,126	43,349	43,707	43,865	43,922	43,500	43,385	42,974	42,476	42,040	41,247
	3～4級	38,159	38,096	39,009	39,611	40,453	40,730	41,396	41,951	41,443	40,380	39,440
	5～6級	12,720	12,411	12,332	12,269	12,208	12,001	12,005	11,964	12,008	12,150	12,150
	計	94,005	93,856	95,048	95,745	96,583	96,231	96,786	96,889	95,927	94,570	92,837
療育手帳	A1・A2	6,157	6,301	6,509	6,615	6,728	6,781	6,855	6,903	6,935	6,980	7,032
	B1・B2	6,916	7,254	7,587	8,034	8,470	8,906	9,461	9,956	10,372	10,929	11,454
	計	13,073	13,555	14,096	14,649	15,198	15,687	16,316	16,859	17,307	17,909	18,486
精神障害者 保健福祉手帳	1級	3,776	3,750	3,850	3,903	3,864	3,788	3,767	3,800	3,720	3,615	3,504
	2級	5,591	5,992	6,587	7,060	7,713	8,153	8,663	9,445	9,831	10,203	10,546
	3級	392	464	508	653	725	888	1,142	1,493	1,827	2,250	2,411
	計	9,759	10,206	10,945	11,616	12,302	12,829	13,572	14,738	15,378	16,068	16,461
全体計		116,837	117,617	120,089	122,010	124,083	124,747	126,674	128,486	128,612	128,547	127,784

年度(各年度末)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者 手帳	内部障害	29,188	29,122	29,781	30,157	30,664	30,545	30,830	30,835	30,665	30,566	30,441
	肢体不自由	46,539	46,789	47,412	47,807	48,235	48,216	48,494	48,718	48,018	46,944	45,590
	音声・言語・ そしゃく機能障害	858	858	867	864	847	840	854	845	850	826	803
	聴覚・ 平衡機能障害	9,116	9,017	9,107	9,211	9,297	9,338	9,513	9,606	9,671	9,704	9,655
	視覚障害	8,304	8,070	7,881	7,706	7,540	7,292	7,095	6,885	6,723	6,530	6,348
	計	94,005	93,856	95,048	95,745	96,583	96,231	96,786	96,889	95,927	94,570	92,837





② 通院医療費公費負担受給者数

年度 (各年度末)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通院医療費 公費負担 受給者数(人)	19,194	18,544	19,382	20,492	21,838	22,829	24,269	25,521	26,580	26,638	27,179

2 障がい当事者・家族団体からの意見聴取

(1) 意見聴取の概要

障がい当事者団体や家族団体から、障がい者施策について、意見を聴取しました。

ア) 実施時期：平成29年7月（6回に分けて開催）

イ) 対象団体：34団体

(2) 主な意見

	項目	主な内容
①	地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者も安心して地域で生活できるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築して欲しい。 ○訪問介護のヘルパーや看護師等の人材確保・資質向上に取り組んで欲しい。 ○障がい「児」から「者」になると、サービスが減少してしまう。放課後等デイサービスなどの障がい児向けの支援は充実しているのに、卒業した途端になくなってしまう。長期的な視点で均等に支援して欲しい。 ○施設の入所者の高齢化や、それに伴う重篤化への対応や、親亡き後の問題等、課題への対応を検討して欲しい。 ○障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域の方に障がいのことを理解してもらうような施策を充実させて欲しい。 例えば、障がい児である自分の子どものことを地域の方に理解してもらう機会や、一人暮らしの精神障がい者が地域で関係性を作ることのできる機会を設けて欲しい。
②	雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮について、企業や事業所等の理解が得られないと雇用や就業の継続が困難であることから、理解促進の取組をお願いしたい。 ○熊本地震を経験して就労の場の重要性を再認識した。日中の活動の場があれば心理的にも安定して生活できると感じた。 ○事業所に通う障がい者の所得拡大に繋がる支援をお願いしたい。
③	情報アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者、要約筆記者等のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保に取り組んで欲しい。 ○盲ろう者向けの通訳・介助者の派遣事業の充実をお願いしたい。
④	差別の解消及び権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者施策担当部署だけでなく、行政職員全体に広く理解が浸透するよう県でも研修を行うとともに、各市町村にも働きかけをして欲しい。 ○障がい者への国民の理解がまだまだ不足しているので、引き続き周知をお願いしたい。 ○小学校など、子どものうちから障がい者のことを教育に取り入れて欲しい。

3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されており、児童福祉法によるサービスは、「障害児通所給付・障害児相談支援給付」と「障害児入所給付・障害児入所医療」で構成されています。

障害者総合支援法及び児童福祉法により給付等の対象となる障がい者等

身体障がい者

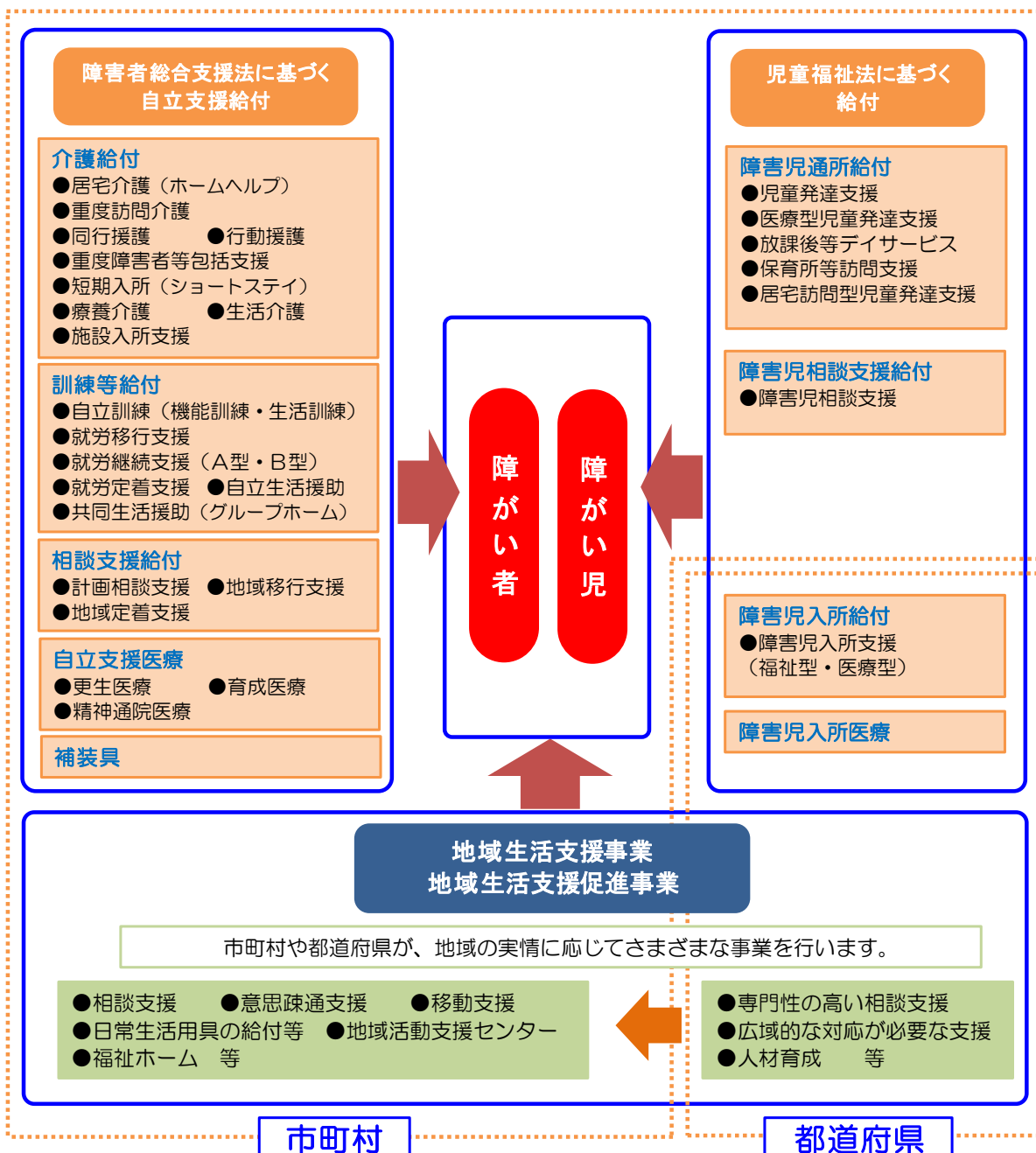
知的障がい者

精神障がい者

難病患者等

障がい児

※難病患者等については、障害福祉サービス等の対象疾病（平成29年4月1日時点では358疾病）による障がいがある方が対象となります。



〔 障害福祉サービス等の種類と内容 〕

分 類	サービスの種類	サービスの内容	
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	訪 問 系	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動を補助します。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援をします。
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行います。
		重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日 中 活 動 系	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
		自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労継続支援（A型）	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労継続支援（B型）	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
		療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	
	居 住 系	自立生活援助	地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
		施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

相談支援	計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。
	地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。
都道府県地域生活支援事業		専門性の高い相談支援事業、市町村域を越えて広域的な支援が必要な事業、サービス提供者に対する研修事業等を実施します。
都道府県地域生活支援促進事業		地域生活支援事業に加えて、政策的な課題に対応し、実施を促進すべき事業として、発達障害者支援体制整備事業や障害者虐待防止対策支援事業等を実施します。

〔 障害児通所支援等の種類と内容 〕

分類	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
入所支援 障害児	障害児入所支援 (福祉型、医療型)	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。
相談支援 障害児	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

第4章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする成果目標を設定します。

併せて、成果目標を達成するため、国の基本指針に則して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量等を活動指標として設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者等の地域生活への移行を進める観点から、地域生活移行者数の増加、施設入所者数の減少に関する目標を設定します。

(地域生活移行とは)

入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、家庭復帰、単身生活等(公営住宅、アパート等)へ移したものをいう。

成果目標

(1) 地域生活移行者数の増加

平成28年度末時点の施設入所者数の8.0%(237人)以上が平成32年度末までに地域生活へ移行する。

(2) 施設入所者数の減少

平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点から2.0%(60人)以上減少する。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	2,956人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	2,896人	平成32年度末時点の施設入所者数
【目標値】 減少見込数(A-B)	60人 (2.0%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	237人 (8.0%)	施設入所からグループホームなどへ移行した者の数

【国の基本指針】

- 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行する。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減する。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める観点から、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置や、精神病床における長期入院患者数の減少及び早期退院率に関する目標を設定します。

成果目標

(1) 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

平成 32 年度末までに全ての障がい保健福祉圏域ごとに、精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

【 国の基本指針 】

- 平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
(都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、都道府県ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい。)

(2) 精神病床における 1 年以上長期入院患者数の減少

- ・平成 32 年度末の 1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上) を 3,113 人とする。
- ・平成 32 年度末の 1 年以上長期入院患者数 (65 歳未満) を 1,273 人とする。

(3) 精神病床における早期退院率の上昇

- ・平成 32 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上とする。
- ・平成 32 年度における入院後 6 か月時点の退院率を 84%以上とする。
- ・平成 32 年度における入院後 1 年時点の退院率を 90%以上とする。

項目	数 値	考え方
【 目標値 】 平成 32 年度末時点の長期入院患者数（65 歳以上）	3,113 人	国の基本指針別表第四の一及び二に掲げる式により算定した平成 32 年度末時点の精神病床における 1 年以上長期入院患者数
【 目標値 】 平成 32 年度末時点の長期入院患者数（65 歳未満）	1,273 人	
【 目標値 】目標年度における入院後 3 か月時点の退院率	69 %	平成 32 年度における入院後 3 か月時点の退院率
【 目標値 】目標年度における入院後 6 か月時点の退院率	84 %	平成 32 年度における入院後 6 か月時点の退院率
【 目標値 】目標年度における入院後 1 年時点の退院率	90 %	平成 32 年度における入院後 1 年時点の退院率

【 国の基本指針 】

- 別表第四の一及び二に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上・65 歳未満）を目標値として設定する。
- 平成 32 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上とする。
- 平成 32 年度における入院後 6 か月時点の退院率を 84%以上とする。
- 平成 32 年度における入院後 1 年時点の退院率を 90%以上とする。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、地域生活支援を更に推進する観点から、地域における居住支援に求められる以下の機能を持った拠点等の整備に関する目標を設定します。

〔 居住支援に求められる機能 〕

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

成果目標

平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点等を各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つ（県内 11 か所）を整備する。

【 国の基本指針 】

- 平成 32 年度末までに、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を少なくとも 1 つを整備する。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を進める観点から、一般就労移行者数、就労移行支援事業の利用者数、事業所ごとの就労移行率、就労定着支援事業利用者の職場定着率に関する目標を設定します。

また、上記目標を達成するため、障がい保健福祉及び労働施策の双方から重層的に取り組む就労支援の指標として、福祉施設から一般就労への移行等に関する見込量を設定します。

さらに、障がい者等の自立支援に資するため、県内の工賃水準の引上げを促進する観点から、工賃向上に関する計画の周知を図るとともに、障害者就労施設等からの物品やサービス等の受注機会の拡大や優先調達に取り組みます。

成果目標

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

平成 32 年度中に、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（以下「就労支援事業等」という。）を通じて、一般就労に移行する者の数を平成 28 年度実績（230 人）の 1.5 倍（345 人）以上とする。

(2) 就労移行支援事業の利用者数の増加

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数（404 人）の 2 割（1.2 倍：485 人）以上増加する。

(3) 就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率の上昇

平成 32 年度において、就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 50%以上とする。

(4) 就労定着支援事業利用者の職場定着率の設定

平成 32 年度において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。

項目	数 値	考え方
平成 28 年度における一般就労移行者数	230 人	平成 28 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【 目標値 】目標年度における一般就労移行者数	345 人 (1.5 倍)	平成 32 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数	404 人	平成 28 年度末において、就労移行支援事業を利用した者の数
【 目標値 】目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	485 人 (1.2 倍)	平成 32 年度末において、就労移行支援事業を利用する者の数
【 目標値 】目標年度における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50 %	平成 32 年度において、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
【 目標値 】目標年度における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80 %	平成 32 年度において、就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率の割合

【 国の基本指針 】

- 平成 32 年度中に、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。
- 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加する。
- 平成 32 年度において、就労移行支援事業所のうち、事業所ごとの就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
- 平成 32 年度において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

活動指標

福祉施設から一般就労への移行等

項目	数 値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	341 人	平成 32 年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労移行者の数
職業訓練の受講者数	3 人	平成 32 年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職業訓練の受講者数

項目	数値	考え方
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	836 人	平成 32 年度において、福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設の利用者数
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	333 人	平成 32 年度において、福祉施設から一般就労に移行する者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設の利用者数
公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	244 人	平成 32 年度において、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設の利用者数

障がい者の就労支援に向けた取組

① 工賃向上計画の策定・推進

県では、熊本県工賃向上 3 か年計画（平成 27 年度～平成 29 年度）等に基づき、商品力向上等による販路拡大、共同受発注体制の推進等に取り組んできました。

平成 30 年度以降も引き続き、工賃向上に関する計画を策定し、障がい者等がその能力や適性に応じ、いきいきと働くことによって、地域で自立した生活を送ることができるよう、工賃水準の引上げに取り組めます。

〔 平均工賃月額 〕

年 度	熊本県工賃向上 3 か年計画（平成 27～29 年度）		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目 標 額	14,600 円	15,200 円	15,800 円
実 績 額	13,886 円	13,924 円	—

② 障がい者優先調達推進方針の策定・推進

県では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、発注の拡大に取り組んでいます。

障害者就労施設等で就労する障がい者等の経済面での自立を進めるため、毎年度、調達方針を策定し、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等からの優先調達に取り組めます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援については、重層的な地域支援体制や特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築を進める観点から、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児への支援並びに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する目標を設定します。

成果目標

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 か所以上（県内 11 か所）設置する。
- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保）

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での圏域での設置）

【 国の基本指針 】

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも可）
- 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保でも可）
- 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での圏域での設置でも可）

6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受ける体制を整備する観点から、発達障がい者支援地域協議会の開催数、発達障がい者支援センターによる相談支援件数、発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数並びに発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数に係る見込量を設定します。

活動指標

発達障がい者等に対する支援

項目	数値	考え方
発達障がい者支援地域協議会の開催数	2回	平成32年度において、地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な発達障がい者支援地域協議会の開催回数
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	6,700件	平成32年度において、市町村等での対応が困難であり、発達障がい者支援センターによる相談支援を必要とする相談件数
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	591件	平成32年度において、市町村等での対応が困難であり、発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言を必要とする助言件数
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	719件	平成32年度において、個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数

※第5章における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量については、市町村計画の中間報告（平成29年10月末時点）の数値を記載しており、今後、市町村計画の最終報告により異動が生じます。

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

平成32年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みは、障がい者のニーズや現在の利用者数、今後の地域移行者数（精神病床における長期入院患者の地域移行者数（※）を含む）、地域の情勢等を総合的に勘案して定める市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本とし、県全域における必要な量の見込みを定めるとともに、併せて、障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策についても定めます。

なお、本県においては、障害者総合支援法第36条第5項に基づき、特定障害福祉サービス（平成30年4月時点においては、生活介護、就労継続支援〔A型〕、就労継続支援〔B型〕）については、当該サービスの量が、本計画に定めるサービスの必要量を超えない範囲において事業所等の指定を行うこととしています。

（※）本県においては、精神病床における長期入院患者の地域移行者数（平成30年度～32年度）の見込みを420人と設定しています。

《 訪問系サービス 》

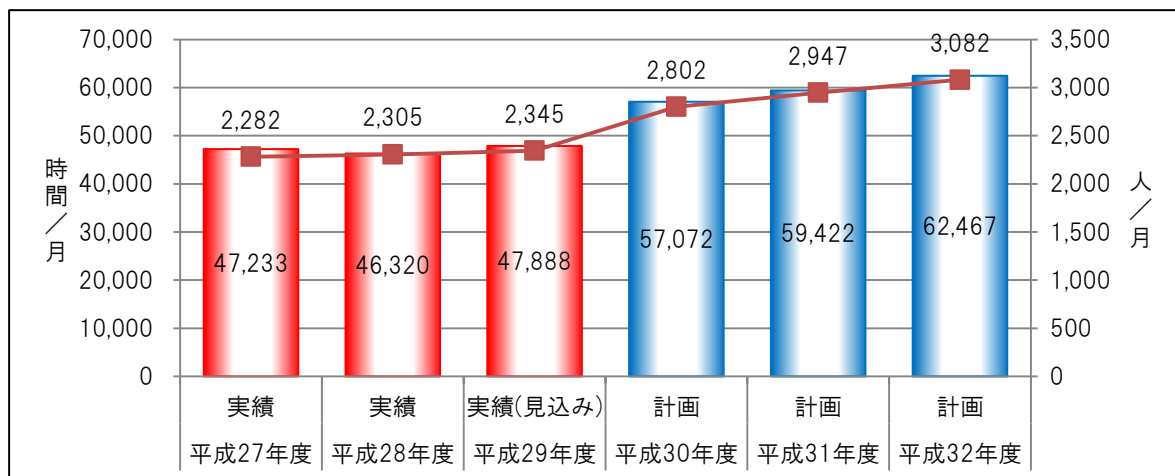
（1）平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (時間/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (時間/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (時間/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	27,272	1,189	28,051	1,237	28,730	1,281
宇 城	3,429	200	3,843	210	4,285	225
有 明	5,665	310	5,895	325	6,161	342
鹿 本	2,230	126	2,255	132	2,335	140
菊 池	7,685	349	8,233	382	9,019	412
阿 蘇	770	78	811	82	841	85
八 代	1,746	152	1,750	154	1,754	156
芦 北	2,257	71	2,335	78	2,713	87
球 磨	2,753	163	2,841	173	2,854	174
天 草	3,265	164	3,408	174	3,776	180
県全域	57,072	2,802	59,422	2,947	62,467	3,082



【 第5期計画における見込み 】

平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.30倍、利用者数約1.31倍の見込み

（2）必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手続きに関する情報を効率的かつ効果的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請を行う事業者への支援を行います。

また、障がい者等が、自宅において介護等の日常生活上の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携して、必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。

《 日中活動系サービス 》

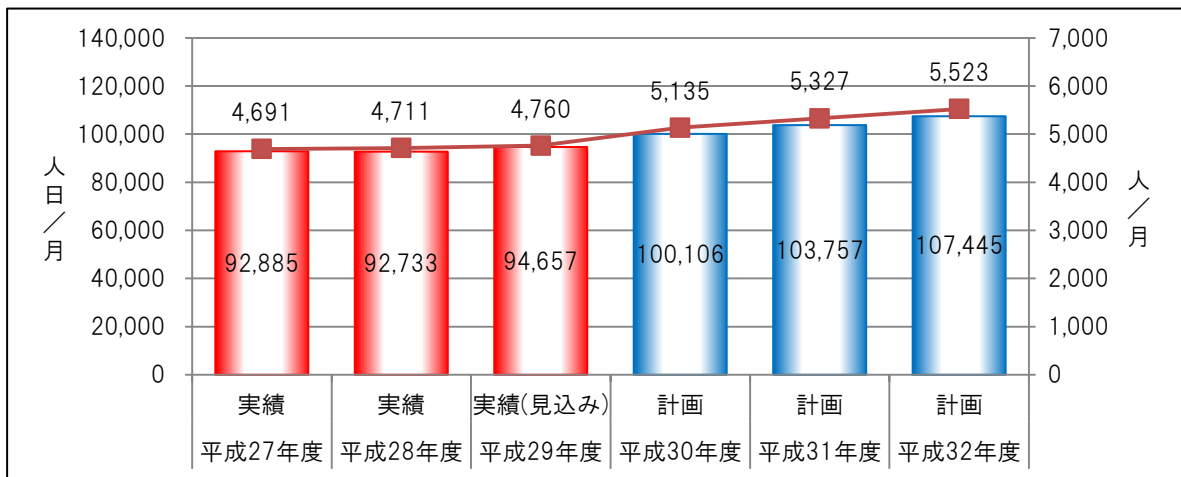
(1) 平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

② 生活介護

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	34,216	1,758	35,158	1,808	36,210	1,862
宇 城	6,468	334	6,678	350	6,896	368
有 明	10,858	547	11,440	576	11,741	591
鹿 本	4,500	250	4,590	255	4,680	260
菊 池	8,255	436	8,613	455	8,972	475
阿 蘇	5,174	249	5,261	254	5,326	258
八 代	8,364	446	8,755	467	9,184	490
芦 北	4,402	225	4,588	234	4,964	253
球 磨	5,408	309	5,492	313	5,546	316
天 草	12,461	581	13,182	615	13,926	650
県全域	100,106	5,135	103,757	5,327	107,445	5,523



【 第5期計画における見込み 】

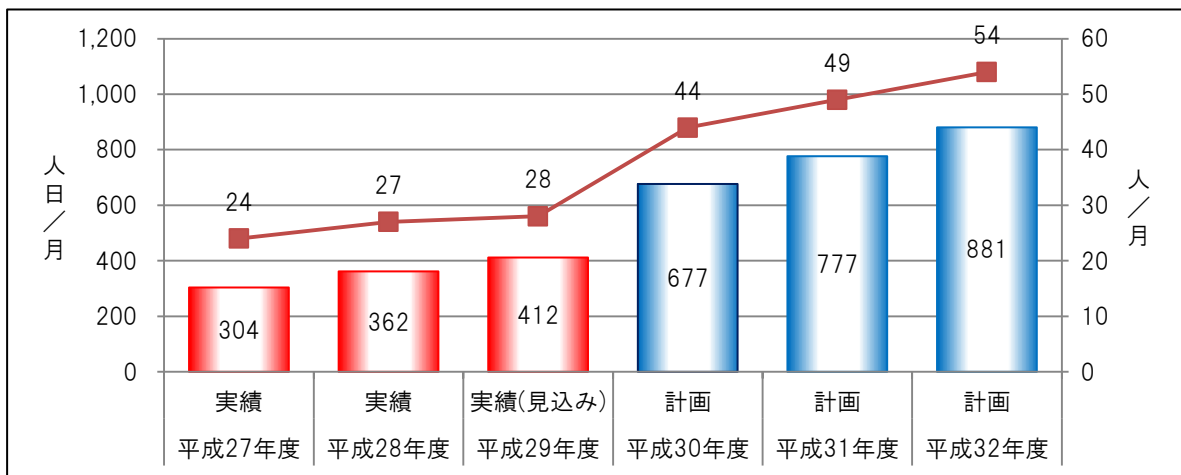
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.14倍、利用者数約1.16倍の見込み

③ 自立訓練（機能訓練）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	288	19	346	22	382	24
宇 城	35	3	35	3	35	3
有 明	70	4	70	4	70	4
鹿 本	22	1	22	1	22	1
菊 池	55	4	64	4	64	4
阿 蘇	63	3	63	3	63	3
八 代	32	2	32	2	32	2
芦 北	64	3	64	3	86	4
球 磨	5	2	15	3	15	3
天 草	43	3	66	4	112	6
県全域	677	44	777	49	881	54



【 第5期計画における見込み 】

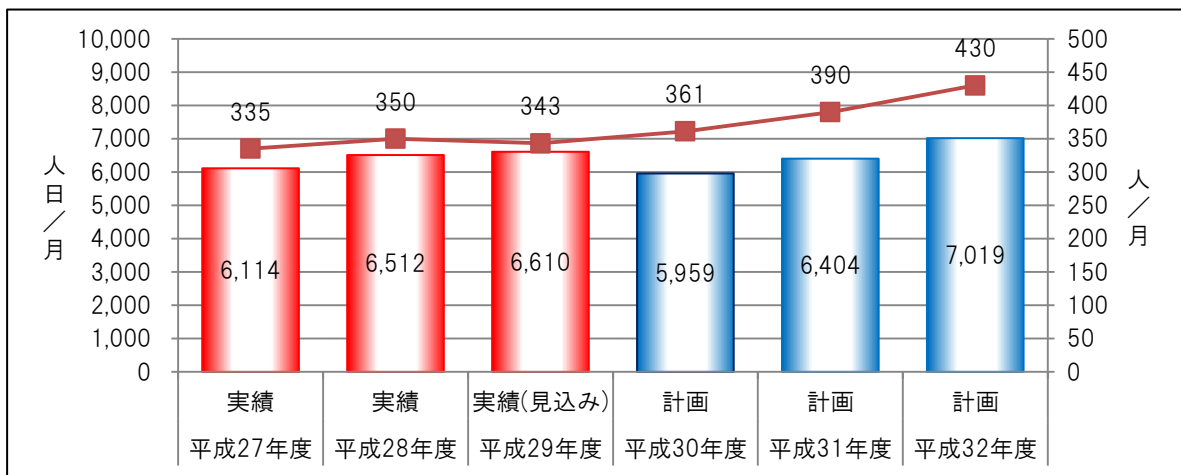
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約2.14倍、利用者数約1.93倍の見込み

④ 自立訓練（生活訓練）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活介護）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	2,355	127	2,477	134	2,577	141
宇 城	528	33	640	40	785	49
有 明	396	20	396	20	396	20
鹿 本	180	11	190	12	200	13
菊 池	629	48	725	55	820	63
阿 蘇	173	13	173	13	173	13
八 代	440	39	486	44	541	50
芦 北	178	9	218	11	390	19
球 磨	473	28	470	27	462	26
天 草	607	33	629	34	675	36
県全域	5,959	361	6,404	390	7,019	430



【 第5期計画における見込み 】

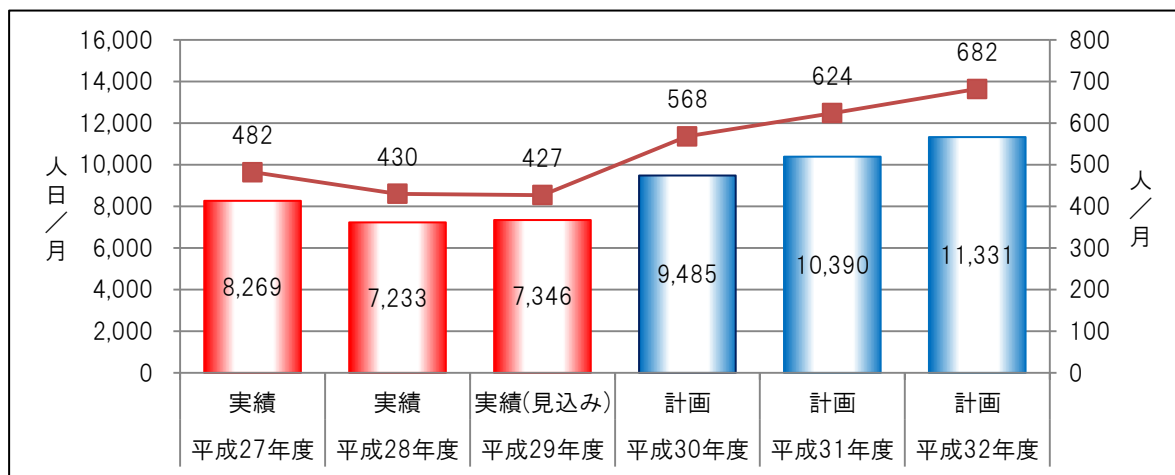
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.06倍、利用者数約1.25倍の見込み

⑤ 就労移行支援

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	2,913	179	3,085	189	3,278	200
宇 城	947	50	1,150	60	1,402	73
有 明	914	50	948	53	983	56
鹿 本	400	40	450	45	500	50
菊 池	899	67	995	76	1,098	85
阿 蘇	235	16	249	17	285	19
八 代	852	41	898	44	922	46
芦 北	251	13	326	17	449	24
球 磨	1,252	73	1,344	78	1,424	82
天 草	822	39	945	45	990	47
県全域	9,485	568	10,390	624	11,331	682



【 第5期計画における見込み 】

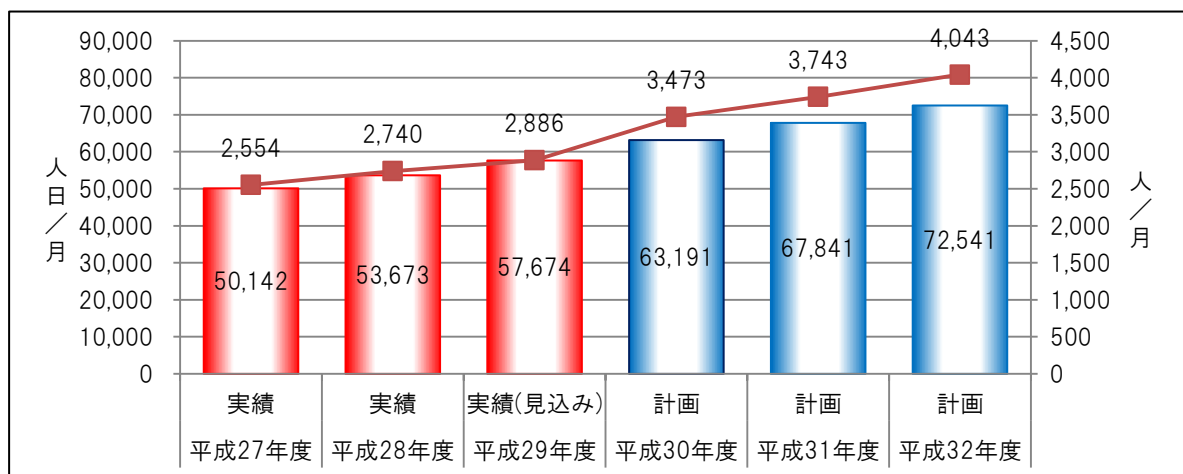
平成29年度実績(見込み)と比較し、平成32年度には、利用量約1.54倍、利用者数約1.60倍の見込み

⑥ 就労継続支援（A型）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	27,063	1,407	29,418	1,530	31,774	1,653
宇 城	4,375	223	4,628	235	4,894	249
有 明	5,743	297	6,123	316	6,476	334
鹿 本	2,890	170	3,060	180	3,230	190
菊 池	5,987	336	6,105	352	6,107	386
阿 蘇	1,518	266	1,741	300	1,882	331
八 代	6,803	311	7,225	329	7,693	349
芦 北	1,498	75	1,618	81	1,874	95
球 磨	4,147	237	4,442	254	4,724	271
天 草	3,167	151	3,481	166	3,887	185
県全域	63,191	3,473	67,841	3,743	72,541	4,043



【 第5期計画における見込み 】

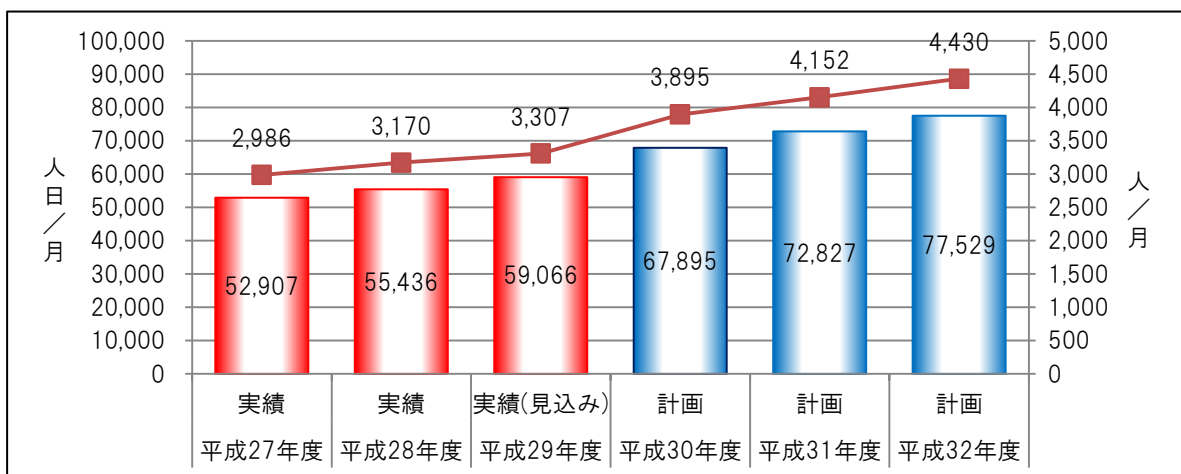
平成 29 年度実績（見込み）と比較し、平成 32 年度には、利用量約 1.26 倍、利用者数約 1.40 倍の見込み

⑦ 就労継続支援（B型）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	25,866	1,494	28,030	1,619	30,183	1,743
宇 城	4,090	225	4,391	238	4,707	252
有 明	5,335	307	5,952	341	6,431	368
鹿 本	1,980	110	2,070	115	2,160	120
菊 池	5,548	348	5,944	383	6,357	427
阿 蘇	2,572	267	2,843	259	2,965	266
八 代	6,476	290	6,791	304	7,128	319
芦 北	4,084	229	4,278	239	4,472	249
球 磨	4,909	280	4,883	279	4,888	280
天 草	7,035	345	7,645	375	8,238	406
県全域	67,895	3,895	72,827	4,152	77,529	4,430



【第5期計画における見込み】

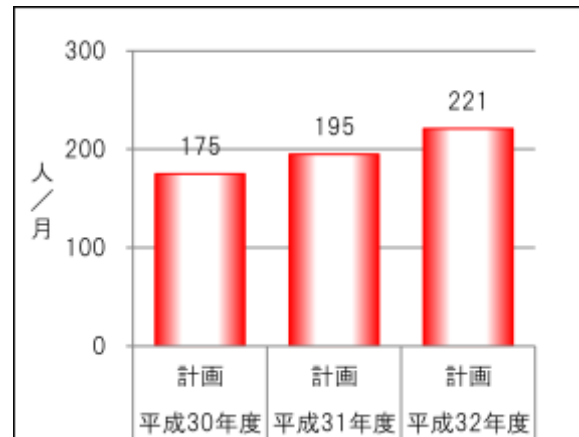
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.31倍、利用者数約1.34倍の見込み

⑧ 就労定着支援

【 国の基本指針 】

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本・上益城	104	114	125
宇 城	13	15	18
有 明	13	14	16
鹿 本	1	1	1
菊 池	8	10	14
阿 蘇	3	5	6
八 代	6	6	6
芦 北	6	6	6
球 磨	13	13	15
天 草	8	11	14
県全域	175	195	221



【 第5期計画における見込み 】

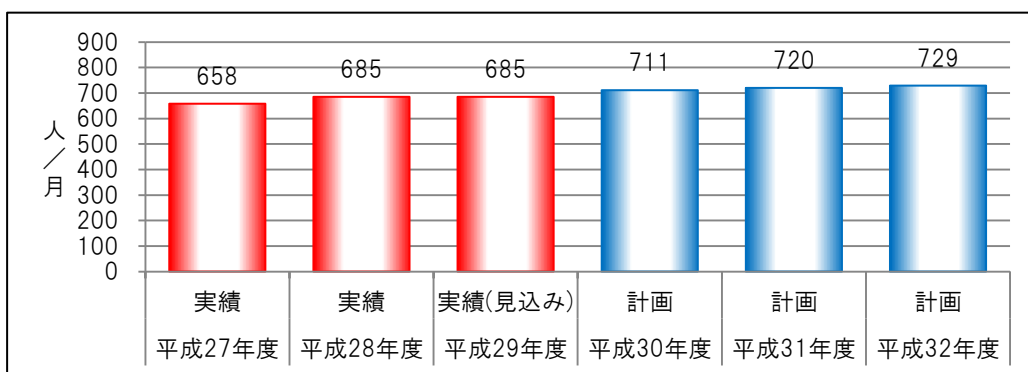
平成32年度には、利用者数221人の見込み

⑨ 療養介護

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
県全域	711	720	729



【 第5期計画における見込み 】

平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約1.06倍の見込み

⑩、⑪ 短期入所（福祉型、医療型）

【 国の基本指針 】

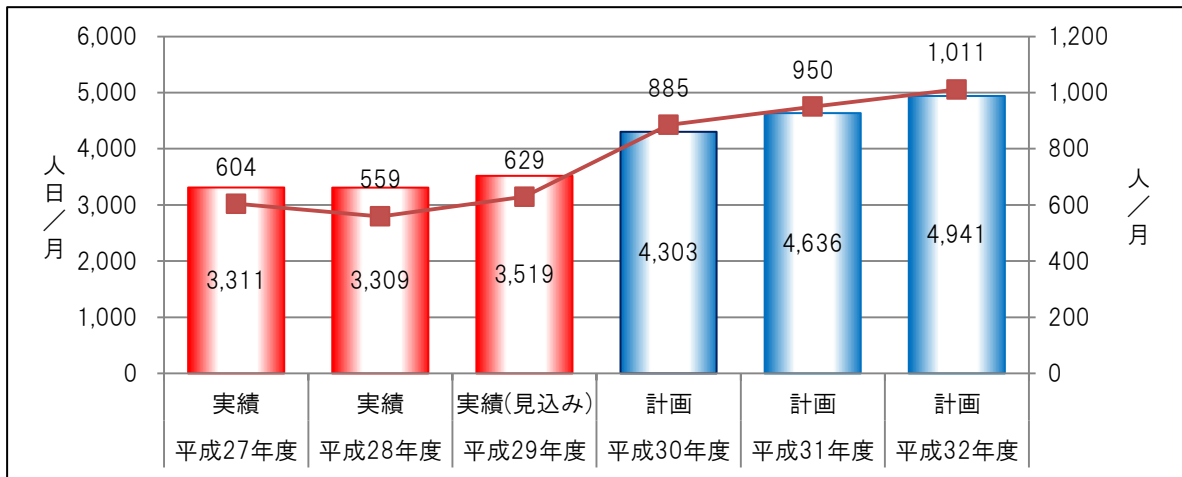
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

〔 短期入所（福祉型） 〕

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	1,009	240	1,114	266	1,210	290
宇 城	127	27	135	28	143	30
有 明	514	92	564	102	613	112
鹿 本	92	34	95	35	97	36
菊 池	490	114	514	117	545	120
阿 蘇	220	55	227	57	234	59
八 代	160	38	171	41	182	44
芦 北	330	43	365	47	400	51
球 磨	185	36	197	38	211	40
天 草	500	63	525	66	530	67
県全域	3,627	742	3,907	797	4,165	849

〔 短期入所（医療型） 〕

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	248	61	261	64	274	66
宇 城	68	9	78	10	78	10
有 明	94	15	118	19	142	23
鹿 本	4	1	4	1	8	2
菊 池	64	15	65	15	66	15
阿 蘇	1	1	1	1	1	1
八 代	48	12	48	12	48	12
芦 北	35	11	40	13	45	15
球 磨	14	5	14	5	14	5
天 草	100	13	100	13	100	13
県全域	676	143	729	153	776	162



【 第5期計画における見込み 】

平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.40倍、利用者数約1.61倍の見込み

（2）必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手続きに関する情報を効率的かつ効果的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請を行う事業者への支援を行います。

また、医療的ケアを提供する事業所の充実を図るため、支援スタッフに対する研修を実施するほか、必要な機材の購入や新規開設事業所へのヘルパー等雇用に係る費用の助成を行います。

《 居住系サービス 》

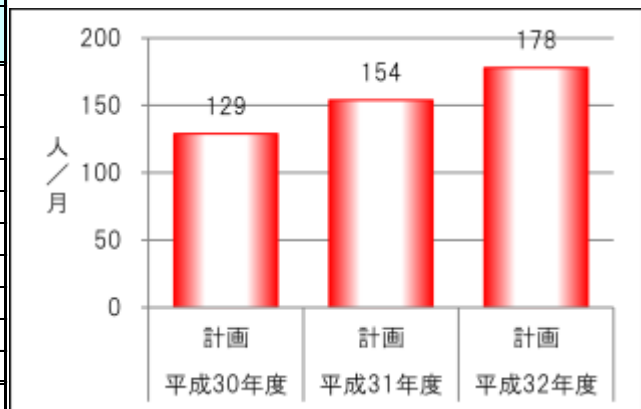
（1）平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

⑫ 自立生活援助

【 国の基本指針 】

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本・上益城	47	51	54
宇 城	18	20	23
有 明	14	19	26
鹿 本	1	1	1
菊 池	23	29	35
阿 蘇	0	2	4
八 代	7	12	13
芦 北	4	4	4
球 磨	13	14	15
天 草	2	2	3
県全域	129	154	178



【 第5期計画における見込み 】

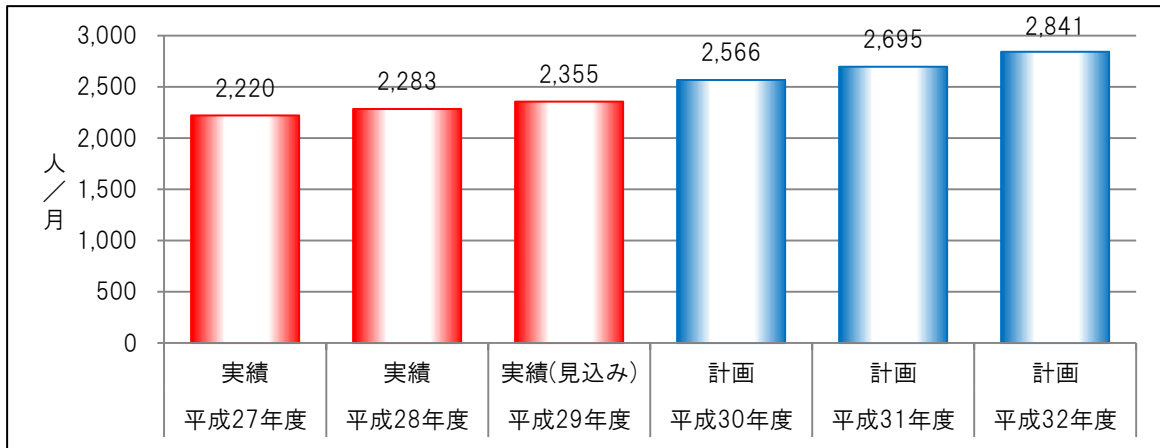
平成 32 年度には、利用者数 178 人の見込み

⑬ 共同生活援助

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本・上益城	951	1,006	1,062
宇 城	161	169	178
有 明	229	241	257
鹿 本	130	135	140
菊 池	184	187	191
阿 蘇	190	197	204
八 代	219	231	243
芦 北	105	115	124
球 磨	179	186	194
天 草	218	228	248
県全域	2,566	2,695	2,841



【 第5期計画における見込み 】

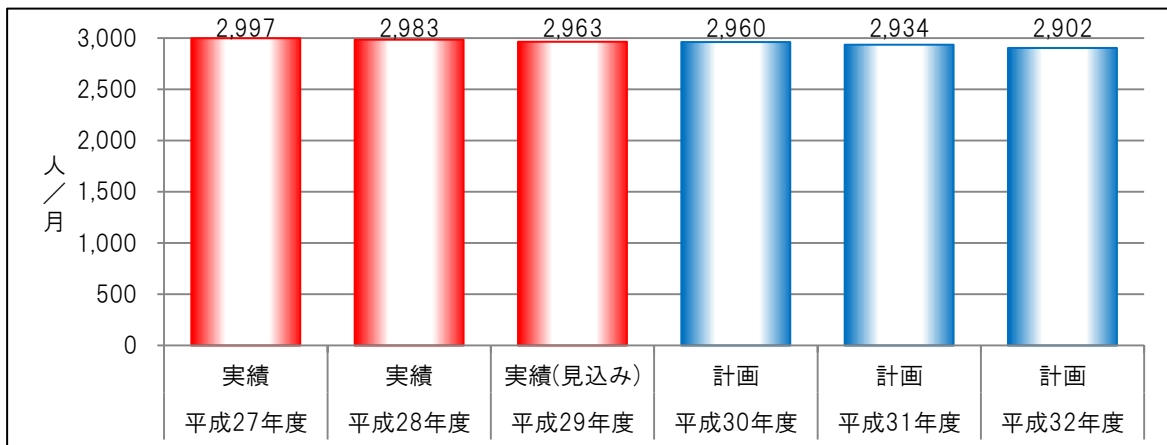
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約1.21倍の見込み

⑭ 施設入所支援

【 国の基本指針 】

平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
県全域	2,960	2,934	2,902



【 第5期計画における見込み 】

平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約2.1%減少の見込み

(2) 必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手續に関する情報を効率的かつ効果的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請を行う事業者への支援を行います。

また、地域での生活が可能になった施設入所者等が地域生活に移行できるよう、障がい者福祉施設整備費により、施設整備を行う社会福祉法人等に対して助成を行うことで、グループホーム等の整備を促進します。

(3) 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

指定障害者支援施設の必要入所定員総数は、平成32年度までの各年度における必要なサービス量を確保しつつ、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実や自立生活援助の利用促進を図るなど、施設入所から地域生活への移行を進めることにより、入所定員総数の削減を見込みます。

	平成18年3月	熊本県障害福祉計画(第1期)	熊本県障がい福祉計画(第2期)	熊本県障がい福祉計画(第3期)	熊本県障がい福祉計画(第4期)	熊本県障がい福祉計画(第5期)		
		平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定員数	3,411人	3,389人	3,046人	2,979人	2,965人	2,945人	2,925人	2,905人
削減数(累計)	—	22人	365人	432人	446人	466人	486人	506人

《 相談支援 》

(1) 平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

⑮ 計画相談支援

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本・上益城	1,389	1,520	1,652
宇城	166	176	187
有明	235	257	263
鹿本	110	120	130
菊池	296	315	336
阿蘇	96	100	104
八代	231	239	247
芦北	74	77	80
球磨	207	218	235
天草	250	267	284
県全域	3,054	3,289	3,518

⑯ 地域移行支援

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本・上益城	8	10	12
宇 城	4	6	9
有 明	11	12	15
鹿 本	1	1	1
菊 池	8	9	9
阿 蘇	3	3	3
八 代	3	3	3
芦 北	1	1	4
球 磨	8	9	10
天 草	11	12	13
県全域	58	66	79

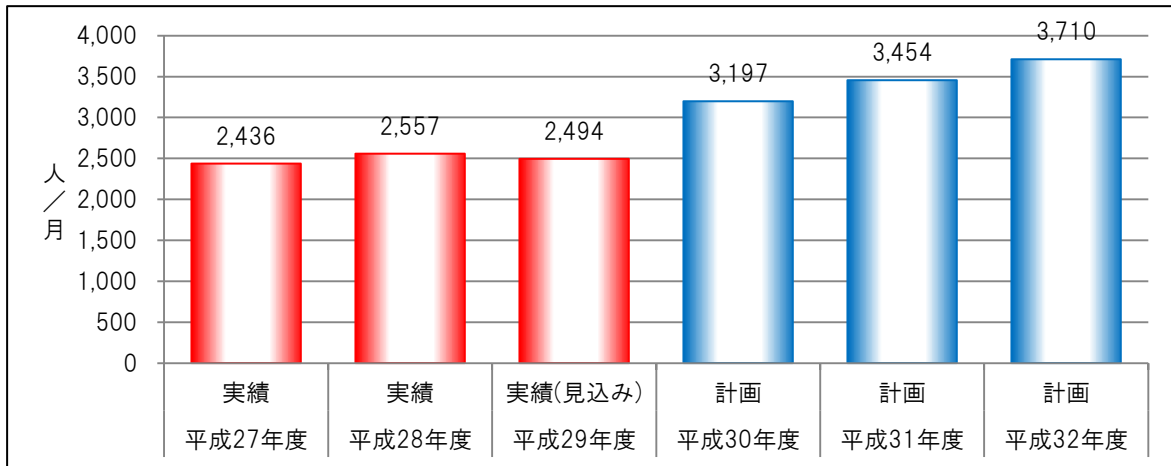
⑰ 地域定着支援

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本・上益城	45	48	51
宇 城	3	5	7
有 明	7	8	10
鹿 本	1	1	1
菊 池	6	9	9
阿 蘇	3	3	3
八 代	0	0	2
芦 北	1	1	4
球 磨	8	8	9
天 草	11	16	17
県全域	85	99	113

〔計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援〕



【 第5期計画における見込み 】

平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約1.49倍の見込み

（2）必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手続きに関する情報を効率的かつ効果的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請を行う事業者への支援を行います。

また、地域移行や地域定着に向け、相談支援を必要とする人が適切にサービスを受けることができるよう、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会の活動を支援し、相談支援事業所と関係機関との緊密な連携を図ります。

2 障害児通所支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

平成32年度までの各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みは、障がい児のニーズや現在の利用者数、医療的ケアを必要とする障がい児のニーズ、地域における児童数の推移等を総合的に勘案して定める市町村障害児福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、県全域における必要な量の見込みを定めるとともに、併せて、障害児通所支援等の見込量の確保のための方策についても定めます。

なお、本県においては、児童福祉法第2条の5の15第5項に基づき、特定障害児通所支援（平成30年4月時点においては、放課後等デイサービス及び児童発達支援（※））については、当該サービスの量が、本計画に定めるサービスの必要な量を超えない範囲において事業所等の指定を行うこととしています。

（※）本計画で確保を推進している主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスなどについては、本計画に定める必要な量を超えた場合においても必要に応じて指定を行うこととしています。

《 障害児通所支援 》

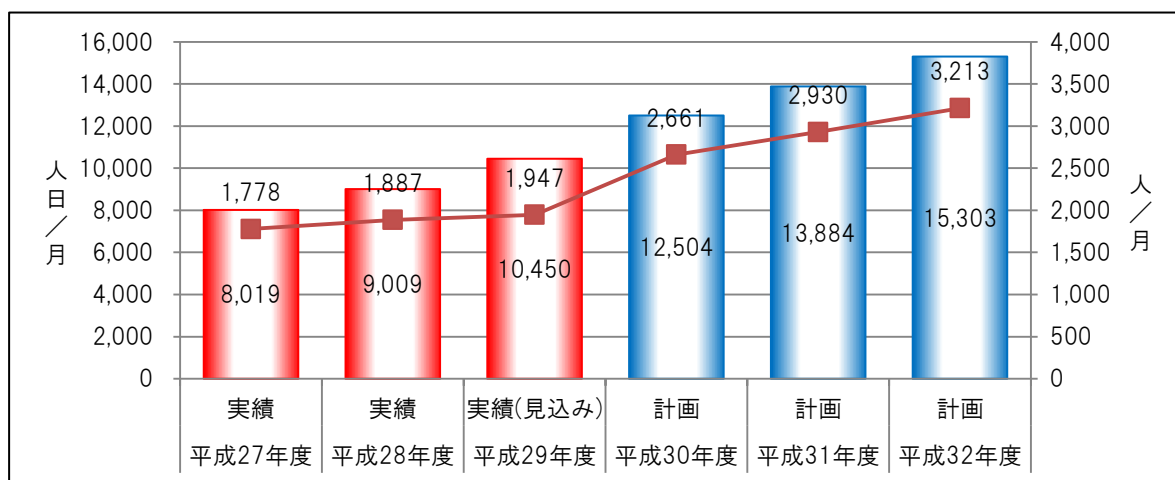
(1) 平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

① 児童発達支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	6,074	1,085	6,742	1,199	7,405	1,312
宇 城	683	151	733	162	787	173
有 明	713	156	779	169	839	182
鹿 本	245	91	250	93	255	95
菊 池	1,957	427	2,315	493	2,696	562
阿 蘇	578	163	618	179	657	195
八 代	1,256	261	1,321	277	1,377	292
芦 北	220	90	297	110	417	145
球 磨	513	149	559	159	616	169
天 草	265	88	270	89	255	88
県全域	12,504	2,661	13,884	2,930	15,303	3,213



【 第1期計画における見込み 】

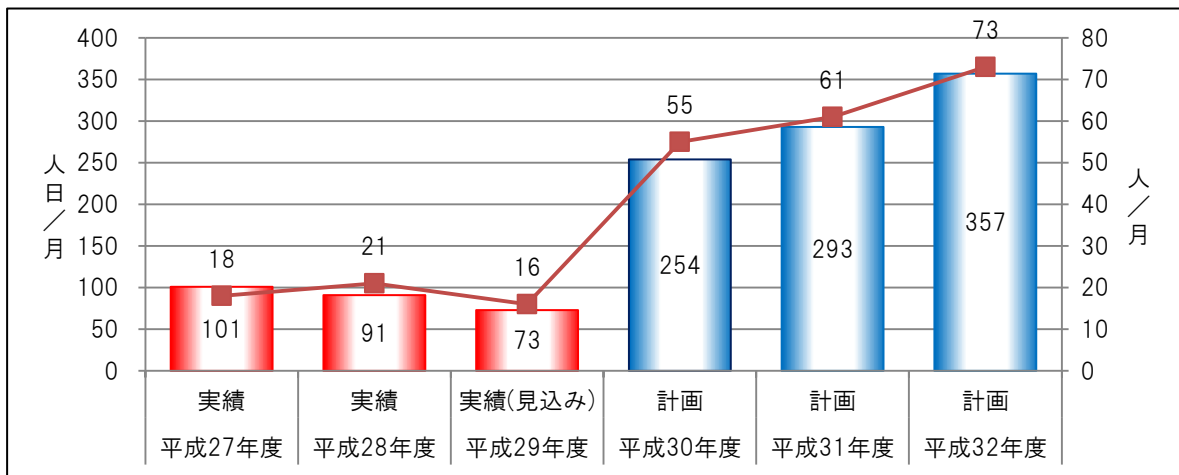
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量は約1.46倍、利用者数約1.65倍の見込み

② 医療型児童発達支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	61	10	66	11	77	13
宇 城	77	11	108	15	150	21
有 明	14	3	14	3	14	3
鹿 本	1	1	1	1	1	1
菊 池	10	11	11	11	12	12
阿 蘇	4	1	4	1	4	1
八 代	41	6	43	7	45	8
芦 北	10	2	10	2	15	3
球 磨	9	4	9	4	11	5
天 草	27	6	27	6	27	6
県全域	254	55	293	61	357	73



【 第1期計画における見込み 】

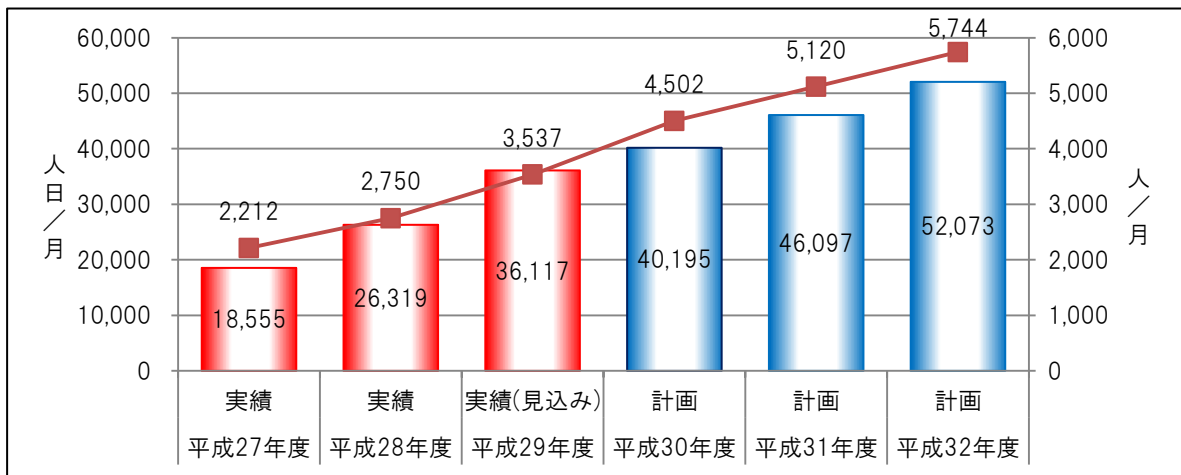
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約4.89倍、利用者数約4.56倍の見込み

③ 放課後等デイサービス

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	20,952	2,020	24,717	2,374	28,475	2,727
宇 城	2,334	269	2,793	322	3,302	380
有 明	2,585	279	2,769	301	2,954	324
鹿 本	1,000	147	1,020	152	1,040	157
菊 池	4,034	592	4,352	617	4,751	644
阿 蘇	1,486	234	1,632	262	1,772	289
八 代	3,429	539	3,964	624	4,541	716
芦 北	717	92	864	110	1,030	129
球 磨	2,457	230	2,746	253	2,960	272
天 草	1,201	100	1,240	105	1,249	106
県全域	40,195	4,502	46,097	5,120	52,073	5,744



【 第1期計画における見込み 】

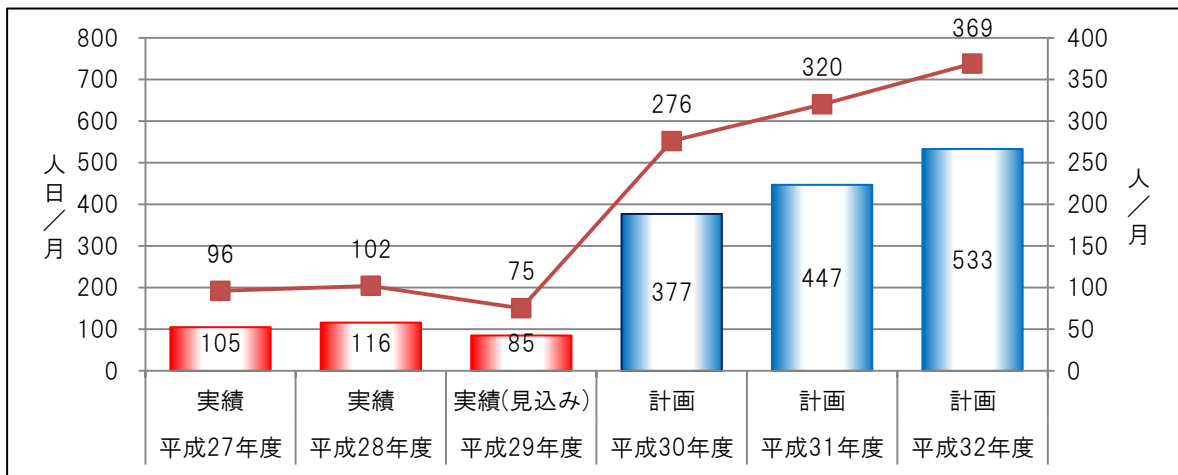
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約1.44倍、利用者数約1.62倍の見込み

④ 保育所等訪問支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入れ又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	106	60	127	67	151	75
宇 城	21	18	25	21	30	25
有 明	12	7	14	8	16	9
鹿 本	1	1	2	2	2	2
菊 池	27	21	34	27	43	33
阿 蘇	81	77	92	87	103	97
八 代	60	35	78	46	104	61
芦 北	9	14	13	18	21	22
球 磨	41	31	43	32	44	33
天 草	19	12	19	12	19	12
県全域	377	276	447	320	533	369



【 第1期計画における見込み 】

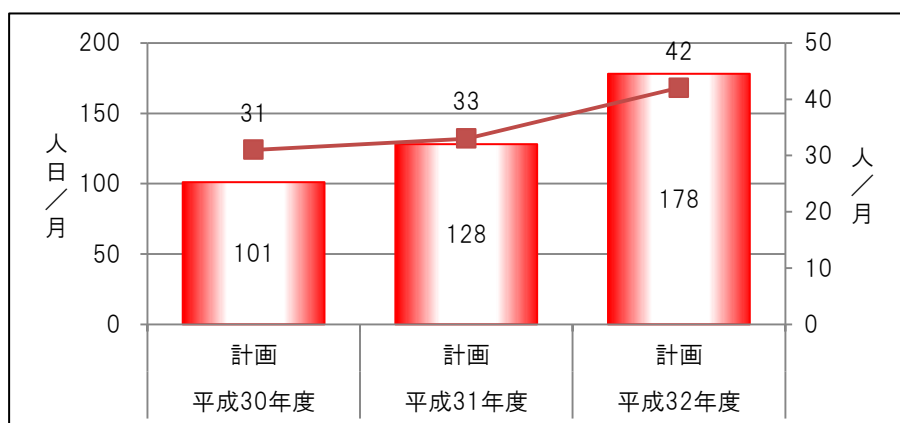
平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用量約6.27倍、利用者数約4.92倍の見込み

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本・上益城	29	7	39	7	62	9
宇 城	4	2	4	2	4	2
有 明	21	4	21	4	22	5
鹿 本	1	1	1	1	1	1
菊 池	0	0	0	0	4	1
阿 蘇	5	2	5	2	5	2
八 代	5	1	5	1	13	2
芦 北	24	10	36	11	50	15
球 磨	10	3	10	3	10	3
天 草	2	1	7	2	7	2
県全域	101	31	128	33	178	42



【 第1期計画における見込み 】

平成32年度には、利用量178人日/月、利用者数42人の見込み

(2) 必要な見込量の確保のための方策

発達障がい等、支援が必要な子どもが増えていることもあり、障がい児支援等の見込量は、これまでの実績に比べて大幅に増加しています。

事業所の開設を希望する事業者が、障がい児支援等に関する法制度や事業所指定の手続に関する情報を効率的かつ効果的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請を行う事業者への支援を行います。

また、既設の事業所に対しては、複数の事業所設置や複数のサービスを実施する多機能型事業所への転換等、事業拡大に向けた取組を支援します。

《 障害児入所支援 》

(1) 平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

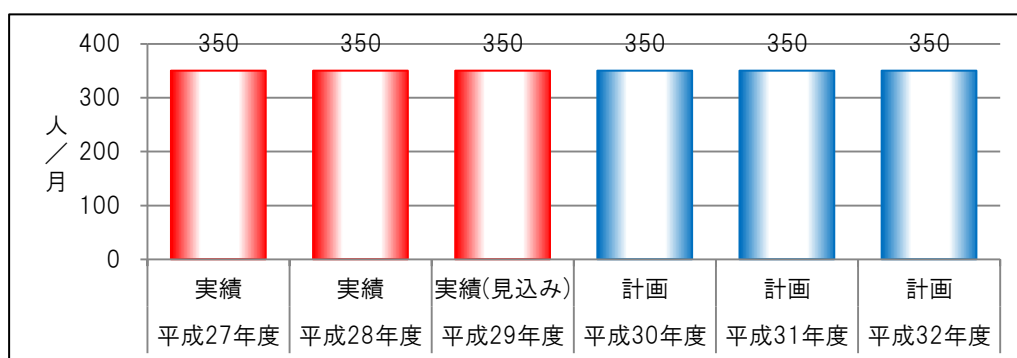
⑥、⑦ 福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数（指定障害児入所施設の必要入所定員総数）の見込みを設定する。

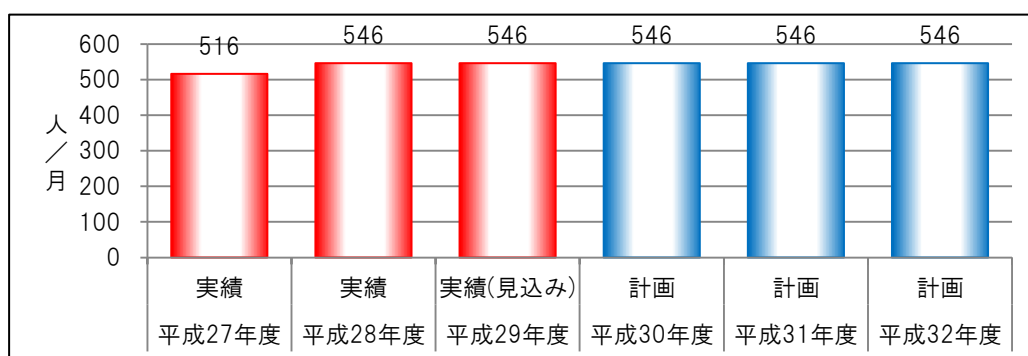
〔 福祉型障害児入所施設 〕

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	定員数見込み (人/月)	定員数見込み (人/月)	定員数見込み (人/月)
県全域	350	350	350



〔 医療型障害児入所施設 〕

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	定員数見込み (人/月)	定員数見込み (人/月)	定員数見込み (人/月)
県全域	546	546	546



(2) 必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障がい児支援等に関する法制度や事業所指定の手續に関する情報を効率的かつ効果的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請を行う事業者への支援を行います。

《 障害児相談支援 》

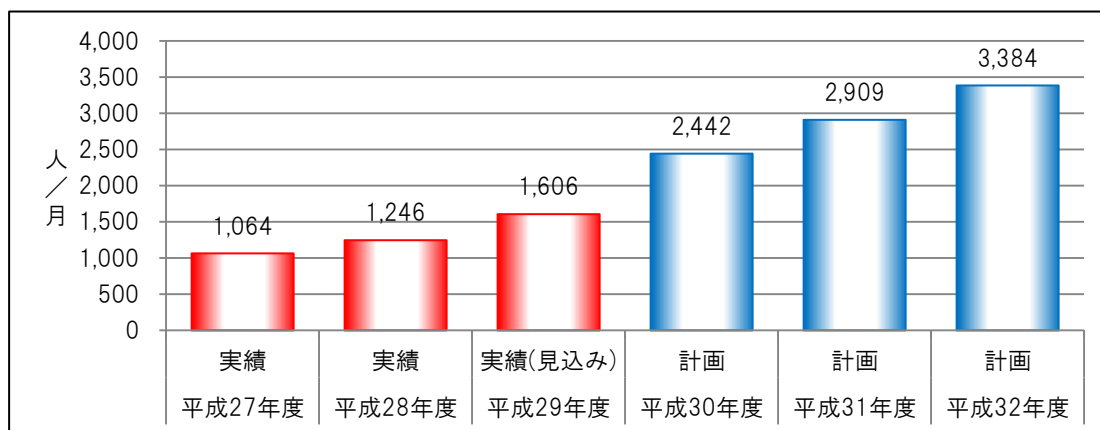
(1) 平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

⑧ 障害児相談支援

【 国の基本指針 】

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する

圏 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本・上益城	1,406	1,754	2,104
宇 城	98	126	161
有 明	92	98	104
鹿 本	69	70	71
菊 池	246	281	318
阿 蘇	69	79	88
八 代	160	176	193
芦 北	33	36	40
球 磨	197	211	220
天 草	72	78	85
県全域	2,442	2,909	3,384



【 第1期計画における見込み 】

平成29年度実績（見込み）と比較し、平成32年度には、利用者数約2.11倍の見込み

(2) 必要な見込量の確保のための方策

利用希望者が事業者の情報を収集できるよう、また、事業所の開設を希望する事業者が、障がい児支援等に関する法制度に関する情報を効率的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載する情報を充実することで、利用者及び指定申請を行う事業者への支援を行います。

《 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 》

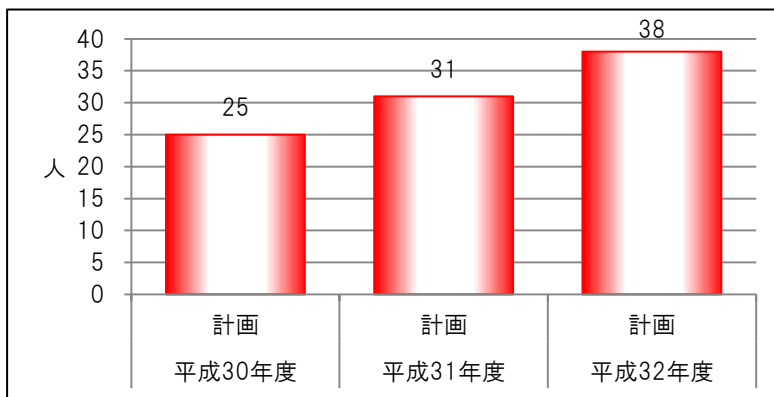
(1) 平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

⑨ 医療的ケア児コーディネーターの配置人数

【 国の基本指針 】

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

圏 域	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	配置数見込み (人)	配置数見込み (人)	配置数見込み (人)
熊本・上益城	1	7	8
宇 城	4	4	5
有 明	3	3	4
鹿 本	1	1	1
菊 池	1	1	2
阿 蘇	1	1	1
八 代	1	1	2
芦 北	6	6	6
球 磨	5	5	7
天 草	2	2	2
県全域	25	31	38



【 第1期計画における見込み 】

平成32年度には、配置人数は38人の見込み

(2) 必要な見込量の確保のための方策

医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援を総合調整するコーディネーターを養成するとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るため、協議の場の設置を推進します。

《 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備 》

(1) 平成32年度までの各年度における必要な量の見込み

障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制に係る定量的な目標

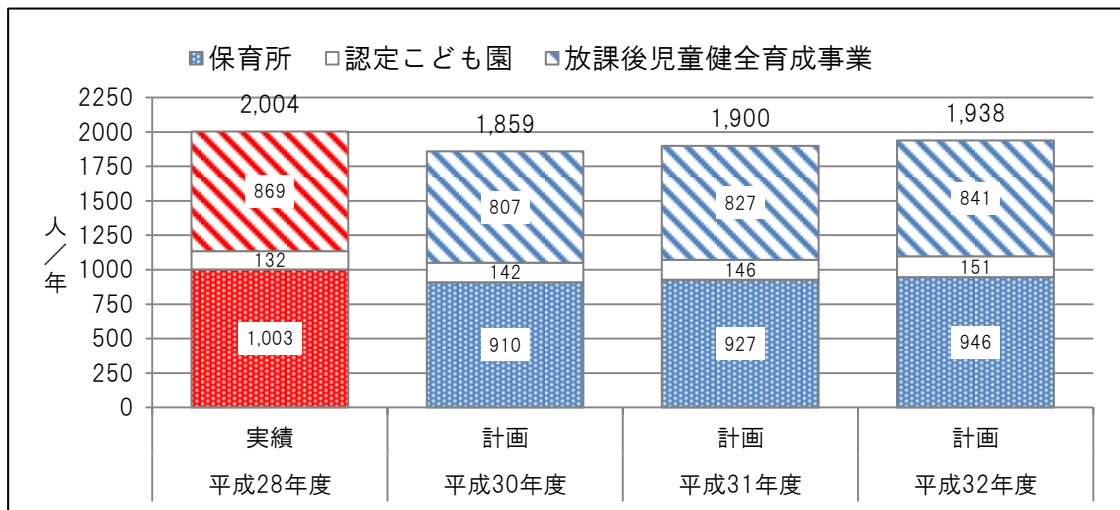
【国の通知 (※)】

子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえ、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な目標（各施設における障がい児の受入人数）を設定します。

(※) 国の通知

平成29年3月31日付け障障発 0331 第9号外厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」

区分	現状 (平成28年度) (人)	第1期計画		
		平成30年度 障がい児 受入人数見込み (人)	平成31年度 障がい児 受入人数見込み (人)	平成32年度 障がい児 受入人数見込み (人)
放課後児童健全育成事業	869	807	827	841
認定こども園	132	142	146	151
保育所	1,003	910	927	946
計	2,004	1,859	1,900	1,938



【第1期計画における見込み】

平成32年度には、障がい児の受入人数は1,938人の見込み

(2) 必要な見込量の確保のための方策

母子保健施策と緊密な連携を図り、障がい児の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めます。

第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

1 基本的な考え方

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供に当たって基本となるのは人材であり、サービスの質の向上のためには、サービスの提供を担う人材の確保及び資質の向上が重要です。

サービス提供に係る専門職員であるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）並びに相談支援専門員の養成やサービス提供を直接担う職員等に対する研修を計画的に実施し、サービスに係る人材の確保及び資質の向上を図ります。

また、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等への研修を実施することにより、障害福祉サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めます。

併せて、事業者に対する第三者評価制度や障害福祉サービス等情報公表制度の普及啓発を行うことにより、サービスの質の向上を図り、利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供します。

2 実施する事業の内容

(1) サービスの提供に係る人材の育成

① 相談支援従事者研修

ア 相談支援従事者研修

相談支援専門員は、障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、利用者の意思を反映した最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、サービス等利用計画を作成します。地域における相談支援事業の担い手となる相談支援専門員を確保できるよう、相談支援従事者研修を計画的に実施します。

なお、意思決定支援への配慮、高齢障がい者等への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成・育成するために、平成31年度から相談支援従事者研修のカリキュラムの改定や制度の見直しが以下のとおり実施されます。

(a) 相談支援従事者初任者研修

一定の実務経験のある者を対象とし、基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる知識と技能の習得を図ります。

(b) 相談支援従事者現任研修

相談支援専門員の現任者に対し、概ね5年ごとに、研修を実施することにより、的確な支援を行うための知識や技術の向上を図ります。

(c) 相談支援従事者主任研修

一定の実務経験等を経た相談支援専門員を対象に、地域づくりや人材育成、困難事例への対応等、地域の中核的な役割を担う専門職の育成を図ります。

(d) 専門コース別研修

相談支援専門員の現任者の資質向上のため、専門コース別研修（障がい児支援、権利擁護、地域移行等）を計画的に実施します。

イ 相談支援従事者指導者養成研修

相談支援従事者研修の実施に当たり、必要な指導者を確保するため、県内の相談支援専門員の中から、指導者にふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者養成に努めます。

② サービス管理責任者等研修

ア サービス管理責任者等研修

サービス管理責任者等は、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、個別支援計画を作成するとともに、サービス内容及び質の確保等に関する責任を担っています。利用者の意思を尊重した質の高いサービスを提供できるよう、サービス管理責任者等研修を計画的に実施します。

なお、サービスの質の担保及びサービス管理責任者等がそのキャリアに応じたスキルアップを図る機会を確保するため、平成 31 年度からサービス管理責任者等研修制度の見直しが以下のとおり実施されます。

(a) サービス管理責任者等基礎研修

一定の実務経験のある者を対象とし、制度等の基礎理解や個別支援計画作成に関する知識と技能の習得を図ります。

(b) サービス管理責任者等実践研修

基礎研修終了後、一定の実務経験を経た者を対象とし、職員への指導等を含めたサービス管理全体についての知識と技術の習得を図ります。

(c) サービス管理責任者等更新研修

実践研修後、概ね 5 年ごとに、現任者に対する研修を計画的に実施することにより、質の高いサービスを提供するための知識や技術の向上を図ります。

(d) 分野別専門研修

サービス管理責任者等の資質向上のため、サービスの種別や障がいの特性に応じた支援についての研修を計画的に実施します。

イ サービス管理責任者等指導者養成研修

サービス管理責任者等研修の実施に当たり、必要な指導者を確保するため、県内の指定障害福祉サービス事業所等の職員等の中から、指導者としてふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、

指導者の養成に努めます。

③ サービスを直接担う職員等に対する研修

ア 居宅介護従業者等養成研修

(a) 重度訪問介護従業者養成研修

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する人に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに外出時における移動中の介護及びたんの吸引等に関する知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。

(b) 同行援護従業者養成研修

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ等の介護その他必要な援助を行うため、知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。

(c) 行動援護従業者養成研修

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人に、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。

イ 地域リーダー養成研修

一定の実務経験を経た相談支援専門員やサービス管理責任者等を対象として、地域におけるサービスの向上に中心的役割を担うリーダーの養成を目的とした研修を実施します。

ウ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

自傷、他害行為等、危険を伴う行為を頻回に行い、対応が困難とされる強度行動障がい者を有する人に対して、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行う職員の人材育成を目的とした研修を実施します。

エ 強度行動障害支援者養成研修指導者研修

強度行動障害支援者養成研修の実施に当たり、必要な指導者を確保するため、指導者にふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者の養成に努めます。

オ 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）

居宅及び障害者支援施設等において、利用者に必要なケアを安全に提供できるよう、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成するための研修を計画的に実施します。

④ 障害支援区分認定調査員等研修

ア 障害支援区分認定調査員研修

障害支援区分認定を適正に行うために極めて重要な役割を担っている認定調査員に対し、多様な障がい特性を理解し、公平、公正かつ適切な調査を実施するために必要な知識、技能を習得できるよう、計画的に研修を実施します。

イ 市町村審査会委員研修

市町村審査会委員は、市町村等が設置する市町村審査会において二次判定を行う役割を担っています。公平、公正かつ適正な二次判定が行われるよう、審査技術等向上のための研修を計画的に実施します。

ウ 主治医研修

主治医等は、市町村審査会において二次判定の重要な資料となる医師意見書を記載します。県医師会等の協力のもと、意見書の記載方法等の周知を図るための研修を計画的に実施します。

(2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが運営方法やサービスの提供体制における課題を把握し、改善を行うことが重要です。

その方法の一つとして、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービス进行评估する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。

事業者に対する第三者評価制度の普及啓発を行い、サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供します。

また、平成 30 年度から障害福祉サービス等情報公開制度が創設されたことを踏まえ、障害福祉サービス等を利用する人が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの人がこの制度を活用しやすい仕組みづくりや普及、啓発に向けた取組を行っていきます。

第7章 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

1 事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施することで、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自立した日常生活や社会生活を営むことのできる地域社会の実現を図ることを目的としています。

県においては、専門性の高い相談支援事業や市町村域を越える広域的な支援事業等を実施しています。

また、地域生活支援事業に加えて、政策的な課題に対応するため、実施を促進すべき事業を地域生活支援促進事業として位置付け、県においては、発達障害者支援体制整備事業や障害者虐待防止対策支援事業等を実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。

2 実施する県地域生活支援事業の内容

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名	事業の内容
① 発達障害者支援センター運営事業	自閉症等の発達障がいに対する基幹的な相談支援機関として、発達障害者支援法第14条に基づき、発達障がい者支援センターを設置運営することにより、発達障がい児・者やその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関等からの要請に応じた普及啓発、研修等を行います。
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害支援センター（熊本大学附属病院神経精神科）を設置し、専門的な相談支援のほか、高次脳機能障がいに関する普及啓発や研修事業を行います。
③ 障害児等療育支援事業	地域療育センターにおいて、障がい児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術指導を行います。 また、難聴児療育拠点施設において、難聴児に対する、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導を行います。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	事業の内容
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	身体障がい者福祉の概要等を理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者の養成研修を行います。
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者通訳・介助員の養成研修を行います。
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修	失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行います。

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	事業の内容
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

事業名	事業の内容
① 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	市町村域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合に、県が市町村間の派遣調整を行います。

(5) 広域的な支援事業

事業名	事業の内容
① 都道府県相談支援体制整備事業	相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	医療・保健・福祉・教育・労働等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、発達障がい児・者への支援体制を整備します。

(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

事業名	事業の内容
① 障害支援区分認定調査員等研修事業	<p>市町村が実施する障害支援区分認定が適切に行われるよう、認定に関わる職員等に対し、次の研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害支援区分認定調査員研修 (2) 市町村審査会委員研修 (3) 主治医研修
② 相談支援従事者研修事業	<p>相談支援専門員の養成及び資質向上を図るため、次の研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援従事者初任者研修 (2) 相談支援従事者現任研修
③ サービス管理責任者研修事業	<p>障害福祉サービスの提供に当たって、利用者一人一人の個別支援計画の作成や、施設・事業所においてサービスの内容や質の管理を行うサービス管理責任者の養成研修を実施します。</p>
④ 居宅介護従業者等養成研修事業	<p>適切な居宅介護を提供するための居宅介護従業者（ホームヘルパー）等の養成研修を行います。</p>
⑤ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	<p>身体障がい者・知的障がい者相談員が、障がい者等の人権や財産に対する侵害事案等の防止・早期発見と関係機関への情報提供を行えるよう、また、日常的相談援助活動のためのネットワークを形成するなど、地域で生活している障がい者等を支援できるよう、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る研修を実施します。</p>
⑥ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	<p>疾病等により、喉頭を摘出し音声機能を喪失した音声機能障がい者等に対する発声訓練を行う指導者を養成します。</p>
⑦ 精神障害関係従事者養成研修事業	<p>精神医療等に従事する者等の専門的な能力の向上及び人材育成を図る研修を実施します。</p>
⑧ その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	<p>一定の実務経験を経た相談支援専門員やサービス管理責任者等を対象として、地域におけるサービスの向上に中心的役割を担うリーダーの養成を目的とした研修を実施します。</p>

(7) 任意事業

① 日常生活支援

事業名	事業の内容
ア オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練	ストマ用装具を装着している人に対して、装具の使用方法等について訓練します。 また、社会生活に必要な基本的な事項について、相談に応じます。
イ 音声機能障害者発声訓練	疾病等により、喉頭を摘出し音声機能を喪失した音声機能障がい者に対して、発声訓練を行います。
ウ 児童発達支援センター等の機能強化等	児童発達支援センターの機能強化により、地域の障がい児等支援の拠点を整備します。

② 社会参加支援

事業名	事業の内容
ア 手話通訳者設置	聴覚障がい者が、県庁等において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者を設置します。
イ 字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕又は手話を挿入した映像ソフトを制作し、聴覚障がい者に貸出しを行います。
ウ 点字による即時情報ネットワーク	社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報について、県点字図書館が点字物や音声による情報提供を行います。
エ 都道府県障害者社会参加推進センター運営	障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者等の人権及び権利の擁護に関する相談事業（障がい者 110番）等を行います。
オ 奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員の養成研修を行います。
カ レクリエーション活動等支援	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の交流を深めるとともに、障がい者スポーツの普及促進のため、以下の大会等を開催します。 （1）障がい者スポーツ大会 （2）精神障がい者スポレク大会 （3）身体障がい者スポーツ教室 （4）レクリエーション教室

キ 芸術文化活動振興	障がいや障がい者等への理解促進を図るとともに、障がい者等の創作意欲の助長や、芸術文化活動を振興するため、精神障がい者作品展や、ハートウィークフォーラムなどを開催します。
------------	--

③ 就業・就労支援

事業名	事業の内容
ア 障害者就業・生活支援センター体制強化等	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図り、関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

④ 重度障害者に係る市町村特別支援

事業名	事業の内容
ア 重度障害者に係る市町村特別支援	重度障がい者の割合が高く、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障がい者の割合が一定以上の市町村に対し、県が一定の財源支援を行います。

3 実施する県地域生活支援促進事業の内容

(1) 県地域生活支援促進事業

事業名	事業の内容
① かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障がいの早期発見・早期療育のため、地域の診療所の医師等に対して、発達障がいに関する研修を実施します。
② 発達障害者支援体制整備事業	発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行います。
③ 障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援を行うため、関係機関との連携強化や研修、普及啓発等を実施します。
④ 障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う生活上の支援を必要とする障がい者等に対し、地域の関係機関との連携の下、就業に関する相談・助言、職場準備訓練等のあっせん、職場定着支援等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行います。

⑤ 工賃向上計画支援事業	障がい者が地域で自立した生活ができるように支援することを目的に、就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃水準の引上げのため、事業所職員等を対象に研修等を実施します。
⑥ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等から構成される協議の場を設置します。
⑦ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）事業	強度行動障害を有する人に対して、適切な支援を行う職員を育成するため、研修を実施します。
⑧ 成年後見制度普及啓発事業	知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援する成年後見制度について、周知啓発のための研修を行います。
⑨ 依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	依存症の当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。
⑩ 身体障害者補助犬育成促進事業	身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成費用の助成等を行います。
⑪ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的として、災害派遣精神医療チーム体制整備事業を行います。

4 各事業の見込量の確保のための方策

事業の実施に当たっては、障がい者等のニーズを十分に踏まえた上で、事業の全部又は一部を社会福祉法人や専門性を有する団体に委託するなどして実施し、見込量の確保を図ります。

また、必須事業が未実施の市町村に対しては、それぞれの市町村の地理的特性や実情に配慮した上で、実施に向けた働きかけに努めます。

熊本県地域生活支援事業の見込量（平成30年度～平成32年度）

（1）専門性の高い相談支援事業

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画（見込み）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 発達障害者支援センター運営事業	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	相談等件数	3,900 件	4,000 件	4,100 件
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用者数	1,000 人	1,000 人	1,000 人
③ 障害児等療育支援事業				
ア 地域療育センター	箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所
イ 難聴児療育拠点施設	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

（2）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画（見込み）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	20 人	20 人	20 人
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	10 人	10 人	10 人
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修	修了者数	10 人	10 人	10 人

（3）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画（見込み）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	35 件	35 件	35 件
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	125 件	125 件	125 件

（4）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画（見込み）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	有・無	有	有	有

（5）広域的な支援事業

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画（見込み）		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 都道府県相談支援体制整備事業	実アドバイザー数	10 人	10 人	10 人
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催数	1 回	1 回	1 回

(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画(見込み)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	障害支援区分認定調査員等研修事業			
	ア 障害支援区分認定調査員研修	人数	70 人	70 人
	イ 市町村審査会委員研修	人数	30 人	30 人
	ウ 主治医研修	人数	50 人	50 人
②	相談支援従事者研修事業			
	ア 相談支援従事者初任者研修	人数	100 人	100 人
	イ 相談支援従事者現任研修	人数	50 人	50 人
	ウ 相談支援従事者指導者養成研修	人数	5 人	5 人
③	サービス管理責任者研修事業			
	ア サービス管理責任者等研修	人数	400 人	200 人
	イ サービス管理責任者等指導者養成研修	人数	7 人	7 人
④	居宅介護従業者等養成研修事業	人数	30 人	30 人
⑤	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	人数	423 人	423 人
⑥	音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	人数	7 人	7 人
⑦	精神障害関係従事者養成研修事業	人数	45 人	45 人
⑧	その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	人数	50 人	50 人

(7) 任意事業

① 日常生活支援

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画(見込み)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
ア	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練	人数	250 人	250 人
イ	音声機能障害者発声訓練	人数	1,105 人	1,105 人
ウ	児童発達支援センター等の機能強化	箇所数	6 箇所	10 箇所

② 社会参加支援

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画(見込み)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
ア	手話通訳者設置	活動件数	135 件	135 件
イ	字幕入り映像ライブラリーの提供	貸出本数	2,435 本	2,435 本
ウ	点字による即時情報ネットワーク	利用人数	40 人	40 人
エ	都道府県障害者社会参加推進センター運営	有・無	有	有
オ	奉仕員養成研修	修了者数	13 人	13 人
カ	レクリエーション活動等支援			
	(1) 障がい者スポーツ大会	参加人数	910 人	950 人
	(2) 精神障がい者スポレク大会	参加人数	800 人	800 人
	(3) 身体障がい者スポーツ教室	参加人数	500 人	500 人
	(4) 地域精神障がい者レクリエーション教室	参加人数	700 人	700 人
キ	芸術文化活動振興			
	(1) 精神障がい者作品展	団体数	30 団体	30 団体
	(2) ハートウィーク	参加人数	2,000 人	2,000 人

③ 就業・就労支援

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画(見込み)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者就業・生活支援センター体制強化等	箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	登録者数	1,718 人	1,818 人	1,918 人

④ 重度障害者に係る市町村特別支援

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画(見込み)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
重度障害者に係る市町村特別支援	実施予定の有・無	有	有	有

※該当市町村がある場合に実施

熊本県地域生活支援促進事業の見込量 (平成30年度～平成32年度)

(1) 都道府県地域生活支援促進事業

事業名		第5期障がい・第1期障がい児福祉計画(見込み)			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
①	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	参加人数	20 人	20 人	20 人
②	発達障害者支援体制整備事業				
	ア 発達障がい者地域支援マネジャーの配置	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	イ ペアレントメンター登録者数	人数	40 人	45 人	50 人
③	障害者虐待防止対策支援事業	有・無	有	有	有
④	障害者就業・生活支援センター事業	箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所
		登録者数	2,062 人	2,182 人	2,302 人
⑤	工賃向上計画支援事業	研修実施	有	有	有
⑥	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業				
	ア 医療的ケア児等コーディネーター養成	配置人数	25 人	31 人	38 人
	イ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による協議の場の設置	協議会開催数	1 回	1 回	1 回
⑦	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)事業	人数	220 人	220 人	220 人
⑧	成年後見制度普及啓発事業	研修実施	有	有	有
⑨	依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	支援団体	2 団体	2 団体	2 団体
⑩	身体障害者補助犬育成促進事業	助成件数	1 件	1 件	1 件
⑪	精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
	ア 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	運営委員会開催数	2 回	2 回	2 回

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障がい者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行（平成24年10月）に伴い、県では、熊本県障がい者権利擁護センターを設置し、市町村の障害者虐待防止センターと連携を図りながら、障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の取組を進めています。

また、障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者等の支援を適切に行うため、医師会や弁護士会等の専門家や施設・当事者団体、高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関及び行政を構成機関とする熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議を設置（平成24年7月設置、平成28年4月名称変更）し、体制や取組について定期的な検証を行うとともに、相互の連携強化に取り組んでいます。

さらに、以下の項目について配慮し、障がい者等に対する虐待の防止を効果的に図っていきます。

（1）相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。

また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査等のあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。

特に、相談支援事業者に対しては、居宅や施設等への訪問を通じて障がい者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることから、虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ります。

（2）一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障がい者等を保護するに当たって、市町村が行う一時保護に必要な居室の確保について支援するとともに、必要に応じて市町村域を越えた広域的な調整を行います。

こうした緊急時の受入体制を確保するためにも、地域の社会資源を最大限活用し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを構築する必要があることから、地域での暮らしの安心を担保する地域生活支援拠点等の整備が市町村において円滑に進むよう必要な情報提供や助言等の支援を行います。

(3) 指定障害児入所支援の従業者への研修

児童福祉法に基づき被措置児童等虐待対応を行う指定障害児入所支援についても、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等を実施します。

(4) 権利擁護の取組

障がい者等の権利を擁護し、適切な医療、介護、福祉サービスなどを受けられることができるよう、市町村とも連携し、成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行います。

そのため、高齢者支援部局（認知症等で判断能力が十分でない方への支援）とも連携し、市町村等職員の理解促進に向けた取組や県民への周知啓発に努めるとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

2 意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

3 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者等の芸術文化活動の振興を図ることにより、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進します。

このため、相談支援や人材育成、発表の機会の確保等の芸術文化活動の支援に努めます。

4 障がいを理由とする差別の解消の推進

県では、障がいを理由とする差別をなくし、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、平成 23 年 7 月に、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成 23 年条例第 32 号）を制定しました（平成 24 年 4 月 1 日全面施行、平成 28 年 4 月 1 日一部改正）。

この条例により、障がいを理由とする不利益な取扱いや合理的配慮の問題について、専門の相談員と第三者機関が解決を図るほか、障がい者等に対する理解を深めるための取組を推進しています。

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であるとともに、障がい者等に対する県民の理解が不可欠です。障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、今後も引き続き、条例や平成 28 年 4 月から施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の内容について、周知啓発に取り組みます。

5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所（以下「事業所等」という。）は、地域に開かれた施設として、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築することが災害（非常）時における利用者の安全確保に大きく寄与することから、障がいや障がい者等に対する理解を深める啓発活動を通して地域住民とのつながりを深めるとともに、警察や医療関係者を含めた関係機関との情報共有を図るなど、事業所等における利用者の安全確保に向けた取組を引き続き行います。

一方で、災害時には事業所等が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることの重要性も高まっていることから、今後の防災対策については、福祉避難所としての役割を含めた取組を検討する必要があります。

本県では、平成 28 年熊本地震の課題を踏まえ、事業所等が災害時に福祉避難所としての機能を十分に発揮するために必要な取組を示した福祉避難所運営マニュアルを作成しており、市町村におけるマニュアル作成及び見直しへの支援や、市町村と連携した研修及び訓練の実施による実効性の確保を図っているところです。併せて、障がい者等や地域住民に対する福祉避難所制度の周知や、市町村における事業所等との福祉避難所に関する協定締結の推進についても取り組めます。

さらに、サービスを利用する障がい者等が安心して生活できるように、障がい者等の権利擁護の視点を含めた職員研修の充実を図るとともに、サービスの提供者である職員が、過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇や職場環境等の改善に向けた支援を行います。

第9章 熊本県障がい福祉計画の実績（第3期～第4期）

1 成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者数の増加

国の基本指針	H23.12.27告示	平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が地域生活へ移行する
	H26.5.15告示	平成29年度末において、平成26年3月31日時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行する

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度までに法施行前の施設入所定員の約3割にあたる1,020人以上が地域生活へ移行			平成29年度末までに平成25年度末時点における施設入所者数(2,984人)の10%(298人)以上が地域生活へ移行	
実績値	65人	48人	35人	24人	28人
累積値	683人(※)	731人(※)	766人(※)	59人(※)	87人(※)
達成率	67.0%	71.7%	75.1%	19.8%	29.2%

(※)平成18年度(第1期福祉計画)からの累積値

(※)平成26年度からの累積値

② 施設入所者数の減少

国の基本指針	H23.12.27告示	平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減する
	H26.5.15告示	平成29年度末の施設入所者数を平成26年3月31日時点の施設入所者数から4%以上削減する

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度までに法施行前の施設入所定員(3,411人)を約1割削減			平成29年度末時点の施設入所者数を、平成25年度末時点の入所者数(2,984人)から4%の120人減少	
目標定員(入所者数)	3,071人			2,864人	
目標削減数	▲340人			▲120人	
目標削減率	10.0%			4.0%	
実績定員(入所者数)	3,016人	2,989人	2,979人	2,971人(※)	2,956人(※)
実績削減数	395人	422人	432人	13人	28人
実績削減率	11.6%	12.4%	12.7%	0.4%	0.9%
達成率	116.2%	124.1%	127.1%	10.8%	23.3%

(※)第4期は、施設入所者数を記載

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ① 入院後3か月時点の退院率の上昇
- ② 入院後1年時点の退院率の上昇
- ③ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

国の基本指針	H23.12.27告示	平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加する 平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から2割増加する
	H26.5.15告示	平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする 平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少する

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	ア 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月調査比で約7%相当分増加させ、77%以上 イ 平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を平成23年6月調査時点よりも約20%増加させ、288人以上			① 平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上 ② 平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上 ③ 平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点(5,475人)から18%以上減少させ、986人減少	
実績値	72.5%(ア)	72.7%(ア)	71.3%(ア)	① 56.9%	① 59.6%
	259人(イ)	313人(イ)	353人(イ)	② 87.9%	② 89.0%
達成率	94.2%(ア)	94.4%(ア)	92.6%(ア)	③ 353人	③ 764人
	89.9%(イ)	108.7%(イ)	122.6%(イ)	① 88.9%	① 93.1%
				② 96.6%	② 97.8%
				③ 35.8%	③ 77.5%

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	H26.5.15告示	平成29年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する
--------	------------	---

計画	熊本県障がい福祉計画(第4期)	
目標値	平成29年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等を各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つ(県内11か所)整備することを基本に、各市町村及び各圏域における協議会等の議論も踏まえ、広域的な見地から必要な支援を行う	
実績値	0	ヶ所
達成率	0.0	%

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

国の基本指針	H23.12.27告示	・平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定。目標値は、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい
	H26.5.15告示	・平成29年度中に一般就労に移行する者の数を平成24年度実績の2倍以上とする

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度までに法施行前の授産施設における就労実績の約4倍にあたる年間110人以上が一般就労に移行			平成29年度中に一般就労に移行する者の数を平成24年度実績(139人)の1.5倍(209人)とする	
実績値	139人	155人	175人	207人	230人
達成率	126.4%	140.9%	159.1%	99.0%	110.0%

② 就労移行支援事業の利用者数の増加

国の基本指針	H23.12.27告示	・平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用する
	H26.5.15告示	・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加する

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度末において、福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用する			平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数(486人)から6割以上増加し、778人とする	
福祉施設の利用者数	9,349人	10,067人	10,712人	—	
利用者数	443人	486人	476人	448人	404人
割合	4.7%	4.8%	4.4%	—	
達成率	23.7%	24.1%	22.2%	-13.0%	-28.1%

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

国の基本指針	H26.5.15告示	・平成29年度における就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする
--------	------------	--

計画	熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成27年度	平成28年度
目標値	平成29年度における就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする	
3割以上の事業所の割合	33.9%	31.6%
達成率	67.8%	63.2%

④ 就労支援に係る活動指標

ア 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労移行者数

期間	熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成27年度	平成28年度
目標値	平成29年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労移行者の数を年間209人とする	
実績値	202 人	230 人
達成率	96.7 %	110.0 %

イ 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者(年間110人以上)が公共職業安定所を通じて一般就労する			平成29年度において、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所におけるチーム支援を受ける件数を年間209件とする	
就労者数	139 人	155 人	175 人	207 人	230 人
公共職業安定所支援	95 人	114 人	135 人	136 人	157 人
公共職業安定所チーム支援	—			— 人	29 人
達成率	86.4 %	103.6 %	122.7 %	— %	13.9 %

ウ 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間33人が委託訓練を受講する			平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、委託訓練の受講者数を年間18人とする	
就労者数	139 人	155 人	175 人	207 人	230 人
委託訓練	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
達成率	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %

エ 障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間55人が障害者試行雇用事業を利用する			平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者トライアル雇用事業を開始する者の数を年間105人とする	
就労者数	139 人	155 人	175 人	207 人	230 人
障害者試行雇用事業利用	26 人	30 人	51 人	35 人	49 人
達成率	47.3 %	54.5 %	92.7 %	33.3 %	46.7 %

オ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間55人が職場適応援助者を利用する			平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職場適応援助者による支援を受ける者の数を年間105人とする	
就労者数	139 人	155 人	175 人	207 人	230 人
職場適応援助者利用	34 人	22 人	37 人	30 人	29 人
達成率	61.8 %	40.0 %	67.3 %	28.6 %	27.6 %

カ 障害者就業・生活支援センター事業等による支援対象者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者(年間110人以上)が障害者就業・生活支援センターの支援を受ける			平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者(年間209人以上)が障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける	
就労者数	139 人	155 人	175 人	207 人	230 人
支援を受けた者	48 人	46 人	49 人	45 人	61 人
達成率	34.5 %	29.7 %	28.0 %	21.7 %	26.5 %

キ 就労継続支援(A型)事業の利用者数の割合

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標値	平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用する		
就労(A型)＋就労(B型)利用者数	4,045 人	4,658 人	5,257 人
就労(A型)利用者数	1,518 人	1,943 人	2,374 人
割合	37.5 %	41.7 %	45.2 %
達成率	125.1 %	139.0 %	150.5 %

⑤ 福祉施設で就労する障がい者の工賃額

計画	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標値	目標平均工賃月額			目標工賃月額	
	15,100 円	16,200 円	17,300 円	14,600 円	15,200 円
実績値	13,563 円	13,648 円	14,042 円	13,886 円	13,924 円
達成率	89.8 %	84.2 %	81.2 %	95.1 %	91.6 %

2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び実績

【訪問系サービス】

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

		熊本県障がい福祉計画(第3期)						熊本県障がい福祉計画(第4期)			
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (時間/月)	利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	24,332.0	916	25,669.0	1,010	27,145.0	1,115	23,946.0	1,027	24,686.0	1,079
	実績	21,787.0	862	21,565.0	897	22,577.0	952	23,129.0	996	22,431.0	1,000
宇城圏域	見込み	2,601.0	153	3,026.0	178	3,495.0	205	2,461.0	145	2,760.0	159
	実績	1,920.0	112	1,880.0	110	2,136.0	122	2,521.0	138	2,713.0	149
有明圏域	見込み	5,537.0	218	6,138.0	238	6,576.0	259	5,504.0	276	6,033.0	302
	実績	3,376.0	182	3,735.0	203	3,914.0	216	4,246.0	233	4,593.0	247
鹿本圏域	見込み	2,612.0	113	2,999.0	131	3,450.0	150	2,144.0	111	2,341.0	119
	実績	1,508.0	76	1,669.0	85	1,696.0	91	1,691.0	96	1,716.0	103
菊池圏域	見込み	5,291.0	218	5,994.0	250	6,924.0	286	7,145.0	309	7,855.0	355
	実績	4,390.0	184	5,046.0	214	5,749.0	235	5,914.0	250	6,170.0	253
阿蘇圏域	見込み	670.0	47	790.0	56	924.0	66	629.0	60	687.0	66
	実績	358.0	33	474.0	40	483.0	37	518.0	44	545.0	45
上益城圏域	見込み	1,181.5	77	1,293.5	87	1,385.5	95	2,066.0	65	2,124.0	70
	実績	962.0	60	850.0	54	937.0	52	1,641.0	60	816.0	55
八代圏域	見込み	1,905.0	132	2,141.0	141	2,290.0	152	1,524.0	147	1,622.0	156
	実績	1,587.0	108	1,638.0	118	1,741.0	129	1,797.0	142	1,592.0	134
芦北圏域	見込み	1,917.0	74	2,237.0	85	2,440.0	96	2,380.0	90	2,494.0	99
	実績	1,443.0	55	1,601.0	59	1,794.0	64	1,808.0	66	1,737.0	58
球磨圏域	見込み	2,297.0	118	2,537.0	126	2,791.0	135	2,643.0	140	2,766.0	148
	実績	1,560.0	90	1,637.0	92	1,598.0	97	1,758.0	104	1,817.0	112
天草圏域	見込み	3,150.0	169	3,387.0	183	3,657.0	200	2,866.0	167	3,321.0	181
	実績	1,885.0	126	2,078.0	136	2,142.0	141	2,210.0	153	2,190.0	149
県合計	見込み	51,493.5	2,235	56,211.5	2,485	61,077.5	2,759	53,308.0	2,537	56,689.0	2,734
	実績	40,776.0	1,888	42,173.0	2,008	44,767.0	2,136	47,233.0	2,282	46,320.0	2,305

【日中活動系サービス】

(2) 生活介護

		熊本県障がい福祉計画(第3期)						熊本県障がい福祉計画(第4期)			
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
県全域	見込み	110,010	5,741	116,188	6,059	123,260	6,414	99,793	4,995	104,366	5,219
	実績	87,263	4,422	89,692	4,533	90,468	4,576	92,885	4,691	92,733	4,711

(3) 自立訓練(機能訓練)

		熊本県障がい福祉計画(第3期)						熊本県障がい福祉計画(第4期)			
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	483	34	526	37	540	38	277	22	290	23
	実績	375	27	342	26	252	19	155	11	160	12
宇城圏域	見込み	168	8	212	10	256	12	74	4	106	6
	実績	61	5	38	2	30	2	35	3	20	2
有明圏域	見込み	129	7	151	7	151	7	127	6	127	6
	実績	9	1	32	2	4	1	15	1	11	1
鹿本圏域	見込み	22	1	22	1	22	1	41	3	43	4
	実績	44	2	37	2	15	1	0	0	0	0
菊池圏域	見込み	86	6	121	8	145	9	67	4	88	5
	実績	65	4	30	1	40	3	12	1	16	2
阿蘇圏域	見込み	42	2	64	3	86	4	20	1	42	2
	実績	9	1	16	1	15	1	22	2	38	2
上益城圏域	見込み	83	6	127	8	149	9	78	4	100	5
	実績	23	1	17	1	26	2	10	1	17	1
八代圏域	見込み	22	1	22	1	44	2	40	2	40	2
	実績	18	1	23	1	30	2	26	2	30	2
芦北圏域	見込み	42	4	44	5	46	6	68	3	68	3
	実績	16	1	11	1	39	2	16	1	14	1
球磨圏域	見込み	19	1	19	1	19	1	15	3	15	3
	実績	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天草圏域	見込み	73	6	128	9	138	10	66	4	88	5
	実績	73	7	22	5	4	2	13	2	56	4
県合計	見込み	1,169	76	1,436	90	1,596	99	873	56	1,007	64
	実績	695	50	568	42	455	35	304	24	362	27

(4) 自立訓練(生活訓練)

		熊本県障がい福祉計画(第3期)						熊本県障がい福祉計画(第4期)			
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	1,966	104	2,930	155	3,327	176	1,726	82	1,868	89
	実績	1,640	88	1,767	91	1,723	83	1,880	96	1,967	99
宇城圏域	見込み	872	47	1,063	56	1,254	65	577	33	620	36
	実績	460	26	772	39	678	35	557	29	749	36
有明圏域	見込み	484	27	534	29	613	33	813	35	838	39
	実績	331	19	461	26	548	27	485	23	412	20
鹿本圏域	見込み	113	6	132	7	151	8	164	15	174	16
	実績	117	6	195	9	281	14	232	11	290	13
菊池圏域	見込み	578	42	666	51	774	62	675	36	783	41
	実績	568	31	902	47	752	38	604	34	574	34
阿蘇圏域	見込み	334	17	352	18	414	21	296	19	318	20
	実績	224	13	268	14	235	14	194	12	217	12
上益城圏域	見込み	711	35	623	31	711	35	525	28	720	38
	実績	339	20	318	17	347	19	463	25	697	35
八代圏域	見込み	600	36	979	59	1,111	67	279	23	303	25
	実績	307	17	374	22	237	22	339	28	474	37
芦北圏域	見込み	284	15	418	22	574	30	298	15	343	17
	実績	216	12	253	13	189	10	159	9	137	8
球磨圏域	見込み	197	9	218	10	218	10	426	22	446	23
	実績	293	15	289	15	319	16	316	17	417	22
天草圏域	見込み	611	28	744	34	902	41	1,069	54	1,091	55
	実績	563	29	731	41	920	52	885	51	578	34
県合計	見込み	6,750	366	8,659	472	10,049	548	6,848	362	7,504	399
	実績	5,058	276	6,330	334	6,229	330	6,114	335	6,512	350

(5) 就労移行支援

		熊本県障がい福祉計画(第3期)						熊本県障がい福祉計画(第4期)			
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	2,227	131	2,822	166	3,264	192	4,128	240	4,610	268
	実績	2,403	145	2,948	179	3,237	195	3,088	185	2,571	157
宇城圏域	見込み	1,164	59	1,420	72	1,757	88	640	36	852	43
	実績	527	31	509	29	520	31	556	32	520	31
有明圏域	見込み	743	42	837	48	937	54	874	50	975	55
	実績	706	36	598	32	601	33	514	30	613	36
鹿本圏域	見込み	363	19	439	23	515	27	220	11	242	13
	実績	257	15	166	10	162	10	191	11	269	17
菊池圏域	見込み	1,177	80	1,246	84	1,318	88	1,280	79	1,472	88
	実績	1,011	58	1,119	65	1,032	60	953	57	712	44
阿蘇圏域	見込み	493	23	513	24	511	24	284	17	323	19
	実績	276	15	273	13	223	12	202	12	167	10
上益城圏域	見込み	547	27	698	34	859	42	686	34	870	43
	実績	471	26	472	26	490	27	518	28	333	19
八代圏域	見込み	828	46	864	48	954	53	902	51	970	54
	実績	692	39	784	45	785	45	827	47	603	34
芦北圏域	見込み	449	25	608	33	811	43	316	16	513	26
	実績	333	18	284	15	151	9	175	10	180	10
球磨圏域	見込み	459	23	481	24	481	24	1,158	71	1,360	85
	実績	702	38	930	52	916	51	923	52	830	46
天草圏域	見込み	290	14	355	17	420	20	574	27	788	37
	実績	253	13	288	14	267	15	322	18	435	26
県合計	見込み	8,740	489	10,283	573	11,827	655	11,062	632	12,975	731
	実績	7,631	434	8,371	480	8,384	488	8,269	482	7,233	430

(6) 就労継続支援(A型)

		熊本県障がい福祉計画(第3期)						熊本県障がい福祉計画(第4期)			
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	9,847	521	10,660	564	11,605	614	21,509	1,103	24,317	1,247
	実績	11,604	613	14,566	758	17,173	889	19,091	981	19,520	1,013
宇城圏域	見込み	3,678	178	4,633	223	5,852	280	3,746	193	4,202	214
	実績	2,450	128	3,103	161	3,435	175	3,618	181	3,890	198
有明圏域	見込み	1,481	79	1,863	99	2,117	113	4,363	254	5,199	301
	実績	1,764	95	2,691	142	3,527	190	4,554	240	4,841	253
鹿本圏域	見込み	1,108	65	1,516	90	1,924	115	2,184	140	2,355	150
	実績	1,124	58	1,795	92	2,128	112	2,235	117	2,458	125
菊池圏域	見込み	2,041	114	2,232	125	2,414	135	4,891	240	5,384	262
	実績	2,513	128	3,304	171	4,421	227	5,099	263	5,737	291
阿蘇圏域	見込み	1,094	51	1,266	59	1,417	66	1,473	83	1,645	92
	実績	1,070	54	1,052	51	1,363	70	1,530	77	1,433	72
上益城圏域	見込み	739	39	897	47	1,056	55	1,912	96	2,214	111
	実績	939	48	1,351	69	1,795	91	2,063	106	2,084	109
八代圏域	見込み	2,069	99	2,342	112	2,636	126	4,622	221	5,120	245
	実績	2,208	105	3,086	147	4,169	199	5,132	248	5,758	281
芦北圏域	見込み	212	12	283	16	333	19	954	42	1,113	49
	実績	228	12	273	15	568	29	895	45	1,369	70
球磨圏域	見込み	1,370	66	1,438	70	1,559	76	2,675	138	2,907	150
	実績	1,338	65	1,506	73	2,488	123	3,340	168	3,724	187
天草圏域	見込み	1,449	67	1,581	73	1,759	81	2,447	117	2,638	126
	実績	1,246	62	1,304	64	2,067	103	2,585	128	2,859	141
県合計	見込み	25,088	1,291	28,711	1,478	32,672	1,680	50,776	2,627	57,094	2,947
	実績	26,484	1,368	34,031	1,743	43,134	2,208	50,142	2,554	53,673	2,740

(7) 就労継続支援(B型)

		熊本県障がい福祉計画(第3期)						熊本県障がい福祉計画(第4期)			
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	16,333	996	18,051	1,101	20,316	1,239	17,255	986	18,830	1,076
	実績	13,577	786	13,879	798	14,955	859	16,046	929	17,147	1,003
宇城圏域	見込み	3,990	202	4,593	232	5,361	271	3,576	197	4,295	237
	実績	2,622	148	2,860	161	3,117	173	3,360	190	3,596	205
有明圏域	見込み	4,584	277	5,203	314	5,922	358	4,467	263	4,959	291
	実績	3,211	191	3,582	207	3,855	224	4,214	248	4,587	271
鹿本圏域	見込み	1,459	87	1,876	111	2,293	137	1,596	106	1,687	112
	実績	1,273	67	1,473	76	1,763	91	1,915	97	1,866	97
菊池圏域	見込み	5,734	305	6,717	354	7,569	398	5,200	303	5,692	334
	実績	3,856	229	3,988	236	4,501	259	4,668	270	4,829	282
阿蘇圏域	見込み	2,983	139	3,274	153	3,439	160	2,632	136	2,908	150
	実績	2,218	116	2,174	113	2,293	118	2,297	118	2,347	123
上益城圏域	見込み	2,814	154	3,127	168	3,360	179	3,479	182	3,874	203
	実績	2,118	124	2,417	134	2,529	142	2,672	152	2,886	171
八代圏域	見込み	4,388	244	5,170	287	5,691	316	4,361	235	4,632	250
	実績	3,719	200	4,071	220	4,231	228	4,379	239	4,504	252
芦北圏域	見込み	5,627	312	6,104	339	6,638	369	5,375	256	5,863	279
	実績	3,249	184	3,639	209	3,994	229	3,864	220	3,687	211
球磨圏域	見込み	4,824	237	5,100	251	5,664	279	4,808	275	4,977	285
	実績	4,502	245	4,482	243	4,541	246	4,700	256	4,778	260
天草圏域	見込み	5,381	266	6,691	331	6,996	344	6,084	302	6,643	329
	実績	3,576	188	4,293	237	4,633	258	4,792	267	5,209	295
県合計	見込み	58,117	3,219	65,906	3,641	73,249	4,050	58,833	3,241	64,360	3,546
	実績	43,921	2,478	46,858	2,634	50,412	2,827	52,907	2,986	55,436	3,170

(8) 療養介護

		熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
県合計	見込み	646	659	676	687	718
	実績	663	675	665	658	685

(9)(10) 短期入所(福祉型、医療型)

		熊本県障がい福祉計画(第3期)					
		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	735	175	773	184	811	193
	実績	624	149	705	167	797	194
宇城圏域	見込み	253	56	286	64	336	76
	実績	162	30	156	29	184	32
有明圏域	見込み	411	92	439	99	461	105
	実績	283	50	361	62	312	59
鹿本圏域	見込み	188	17	243	22	298	27
	実績	70	8	84	12	89	14
菊池圏域	見込み	296	85	324	94	351	101
	実績	371	56	429	65	410	74
阿蘇圏域	見込み	163	53	190	57	217	61
	実績	106	17	139	21	124	22
上益城圏域	見込み	97	22	100	23	103	24
	実績	57	10	91	13	113	19
八代圏域	見込み	88	20	100	22	103	23
	実績	98	21	127	26	170	34
芦北圏域	見込み	312	40	361	46	420	53
	実績	179	20	261	23	240	24
球磨圏域	見込み	253	52	264	54	275	56
	実績	85	16	103	18	142	20
天草圏域	見込み	228	28	280	34	344	42
	実績	187	24	204	26	261	34
県合計	見込み	3,024	640	3,360	699	3,719	761
	実績	2,222	401	2,660	462	2,842	526

		熊本県障がい福祉計画(第4期)					
		平成27年度		平成28年度			
		短期入所		短期入所(福祉型)		短期入所(医療型)	
		利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	902	220	744	140	240	100
	実績	949	241	658	150	158	35
宇城圏域	見込み	227	40	227	40	44	8
	実績	165	34	101	22	62	10
有明圏域	見込み	450	92	475	94	43	10
	実績	320	62	301	60	102	18
鹿本圏域	見込み	93	33	93	33	5	2
	実績	81	13	70	13	4	1
菊池圏域	見込み	473	100	480	102	28	8
	実績	480	76	441	64	36	8
阿蘇圏域	見込み	166	49	181	53	7	2
	実績	161	24	213	23	1	1
上益城圏域	見込み	123	30	121	29	34	6
	実績	123	22	82	11	48	10
八代圏域	見込み	174	42	139	34	53	12
	実績	174	34	109	23	38	8
芦北圏域	見込み	326	37	324	35	38	6
	実績	309	28	305	26	36	4
球磨圏域	見込み	177	45	169	43	20	5
	実績	168	25	168	23	17	4
天草圏域	見込み	395	56	353	54	65	6
	実績	381	45	309	39	50	6
県合計	見込み	3,506	744	3,306	657	577	165
	実績	3,311	604	2,757	454	552	105

短期入所は、平成28年度から「福祉型」と「医療型」に分けて記載しています。

【居住系サービス】

(11) 共同生活援助

		熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	510	580	650	760	840
	実績	523	597	631	663	685
宇城圏域	見込み	138	163	202	153	180
	実績	109	123	134	141	150
有明圏域	見込み	186	204	224	224	251
	実績	160	179	195	200	214
鹿本圏域	見込み	81	96	111	113	118
	実績	85	98	102	105	113
菊池圏域	見込み	127	145	162	166	182
	実績	132	144	160	170	166
阿蘇圏域	見込み	146	159	174	184	197
	実績	147	161	164	169	177
上益城圏域	見込み	99	109	119	146	171
	実績	112	124	130	135	129
八代圏域	見込み	163	210	255	237	284
	実績	169	187	198	203	200
芦北圏域	見込み	95	115	131	99	109
	実績	74	77	89	92	97
球磨圏域	見込み	100	110	120	151	165
	実績	120	125	140	146	151
天草圏域	見込み	170	191	215	206	216
	実績	153	170	183	196	201
県合計	見込み	1,815	2,082	2,363	2,439	2,713
	実績	1,784	1,985	2,126	2,220	2,283

(12) 施設入所支援

		熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
県合計	見込み	3,086	3,079	3,071	2,975	2,953
	実績	3,037	3,027	2,989	2,997	2,983

(13) 計画相談支援

		熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	195	390	967	1,141	1,290
	実績	70	480	716	969	1,013
宇城圏域	見込み	35	38	43	93	112
	実績	46	65	76	121	144
有明圏域	見込み	64	96	128	253	278
	実績	19	70	150	209	216
鹿本圏域	見込み	127	137	144	108	116
	実績	6	49	85	94	103
菊池圏域	見込み	64	99	149	312	336
	実績	45	218	220	248	261
阿蘇圏域	見込み	38	59	81	53	56
	実績	4	25	40	64	63
上益城圏域	見込み	87	125	209	100	116
	実績	2	46	87	127	120
八代圏域	見込み	94	169	217	185	221
	実績	9	40	103	149	161
芦北圏域	見込み	38	54	69	60	65
	実績	12	42	72	75	76
球磨圏域	見込み	240	320	447	98	111
	実績	5	33	108	163	168
天草圏域	見込み	106	168	263	222	229
	実績	27	128	176	205	219
県合計	見込み	1,088	1,655	2,717	2,625	2,930
	実績	245	1,196	1,833	2,424	2,544

(14) 地域移行支援

		熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	64	120	122	2	3
	実績	0	1	0	0	1
宇城圏域	見込み	10	12	15	4	7
	実績	0	0	1	1	0
有明圏域	見込み	10	11	12	7	8
	実績	2	2	0	1	0
鹿本圏域	見込み	1	2	3	1	2
	実績	0	0	0	0	0
菊池圏域	見込み	19	19	19	13	13
	実績	1	0	0	0	0
阿蘇圏域	見込み	5	5	17	4	4
	実績	0	0	1	0	0
上益城圏域	見込み	4	4	6	4	5
	実績	0	0	0	0	0
八代圏域	見込み	17	17	18	2	2
	実績	0	0	0	1	1
芦北圏域	見込み	12	14	16	1	1
	実績	0	0	0	0	1
球磨圏域	見込み	17	17	18	6	8
	実績	0	0	0	0	0
天草圏域	見込み	13	13	14	6	6
	実績	0	0	0	1	0
県合計	見込み	172	234	260	50	59
	実績	3	3	2	4	3

(15) 地域定着支援

		熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	13	20	26	2	3
	実績	0	0	0	0	0
宇城圏域	見込み	15	18	20	3	6
	実績	0	0	0	0	0
有明圏域	見込み	8	11	14	6	7
	実績	0	0	0	0	0
鹿本圏域	見込み	8	9	12	1	2
	実績	0	0	0	0	0
菊池圏域	見込み	10	10	12	10	10
	実績	0	0	0	0	0
阿蘇圏域	見込み	3	5	6	3	4
	実績	0	0	0	0	0
上益城圏域	見込み	4	4	6	3	4
	実績	0	0	0	0	0
八代圏域	見込み	7	7	7	2	2
	実績	0	0	0	0	0
芦北圏域	見込み	8	10	12	1	1
	実績	0	0	0	0	0
球磨圏域	見込み	10	10	12	6	8
	実績	0	1	0	0	0
天草圏域	見込み	9	22	22	12	16
	実績	2	6	7	8	10
県合計	見込み	95	126	149	49	63
	実績	2	7	7	8	10

3 障がい児支援等の必要な量の見込み及び実績

【 障害児通所支援 】

(1) 児童発達支援

		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	3,567	615	3,915	675
	実績	2,929	548	3,615	624
宇城圏域	見込み	420	93	453	102
	実績	450	105	611	130
有明圏域	見込み	555	91	608	99
	実績	518	96	549	105
鹿本圏域	見込み	195	58	205	61
	実績	214	68	236	87
菊池圏域	見込み	1,246	271	1,521	329
	実績	1,216	253	1,687	294
阿蘇圏域	見込み	242	77	264	84
	実績	228	77	282	85
上益城圏域	見込み	351	91	407	106
	実績	314	71	320	67
八代圏域	見込み	1,016	210	1,064	220
	実績	888	213	1,003	238
芦北圏域	見込み	159	31	252	47
	実績	69	19	123	52
球磨圏域	見込み	386	128	401	132
	実績	360	115	426	138
天草圏域	見込み	195	78	185	77
	実績	833	213	157	67
県合計	見込み	8,332	1,743	9,275	1,932
	実績	8,019	1,778	9,009	1,887

(2) 放課後等デイサービス

		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	4,756	580	5,740	700
	実績	6,613	680	11,493	1,002
宇城圏域	見込み	463	73	504	82
	実績	940	103	1,647	151
有明圏域	見込み	1,715	221	1,913	244
	実績	1,778	206	2,134	233
鹿本圏域	見込み	190	41	200	44
	実績	522	73	824	91
菊池圏域	見込み	1,438	294	1,699	326
	実績	2,331	352	3,514	443
阿蘇圏域	見込み	460	80	535	90
	実績	708	82	962	107
上益城圏域	見込み	109	34	214	51
	実績	398	52	1,024	90
八代圏域	見込み	1,389	240	1,458	252
	実績	1,422	258	1,856	346
芦北圏域	見込み	133	27	189	38
	実績	169	19	277	33
球磨圏域	見込み	1,078	123	1,184	133
	実績	1,607	139	2,009	180
天草圏域	見込み	675	70	735	77
	実績	2,067	248	579	74
県合計	見込み	12,406	1,783	14,371	2,037
	実績	18,555	2,212	26,319	2,750

(3) 保育所等訪問支援

		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	23	21	26	24
	実績	26	22	31	25
宇城圏域	見込み	17	10	24	13
	実績	11	9	13	10
有明圏域	見込み	12	8	12	8
	実績	1	1	1	1
鹿本圏域	見込み	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1
菊池圏域	見込み	10	7	21	14
	実績	3	3	8	7
阿蘇圏域	見込み	36	40	41	44
	実績	22	21	21	20
上益城圏域	見込み	12	9	15	12
	実績	3	3	3	3
八代圏域	見込み	14	14	15	15
	実績	17	16	24	22
芦北圏域	見込み	22	13	28	19
	実績	2	2	2	2
球磨圏域	見込み	22	20	23	21
	実績	10	10	12	11
天草圏域	見込み	3	2	4	3
	実績	10	9	1	1
県合計	見込み	172	145	210	174
	実績	106	97	117	103

(4) 医療型児童発達支援

		平成27年度		平成28年度	
		利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用量 (人日/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	14	3	19	4
	実績	31	6	23	4
宇城圏域	見込み	52	10	53	11
	実績	22	4	28	4
有明圏域	見込み	14	3	14	3
	実績	0	0	0	0
鹿本圏域	見込み	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0
菊池圏域	見込み	15	5	17	6
	実績	9	2	5	2
阿蘇圏域	見込み	2	1	3	2
	実績	0	0	0	0
上益城圏域	見込み	43	5	43	5
	実績	2	1	10	2
八代圏域	見込み	10	2	10	2
	実績	21	3	24	4
芦北圏域	見込み	10	1	10	1
	実績	0	0	0	0
球磨圏域	見込み	12	5	12	5
	実績	1	1	1	1
天草圏域	見込み	27	6	27	6
	実績	16	3	3	1
県合計	見込み	200	42	209	46
	実績	102	20	94	18

【 障害児通所支援 】

(5) 福祉型児童入所支援

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
県全域	見込み	350	350	350
	実績	350	350	350

(6) 医療型児童入所支援

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
県全域	見込み	516	516	516
	実績	516	516	516

【 障害児相談支援 】

(7) 障害児相談支援

		平成27年度	平成28年度
		利用者数 (人/月)	利用者数 (人/月)
熊本圏域	見込み	422	482
	実績	410	528
宇城圏域	見込み	13	22
	実績	41	55
有明圏域	見込み	66	74
	実績	59	69
鹿本圏域	見込み	37	40
	実績	47	58
菊池圏域	見込み	178	193
	実績	156	204
阿蘇圏域	見込み	24	26
	実績	31	24
上益城圏域	見込み	25	30
	実績	10	11
八代圏域	見込み	143	187
	実績	88	124
芦北圏域	見込み	6	10
	実績	12	37
球磨圏域	見込み	37	42
	実績	59	88
天草圏域	見込み	40	46
	実績	151	48
県合計	見込み	991	1,152
	実績	1,064	1,246

4 障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

(1) サービス管理責任者等研修

① サービス管理責任者等研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	413 人	437 人	439 人	489 人	435 人

② サービス管理責任者等指導者養成研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	6 人	6 人	6 人	6 人	7 人

(2) 相談支援従事者研修

① 相談支援従事者初任者研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	284 人	294 人	322 人	405 人	283 人

② 相談支援従事者現任研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	51 人	50 人	51 人	60 人	60 人

③ 相談支援従事者専門コース別研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	—	108 人	31 人	39 人	0 人

※地震により中止

④ 相談支援従事者指導者養成研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人

(3) 障害支援(程度)区分認定調査員等研修

① 認定調査員研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	166 人	380 人	119 人	160 人	99 人

② 市町村審査会委員研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	14 人	129 人	24 人	51 人	0 人

※地震により中止

③ 医師研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	33 人	23 人	140 人	84 人	0 人

※地震により中止

(4) その他の研修

① 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)

年度	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実績	115 人	111 人	67 人	53 人	57 人

② 強度行動障がい支援者養成研修

年度	熊本県障がい福祉計画(第4期)	
	平成27年度	平成28年度
実績	164 人	193 人

5 熊本県地域生活支援事業の見込み及び実績

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 発達障がい者支援センター事業	見込み	箇所数	—			2 箇所	2 箇所
		相談等件数	—			3,000 人	3,100 人
	実績	箇所数	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		相談等件数	2,068 人	2,604 人	2,894 人	3,592 人	3,870 人
② 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	見込み	箇所数	—			1 箇所	1 箇所
		利用者数	—			1,000 人	1,000 人
	実績	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		利用者数	961 人	1,021 人	998 人	955 人	925 人
③ 地域療育総合推進事業							
ア 地域療育センター事業	見込み	箇所数	—			10 箇所	10 箇所
	実績	箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
イ 障がい児等療育支援事業 (難聴児支援分、発達障がい等支援分)	見込み	箇所数	—			5 箇所	5 箇所
	実績	箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	2 箇所
ウ 地域療育ネットワーク推進事業	見込み	箇所数	—			10 箇所	10 箇所
	実績	箇所数	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
④ 障害者就業・生活支援センター事業	見込み	箇所数	—			6 箇所	6 箇所
		登録者数	—			2,060 人	2,150 人
	実績	箇所数	5 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
		登録者数	1,966 人	2,409 人	2,927 人	3,294 人	3,497 人
⑤ 地域療育拠点施設事業	実績	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	—	

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	見込み	修了者数	—			44 人	44 人
	実績	修了者数	86 人	18 人	30 人	24 人	16 人
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込み	修了者数	—			10 人	10 人
	実績	修了者数	4 人	12 人	13 人	6 人	10 人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込み	件数	—			7 件	7 件
	実績	件数	—	7 件	35 件	37 件	34 件
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	見込み	件数	—			180 件	180 件
	実績	件数	338 件	166 件	126 件	125 件	122 件

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	見込み	有・無	—			有	有
	実績	有・無	—			有	有

(5) 広域的な支援事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	ア 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	見込み	—			1 回	1 回
		実績	—			0 回	1 回
② 熊本県障害者自立支援協議会の設置	見込み	有・無	有	有	有	—	
	実績	有・無	有	有	有	—	

(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

事業名	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
① 障害支援区分認定調査員等研修事業							
(1) 障害支援区分認定調査員研修	見込み	人数	—			160人	160人
	実績		166人	380人	119人	160人	99人
(2) 市町村審査会委員研修	見込み	人数	—			20人	20人
	実績		14人	129人	24人	51人	0人
(3) 医師研修	見込み	人数	—			30人	30人
	実績		33人	23人	140人	84人	0人
② 相談支援従事者研修事業							
(1) 相談支援従事者初任者研修	見込み	人数	—			100人	100人
	実績		284人	294人	322人	405人	283人
(2) 相談支援従事者現任研修	見込み	人数	—			50人	50人
	実績		51人	50人	51人	60人	60人
(3) 相談支援従事者専門コース別研修	見込み	人数	—			50人	50人
	実績		0人	108人	31人	39人	0人
(4) 相談支援従事者指導者養成研修	実績	人数	4人	4人	4人	4人	4人
③ サービス管理責任者研修事業							
(1) サービス管理責任者等研修	見込み	人数	—			400人	400人
	実績		413人	437人	439人	489人	435人
(2) サービス管理責任者等指導者養成研修	実績	人数	6人	6人	6人	6人	7人
④ 強度行動障がい支援者養成研修事業							
	見込み	人数	—			60人	60人
	実績		—			164人	193人
⑤ 身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業							
	見込み	人数(延べ)	—			415人	415人
	実績		373人	413人	331人	356人	308人
⑥ 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業							
	見込み	人数	—			7人	7人
	実績		6人	7人	6人	7人	7人
⑦ 精神障がい関係従事者養成研修事業							
	見込み	人数	—			115人	115人
	実績		—			70人	41人

(7) 任意事業

① 日常生活支援

事業名	熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
ア オストメイト社会適応訓練事業	見込み	人数(延べ)	—			250人	250人
	実績		250人	236人	200人	178人	185人
イ 音声機能障がい者発声訓練事業	見込み	人数(延べ)	—			1,025人	1,025人
	実績		1,022人	1,026人	1,084人	1,173人	1,059人
ウ 発達障がい者支援体制整備	見込み	有・無	—			有	有
	実績		—			有	有
エ 視覚障がい者生活訓練事業	見込み	人数	—			160人	160人
	実績		154人	178人	178人	157人	154人

② 社会参加支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ア 手話通訳者設置	見込み	活動件数	—			90 件	90 件
	実績		113 件	93 件	107 件	130 件	171 件
イ 字幕入り映像ライブラリーの提供	見込み	貸出本数	—			1,900 本	1,900 本
	実績		1,773 本	2,036 本	2,625 本	2,712 本	1,967 本
ウ 点字による即時情報ネットワーク	見込み	人数	—			40 人	40 人
	実績		39 人	42 人	39 人	40 人	35 人
エ 障がい者社会参加推進センター運営	見込み	有・無	—			有	有
	実績		有	有	有	有	有
カ 身体障害者補助犬育成事業	見込み	助成件数	1 件	0 件	0 件	—	
	実績		1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
キ 点訳・朗読(音訳)奉仕員養成研修	見込み	修了者数	—			25 人	25 人
	実績		18 人	0 人	20 人	7 人	地震のため中止
ク スポーツ・レクリエーション教室開催							
(a) 障がい者スポーツ大会	見込み	人数	—			1,272 人	1,287 人
	実績		1,263 人	1,263 人	1,148 人	1,196 人	233 人
(b) 精神障害者スポレク大会	見込み	人数	—			803 人	813 人
	実績		756 人	793 人	765 人	797 人	地震のため中止
(c) 身体障がい者スポーツ教室	見込み	人数	—			500 人	500 人
	実績		533 人	468 人	475 人	528 人	522 人
(d) レクリエーション教室	見込み	人数	—			700 人	700 人
	実績		612 人	782 人	1,070 人	1,135 人	608 人
ケ 文化芸術活動振興 (a) 精神障がい者作品展	見込み	団体数	—			25 団体	25 団体
	実績		53 団体	35 団体	23 団体	30 団体	32 団体
コ その他社会参加支援							
(a) ハートウィーク	見込み	人数	—			2,900 人	2,950 人
	実績		—			2,673 人	1,738 人
(b) 精神保健福祉大会	見込み	人数	—			400 人	400 人
	実績		950 人	412 人	322 人	418 人	283 人
(c) 精神障がい者家族教室	見込み	人数	—			250 人	250 人
	実績		256 人	245 人	236 人	221 人	202 人
(d) 地域精神保健福祉普及啓発	見込み	人数	—			5,000 人	5,000 人
	実績		7,579 人	5,048 人	1,146 人	1,342 人	1,225 人

③ 権利擁護支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ア 成年後見制度普及啓発	見込み	有・無	—			有	有
	実績		—			有	有
イ 障害者虐待防止対策支援	見込み	有・無	—			有	有
	実績		—			有	有

④ 就業・就労支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ア 障害者就業・生活支援センター体制強化	見込み	箇所数	—			5 箇所	5 箇所
		登録者数	—			1,700 人	1,700 人
	実績	箇所数	—			2 箇所	5 箇所
		登録者数	—			824 人	1,590 人

⑤ 重度障がい者に係る市町村特別支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)			熊本県障がい福祉計画(第4期)	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 重度障がい者に係る市町村特別支援事業	実績	人数	82 人	0 人	0 人	13 人	0 人

附属資料

1 策定経過

年	月 日	事 項
平成 29 年	3 月 31 日	「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」全部改正告示
		「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」一部改正（厚生労働省通知）
	7 月	障がい当事者・家族団体との意見交換会
	8 月 21 日	第 5 期障害・第 1 期障害児福祉計画に係る市町村策定担当者会議
	8 月 23 日	平成 29 年度第 1 回熊本県障害者施策推進審議会
	10 月～11 月	市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等見込量中間報告
	11 月 30 日	平成 29 年度第 2 回熊本県障害者施策推進審議会
平成 30 年	1 月 26 日	平成 29 年度熊本県障害者自立支援協議会
	2 月～3 月	県政パブリック・コメント
	2 月 20 日	平成 29 年度第 3 回熊本県障害者施策推進審議会
	3 月	市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等見込量最終報告
第 5 期熊本県障がい福祉計画及び第 1 期熊本県障がい児福祉計画の策定		

2 県政パブリック・コメントの結果

3 熊本県障害者施策推進審議会委員名簿

平成30年●月現在

氏名	所属	役職
相澤 明憲	熊本県精神保健福祉協会	理事
相藤 絹代	熊本学園大学社会福祉学部	元准教授
上田 ゆかり	大津町住民福祉部福祉課	課長
魚住 佳代子	熊本県障害児・者親の会連合会	副会長
越猪 浩樹	熊本県教育委員会事務局教育指導局	局長
金和 史岐子	熊本県身体障害者施設協議会	副会長
神永 修一	熊本市健康福祉局障がい者支援部 障がい保健福祉課	課長
菊池 哲平	熊本大学教育学部	准教授
倉田 賀世	熊本大学法学部	教授
坂口 正浩	熊本県自閉症協会	会長
竹田 勉	熊本県身体障害者福祉団体連合会	常務理事
田代 国広	熊本県議会厚生常任委員会	委員長
玉垣 希望子	熊本県知的障がい者施設協会	研修倫理委員会 副委員長
徳山 大英	熊本県精神障害者団体連合会	会長
長廣 幸	熊本難病・疾病団体協議会	幹事
林田 協子	熊本県精神障害者福祉会連合会	専務理事
松永 和治	熊本県手をつなぐ育成会	常務理事
松葉 成正	熊本県社会福祉協議会	常務理事
宮田 喜代志	熊本県中小企業家同友会	政策委員長
渡辺 秀樹	厚生労働省熊本労働局職業安定部	部長

(50音順・敬称略)

4 熊本県障害者自立支援協議会委員名簿

平成30年●月現在

区分	氏名	所属	役職	
経験者 学識	今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部	准教授	
	菊池 哲平	熊本大学教育学部	准教授	
障害者団体等	精神	楠 達雅	熊本県精神障害者団体連合会	副会長
		田中 こず恵	熊本県精神障害者福祉会連合会	精神保健福祉士
	身体	岡部 恵美子	熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長
		植田 洋平	ヒューマンネットワーク熊本	事務局次長
	知的	大竹 喜栄	熊本県障害児・者親の会連合会	理事
		西 恵美	熊本県手をつなぐ育成会	理事
難病	中山 泰男	熊本難病・疾病団体協議会	代表	
事業者	精神	相澤 明憲	熊本県精神科協会	会長
	身体	三浦 貴子	熊本県身体障害児者施設協議会	会長
	知的	古田 浩二	熊本県知的障がい者施設協会	副会長
相談支援等	精神	今野 えり子	指定相談支援事業所 ふれあい	センター長
	身体	大島 真樹	熊本市しょうがい者生活支援センター青空	センター長
	知的	後藤 政己	コミュニティハウス明日	管理者
		中野 誠也	熊本県医療ソーシャルワーカー協会	理事
		原 由美	熊本県市町村保健師協議会	理事
教育 雇用・	岡本 雄二	熊本労働局職業安定部職業対策課	課長補佐	
	藤田 泰資	熊本県教育庁特別支援教育課	特別支援教育課長	
企業	五島 てるみ	熊本県中小企業家同友会	障がい者雇用支援委員会副幹事長	

(敬称略)

5 関係法令

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

最終改正：平成 29 年 4 月 26 日法律第 25 号

第一章 総則

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

第三章 地域生活支援事業

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用の

うち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

- 五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
 - 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
 - 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
 - 八 移動支援事業
 - 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。
- 3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（都道府県の地域生活支援事業）

- 第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。
- 2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

- 第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業

の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。
- 4 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 6 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他

の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 5 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 9 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めると

きは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(2) 児童福祉法

(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)

最終改正：平成 29 年 6 月 30 日法律第 71 号

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

4 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 厚生労働大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

- 6 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

- 1 1 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 1 2 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 3 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 5 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八

十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

- 7 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十四 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害児福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（3）障害者基本法（抄）

（昭和45年5月21日法律第84号）

最終改正：平成25年6月26日法律第65号

第四章 障害者政策委員会等

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見

を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
 - 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

「障害」のひらがな表記の取扱いについて

熊本県では、平成20年1月から、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

1 目的

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていましたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなり、法律用語として使用することができないため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされています。

障害の「害」という漢字の表記については、「害悪」、「公害」など負のイメージがあります。また、障がいのある方々やご家族、関係団体の皆さんから、自分や家族の呼称に「障害」の文字が使われることについて大変残念に感じられ、表記を改めるべきであるとのご意見が寄せられています。

「害」の字をひらがなに表記することについては、様々な意見があり、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在はこれに替わる定着した用語がないのが実情となっています。

そこで、県では障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」とするひらがな表記に努めることとしています。

2 表記の取扱い

- (1) 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記とします。
- (2) 法令、条例、規則や固有名称等の表記は、従前どおりとします。
 - ① 国の法令やこれらにより定義されている固有名称、熊本県の条例・規則等の固有名称として使用する場合
 - ② 医学用語・学術用語等の専門用語として使用する場合
 - ③ 著作を引用して使用する場合

3 対象とする文書等

新たに作成・発出する公文書等のうち、県の判断により変更可能なもの。

- (例示) ・住民等に対する啓発資料等（新たに作成又は更新する広報、リーフレット、パンフレット、ホームページ 等）
- ・会議資料、説明資料、計画書 等
 - ・看板、名刺 等

熊本県障がい福祉計画
第 5 期熊本県障がい福祉計画
第 1 期熊本県障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

計画決定／平成30年●月

発行／熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL：096-333-2236 FAX：096-383-1739
E-MAIL：shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp
